

平成 19 年 第 4 回

宿毛市議会定例会会議録

平成19年12月 5 日開会
平成19年12月17日閉会

宿毛市議会事務局

平成19年第4回宿毛市議会定例会会議録

目 次

第 1 日 (平成19年12月5日 水曜日)	
議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	2
事務局職員出席者	2
出席要求による出席者	2
開 会 (午前10時22分)	
○日程第1 会議録署名議員の指名	4
○日程第2 会期の決定	4
(諸般の報告)	
○日程第3 宿毛湾港利活用推進調査特別委員会中間報告	5
○日程第4 平成18年度宿毛市一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計 決算認定について	6
委員長報告	
決算特別委員長	6
質疑・討論・表決	9
○日程第5 議案第1号から議案第22号まで	10
(提案理由の説明)	
市 長	10
散 会 (午前11時05分)	
陳情文書表	12
----- . . . -----	
第 2 日 (平成19年12月 6日 木曜日)	休会
----- . . . -----	
第 3 日 (平成19年12月 7日 金曜日)	休会
----- . . . -----	
第 4 日 (平成19年12月 8日 土曜日)	休会
----- . . . -----	
第 5 日 (平成19年12月 9日 日曜日)	休会
----- . . . -----	
第 6 日 (平成19年12月10日 月曜日)	
議事日程	13

本日の会議に付した事件	1 3
出席議員	1 3
欠席議員	1 3
事務局職員出席者	1 3
出席要求による出席者	1 3
開 議 (午前 1 0 時 0 0 分)	
○日程第 1 一般質問	1 5
1 野々下昌文議員	1 5
市 長	1 8
教 育 長	2 2
野々下昌文議員	2 2
市 長	2 3
保健介護課長	2 4
野々下昌文議員	2 4
2 松浦英夫議員	2 4
市 長	2 7
教 育 長	3 0
松浦英夫議員	3 1
市 長	3 2
松浦英夫議員	3 3
市 長	3 3
松浦英夫議員	3 4
3 今城誠司議員	3 4
市 長	3 6
教 育 長	3 9
今城誠司議員	4 0
市 長	4 1
教 育 長	4 2
企画課長	4 3
今城誠司議員	4 3
企画課長	4 3
教 育 長	4 4
今城誠司議員	4 4
4 中川 貢議員	4 4
市 長	4 7
中川 貢議員	4 9
市 長	5 1

中川 貢議員	5 2
市 長	5 3
延 会 (午後 2時49分)	

----- . . ----- . . -----

第 7日 (平成19年12月11日 火曜日)

議事日程	5 5
本日の会議に付した事件	5 5
出席議員	5 5
欠席議員	5 5
事務局職員出席者	5 5
出席要求による出席者	5 5
開 議 (午前10時00分)	
○日程第1 一般質問	5 7
1 寺田公一議員	5 7
市 長	5 8
市民課長	5 9
寺田公一議員	6 1
市 長	6 2
教 育 長	6 3
市 長	6 4
寺田公一議員	6 4
教 育 長	6 5
寺田公一議員	6 6
教 育 長	6 6
寺田公一議員	6 7
2 濱田陸紀議員	6 7
市 長	6 8
濱田陸紀議員	7 0
市 長	7 1
濱田陸紀議員	7 2
3 浅木 敏議員	7 2
市 長	7 6
教 育 長	7 9
市民課長	8 0
浅木 敏議員	8 2
市 長	8 5
教 育 長	8 6

市民課長	8 6
浅木 敏議員	8 7
教 育 長	8 8
浅木 敏議員	8 8
散 会 (午後 2時25分)	
----- . . ----- . . -----	
第 8日 (平成19年12月12日 水曜日)	
議事日程	8 9
本日の会議に付した事件	8 9
出席議員	8 9
欠席議員	8 9
事務局職員出席者	8 9
出席要求による出席者	8 9
開 議 (午前10時01分)	
○日程第1 議案第1号から議案第22号まで	9 1
質疑	9 1
1 松浦英夫議員	9 1
教育次長兼学校教育課長	9 2
産業振興課長	9 2
建設課長	9 3
松浦英夫議員	9 4
2 浅木 敏議員	9 4
福祉事務所長	9 4
総務課長	9 5
環境課長	9 5
建設課長	9 6
税務課長	9 6
浅木 敏議員	9 6
総務課長	9 7
環境課長	9 7
浅木 敏議員	9 8
3 中平富宏議員	9 8
総務課長	9 9
福祉事務所長	9 9
環境課長	1 0 0
建設課長	1 0 0
教育次長兼学校教育課長	1 0 1

上下水道課長	102
中平富宏議員	102
総務課長	104
福祉事務所長	104
建設課長	104
教育次長兼学校教育課長	105
中平富宏議員	105
委員会付託省略（議案第1号から議案第10号まで）	106
委員会付託（議案第11号から議案第22号まで）	106
散 会（午前11時29分）	
議案付託表	107
----- . . . -----	
第 9 日（平成19年12月13日 木曜日）	休会
----- . . . -----	
第10日（平成19年12月14日 金曜日）	休会
----- . . . -----	
第11日（平成19年12月15日 土曜日）	休会
----- . . . -----	
第12日（平成19年12月16日 日曜日）	休会
----- . . . -----	
第13日（平成19年12月17日 月曜日）	
議事日程	109
本日の会議に付した事件	109
出席議員	109
欠席議員	109
事務局職員出席者	109
出席要求による出席者	110
開 議（午前10時10分）	
○日程第1 議案第1号から議案第22号まで	111
（議案第1号から議案第10号まで）	
討論・表決	111
（議案第11号から議案第22号まで）	
委員長報告	
総務文教常任委員長	111
産業厚生常任委員長	112
質疑	112
（議案第11号及び議案第12号並びに議案第14号から議案第22号まで）	

討論・表決	112
(議案第13号)	
討論・表決	113
○日程第2 陳情第6号	113
継続審査	113
○日程第3 委員会調査について	113
継続調査	113
○日程第4 意見書案第1号	113
質疑・討論・表決	113
(閉会あいさつ)	
市長	114
閉会 (午前11時36分)	
委員会審査報告書	117
閉会中の継続審査申出書	119
閉会中の継続調査申出書	120
意見書案第1号	123

----- ● ● -----

付 録

一般質問通告表	付-1
議決結果一覧表	付-3
議案	付-3

平成19年
第4回宿毛市議会定例会会議録第1号

1 議事日程

第1日（平成19年12月5日 水曜日）

午前10時 開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

○ 諸般の報告

第3 宿毛湾港利活用推進調査特別委員会中間報告

第4 平成18年度宿毛市一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計決算認定について

第5 議案第1号から議案第22号まで

議案第 1号 平成19年度宿毛市一般会計補正予算について

議案第 2号 平成19年度宿毛市簡易水道事業特別会計補正予算について

議案第 3号 平成19年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について

議案第 4号 平成19年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について

議案第 5号 平成19年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について

議案第 6号 平成19年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算について

議案第 7号 平成19年度宿毛市老人保健特別会計補正予算について

議案第 8号 平成19年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について

議案第 9号 平成19年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について

議案第10号 平成19年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について

議案第11号 宿毛市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第12号 宿毛市立沖の島へき地診療所に勤務する医師の給与並びに旅費支給に関する条例の一部を改正する条例について

議案第13号 宿毛市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第14号 宿毛市立小学校設置条例及び宿毛市立中学校設置条例の一部を改正する条例について

議案第15号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について

議案第16号 市道路線の認定について

議案第17号 市道路線の認定について

議案第18号 市道路線の認定について

議案第19号 市道路線の変更について

議案第20号 市道路線の変更について

議案第21号 市道路線の変更について

議案第22号 市道路線の変更について

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 宿毛湾港利活用推進調査特別委員会中間報告

日程第4 平成18年度宿毛市一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計決算認定について

日程第5 議案第1号から議案第22号まで

----- . . . -----

3 出席議員（16名）

1番 今城誠司君	2番 岡崎利久君
3番 野々下昌文君	4番 松浦英夫君
5番 浅木敏君	6番 中平富宏君
7番 有田都子君	8番 浦尻和伸君
9番 寺田公一君	10番 宮本有二君
11番 濱田陸紀君	12番 西郷典生君
13番 山本幸雄君	14番 中川貢君
15番 西村六男君	16番 岡崎求君

----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局長 夕部政明君

次長 岩本昌彦君

議事係長 岩村研治君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市長 中西清二君

副市長 西野秋美君

企画課長 岡本公文君

総務課長 出口君男君

市民課長補佐 山内直美君

税務課長 美濃部勇君

會計管理者兼 會計課長	安 澤 伸 一 君
保健介護課長	三 本 義 男 君
環 境 課 長	岩 本 克 記 君
人權推進課長	土 居 利 充 君
産業振興課長	茨 木 隆 君
商工観光課長	立 田 明 君
建 設 課 長	豊 島 裕 一 君
福祉事務所長	沢 田 清 隆 君
上下水道課長	頼 田 達 彦 君
教育委員長	奥 谷 力 郎 君
教 育 長	岡 松 泰 君
教育次長兼 学校教育課長	小 島 正 樹 君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	有 田 修 大 君
学 校 給 食 センター所長	小 野 正 二 君
千 寿 園 長	村 中 純 君
選挙管理委員 会事務局長	野 口 孝 夫 君

----- . . ----- . . -----

午前10時22分 開会

○議長（宮本有二君） これより平成19年第4回宿毛市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により議長において濱田陸紀君及び西郷典生君を指名いたします。

日程第2「会期の決定」を議題といたします。

この際、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（山本幸雄君） おはようございます。

ただいま議題となっております今期定例会の会期につきましては、議長の要請によりまして、去る12月3日、議会運営委員会を開催いたしまして、今期定例会に提出予定の案件等を勘案のうえ、慎重に審査いたしました結果、本日から12月17日までの13日間とすることに、全会一致をもって決定いたしました。

以上、報告といたします。

○議長（宮本有二君） おはかりいたします。

今期定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から12月17日までの13日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（宮本有二君） ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から12月17日までの13日間と決定いたしました。

市長より、発言の申し出がありますので、発言を許します。

市長。

○市長（中西清二君） おはようございます。

年末を控えまして、大変、何かとお忙しい中、

平成19年第4回宿毛市議会定例会にご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

開会に当たりまして、ごあいさつを申し上げます。

去る11月18日の市長選告示におきまして、多くの議員並びに市民各位のご推挙をいただきまして、引き続き市政を担当させていただくことになりました。

無投票当選という喜びよりも、自分に託された職責の重大さを改めて自覚いたしまして、身の引き締まる思いでございます。

平成15年に初当選以来でございますが、市政運営の基本を市民の目線で考え、民間の経営感覚を持って実行していくことにおきまして、特に市職員の意識改革に取り組んでまいりました。

今後もこの基本姿勢を忘れずに、真に市民のためになるサービスの提供を目指して、全力で取り組んでまいります。

ご承知のように、本市を取り巻く行財政環境は大変厳しい状況が続いておりまして、より効率的、より効果的な行政運営が求められております。

このため、平成17年度に策定いたしました行政改革大綱に基づき、各種施策を着実に実行していくことはもとよりでございます。国や県に対しても、例えば、地方分権という名のもとに、仕事だけ市町村に委譲し、そのための財源の確保は市町村任せというような姿勢を改めていただくよう、しっかりと意見を述べていく必要があると考えております。

また、本市にあります国や県の施設で、国や県の都合で撤退し、使用されていない施設については、市において有効活用することができるよう、無償払い下げを要請してまいりたいと、このように考えております。

一方、大変厳しい財政状況であっても、市民

福祉の向上や、地域振興のための施策については、積極的に推進していかなければなりません。

特に、将来の宿毛市を担っていく子どもたちのための教育環境の整備は、最重点課題と考えております。

学校や保育園の再編については、単に数を減らすということではなく、子どもたちの教育や保育にとって、よりよい方向を見出すことはもとより、保護者の皆様にとっても、利用しやすいものとなるよう、サービスの充実に努めてまいりたいと、このように考えております。

このほか、地域の農林水産物を活用した産業振興や、子育て支援、南海地震対策など、取り組まなければならない課題はたくさんあります。職員とともに、これまで以上に、知恵と汗を出し、明るく豊かなふるさとづくりのために、精いっぱい取り組んでまいりたいと考えております。

市民並びに議員の皆様方におかれましては、さらなるご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます、開会のあいさつとさせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（宮本有二君） この際「諸般の報告」をいたします。

本日までに陳情1件を受理いたしました。

よって、お手元に配付してあります「陳情文書表」のとおり所管の常任委員会へ付託いたします。

閉会中の議員派遣については、お手元に文書を配付いたしておりますので、これにより、ご了承を願います。

会議規則第62条第2項の規定により、一般質問の通告の期限を12月6日正午と定めますので、質問者は期間内にその要旨を文書で通告してください。

なお、事務的な報告につきましては、お手元

に配付いたしました「事務報告書」のとおりであります。

地方自治法第180条第2項の規定による市長の専決処分事項の報告につきましては、お手元に配付しているとおりであります。

以上で、「諸般の報告」を終わります。

日程第3「宿毛湾港利活用推進調査特別委員会中間報告」を議題といたします。

本件については、会議規則第45条第2項の規定により、同委員会より中間報告を行いたいとの申し出がありますので、この際、これを許します。

宿毛湾港利活用推進調査特別委員長。

○宿毛湾港利活用推進調査特別委員長（岡崎求君） 宿毛湾港利活用推進調査特別委員長、中間報告を行います。

宿毛湾港利活用推進調査特別委員会は、平成19年第2回定例会において設置され、委員会発足以来3回の会合を行いました。

宿毛湾港への企業誘致並びに利活用推進についての調査研究を行っているところであります。

去る8月1日には、委員全員と議長で高知県知事を訪問し、宿毛湾港への企業誘致並びに利活用推進について理解を求めたところ、橋本知事から、大変心強い言葉をいただき、訪問者一同大きな手ごたえを感じたところであります。

宿毛湾港の利活用につきましては、毎年数回にわたり、豪華客船の寄港を受けるなど、積極的な誘致活動が実を結びつつありますが、宿毛湾港工業流通団地への企業誘致の活動は、企業からの問い合わせや、誘致交渉に入ったケースもあったものの、長引く景気低迷や、交通網整備のおくれもあり、苦戦しておりました。そのような状況の中、関係者の積極的な誘致活動が実を結び、進出企業第1号が愛媛県の造船業、株式会社粟之浦ドック・三好造船株式会社に決定いたしました。

同グループは、愛媛県八幡浜市、宇和島市及び兵庫県南あわじ市に製造拠点を展開する優良企業で、分譲地の約14ヘクタールのうち、12.20ヘクタールを取得し、船体ブロック建造や塗装を行う施設の整備をし、来年度前半には、操業を開始する計画になっております。

4年後までの新規雇用効果は130人を見込んでおります。11月21日には、成瀬鹿造社長を初め、グループの役員の皆様が来訪し、宿毛市への進出にかける意気込みをお伺いしたところであります。

しかしながら、宿毛湾港の利活用推進に欠かせない防波堤の整備や、未整備区画も含めて14ヘクタール強の用地が残っていることなど、課題も残されております。

本委員会といたしましても、このような状況を踏まえて、今後も宿毛湾港への企業誘致並びにさらなる利活用推進に向け、関係機関とも連携を密にするなど、官民一体となって、積極的な調査及び陳情を続ける必要があると再認識いたしております。

以上、中間報告といたします。

宿毛湾港利活用推進調査特別委員長 岡崎 求。

○議長（宮本有二君） 以上で、委員長の報告は終わりました。

ただいまの中間報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（宮本有二君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

日程第4、「平成18年度宿毛市一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計決算認定について」を議題といたします。

本決算は、平成19年第3回定例会において「決算特別委員会」に付託し、閉会中の継続審査となっておりますので、この際、委員長の報

告を求めます。

決算特別委員長。

○決算特別委員長（岡崎 求君） 決算特別委員長。

平成19年第3回宿毛市議会定例会において、閉会中の継続審査として本委員会に付託されました、平成18年度宿毛市一般会計及び各特別会計、並びに水道事業会計の決算認定について、審査を終了いたしましたので、審査の経過、概要について、結果を報告いたします。

初めに、審査方針についてであります。平成18年度各会計の決算につきましては、本年9月25日から11月16日までの間、合計7回にわたって審査を行いました。

審査に当たりましては、監査委員から提出された各会計決算及び基金運用状況審査意見書を参考にしながら、予算が議会議決に従って適法かつ合理的、効果的に執行されているか。財政の健全化及び財産の適正管理に十分留意されているか。しかも、期待された行政効果を上げ、いかに市民福祉の向上に寄与したかという点に留意しながら、これからの予算審議に活用するためとして、審査をいたしました。

審査結果について申し上げますと、各会計における予算は適法かつ合理的、効果的に執行されており、平成18年度宿毛市一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計決算については、全会一致で認定すべきものと決しました。

以下、委員会で指摘いたしました事項の中で、主なものについて報告いたします。

まず、財政の概要について申し上げます。

実質収支1億63万2,000円の黒字となっておりますが、これは、財源不足を補うため、退職手当債や財産取得債を新たに借り入れたことによる黒字決算であります。

財政指数等については、昨年度から新たに用いられることになりました実質公債費比率が、

昨年度よりも0.7ポイント高い19.6パーセントという高い数値となっております。平成21年度には、千寿園や公共下水道の起債償還がピークを迎えることを考慮しますと、今後、さらなる悪化が懸念されます。

また、経常収支比率につきましては、91.6パーセントと前年度比1.1ポイント減となっておりますが、依然として健全化のラインといわれます75パーセントを大きく上回っております。

本市において、依然として景気回復の兆しが見えず、歳入の根幹である市税の大幅な増収が期待できない中、今後も非常に厳しい財政状況が続くものと想定されます。

今後とも、歳入確保やさらなる経費節減を図り、財政の健全化に努めることを強く要望します。

続いて、収入未済の状況について申し上げます。

平成18年度の未収金につきましては、一般会計、各特別会計、水道事業会計で過年度分を含めて7億5,129万9,465円となっております。徴収率の向上に向けて、市税滞納者に対するサービスの制限など、8項目に渡る対策を講じたり、市営住宅使用料の長期滞納者に対して、法的措置をとるなど、徴収率向上への新たな取り組みが見られるものの、未収金は昨年度より増加しており、特に市税、国保税等については、依然として県内でも最低レベルの徴収率となっております。

長引く不況により、経済的に困窮している事例も多いと思われませんが、受益と負担の公平性が損なわれることがないように、未収金の早期解消に向けより一層の厳正な対応を求めます。

なお、住宅新築資金等貸付金の償還率は県下の平均を下回って推移しております。滞納額も昨年度より増加しております。今後は、滞納者

の生活状況を十分に把握し、償還指導をする中で、債権の回収に取り組むとともに、事例によっては競売の実施や国の補助事業の活用なども視野に入れた取り組みを進められたい。

続いて、一般会計の中で、2点ほど触れさせていただきます。

まず、大型共同作業所についてであります。平成16年度よりすべて閉鎖となっていた市内3カ所の大型共同作業所のうち、貝礎地区においては、新たな縫製業者の立地が決まり、平成19年3月より操業が開始されております。

今後も、地域の雇用を確保するため、積極的な企業誘致を進め、施設の有効活用に取り組んでいただきたい。

また、閉鎖施設の備品については、機械の老朽化が進み、今後の利活用が一層困難になることが予想されます。補助金に関する法律による制約があることは理解できますが、国・県等関係機関と協議する中で、売却も視野に入れた一刻も早い処理を望むものであります。

補助金・負担金・預託金・出資金の取り扱いについては、公益性と支出目的が生かされるよう、各団体の活動状況等を的確に把握する中で、適正かつ有効な予算執行に努められたい。

なお、中小企業融資制度については、長年にわたり貸付先が固定化されているのが実情であり、今後は新規開業希望者などにも貸付が広がるよう、ピーアールに努められたい。

国民健康保険事業特別会計について申し上げます。

介護保険による介護納付金は引き続き増加しているにもかかわらず、収納率は71.39パーセントと1.06ポイント低下しています。高齢者や低所得者の加入割合が高く、長引く景気の低迷により生活困窮世帯が増加し、社会保険離脱者の新規加入も年々増加する等、国民健康保険制度の持つ構造的要因もあって、非常に

厳しいものがあるとは思いますが、国民健康保険財政の健全化と負担の公平のため、収納率の向上を図るとともに、市民の健康維持、予防対策に努められたい。

へき地診療事業特別会計について申し上げます。

全国的に地方での医師不足が大きな問題となっている中、医師の確保については、国も重要課題に位置づけて、取り組みを進めております。今後は、関係機関とも協調しながら、情報収集に努め、医師の確保に万全を期するとともに、高度画像転送装置の有効活用等により、高齢化の進む地域住民の健康維持に最善の努力を求めたい。

定期船事業特別会計について申し上げます。

天候不順などの影響もあり、旅客、貨物とも昨年より減少しており、依然として厳しい経営状況にあります。世界的な需要増を背景にした近年の燃料費高騰は一時的な現象とは考えられず、今後も一層厳しい経営が予想されますが、各種メディアやイベントなどを通じて沖の島観光のピーアールを努め、入り込み客の増加を図るとともに、沖の島の住民の日常的な交通手段として安全運行に努められたい。

特別養護老人ホーム特別会計について申し上げます。

本年度の歳入歳出差引額は340万2,161円と、昨年と同様、黒字決算となっております。

平成18年度から起債の元利償還が始まり、今後は大変厳しい運営が予想されますが、利用者の安全とサービスの向上に視点を置きながら、施設の効率的な運用と経費節減を図り、健全経営に努められたい。

老人保健特別会計について、申し上げます。

11の特別会計中、唯一の赤字決算となっておりますが、翌年度精算によって、不足分が交

付されますので、実質的には収支均衡決算になっております。75歳以上の人の医療保険は、平成20年度から後期高齢者医療制度に移管されますが、老人の健康保持と福祉の向上に向けて最後まで適切な処理に努められたい。

学校給食事業特別会計について、申し上げます。

本会計については、収入未済額が前年度に比べて64万6,960円増加しております。背景には、昨今の厳しい経済状況があると推測されますが、家庭の状況に十分配慮しつつ、収納に万全を期されたい。

また、今後も、地元食材を積極的に使用し、安全・安心の給食の提供に努めるとともに、一層の経費節減を図り、効率的な施設運営に努力されたい。

下水道事業特別会計について、申し上げます。

公共下水道につきましては、平成18年度末の加入率が45.47パーセントと、わずかながら上昇しておりますが、良好な運営に必要な70パーセントにはほど遠い現状があります。平成18年度からは、企業債の償還も始まります。今後も厳しい経営が予想されます。衛生的な生活環境への公共下水の必要性や、設置の際に利用できる利子補給制度など、積極的な広報に努め、加入促進に向けたさらなる努力を求めるとともに、未収金の解消に努められたい。

特に受益者負担金については、一部、平成19年度中に5年の消滅時効を迎えるため、受益者の公平の原則が損なわれることがないように、厳正に取り組まれたい。

農業集落排水事業、漁業集落排水事業についても、加入率に若干の上昇が見られるものの、依然として低い水準にあり、今後も加入促進に向けた積極的な対応を求めるとともに、

国民宿舎運営事業特別会計について、申し上げます。

本会計につきましては、一般会計からの繰入金により、収支均衡決算となっております。指定管理者に移行後は、宿泊利用者数、休憩・会議利用者数ともに増加し、経営状況も順調に推移しておりますが、今後も施設が良好な状態を維持できるよう、適切な維持・修繕に努められたい。

介護保険事業特別会計について、申し上げます。平成18年度の収入未済額は、1,031万円と前年度より88万4,000円増加し、不納欠損は388万6,000円となっております。今後も負担の公平性を損なうことがないよう、収納に努めるとともに、過剰サービスや不正請求が行われないよう、事業所への指導等に万全を期されたい。

最後に、水道事業会計について申し上げます。

収入未済額は前年度より7.31ポイント減少しておりますが、不納欠損額は196万9,540円と消滅時効の2年適用により、前年度44万4,080円から急増しております。

時効処分の原因となる収入未済額については、受益者の公平の原則を損なわないよう、今後さらなる収納率向上に努められたい。

以上、本委員会の審査が、今後の市政運営と市民福祉の向上に、少しでも寄与することを祈念いたしまして、平成18年度決算について、報告を終わります。

今、報告いたしました中に、若干、簡易水道事業特別会計について抜けておったようであります。議長のご指摘いただきまして、続けて報告をいたします。

簡易水道事業特別会計について申し上げます。

水道使用料の徴収は、6,684万9,000円で、前年度より86万8,000円減少しており、収納率も0.27パーセント減少しているが、全体の収入未済額は前年度315万2,000円に対し、269万2,000円と46

万減少しております。

これは、これまでの5年であった消滅時効を、判例に従い2年に短縮したことにより、不納欠損額が急増したためであります。時効処分の要因となる収入未済額につきましては、受益者の公平の原則を損なわないよう、今後、さらなる収納率の向上に努められたい。

また、経営に直接影響を及ぼす漏水対策に注意を配るとともに、市民に安全でおいしい水を供給するため水質保全にも一層努められたい。

以上で、終わります。

○議長（宮本有二君） 以上で、委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（宮本有二君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより、平成18年度宿毛市一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計決算認定について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（宮本有二君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、平成18年度宿毛市一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計決算認定についてを採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は、認定すべきものであるとするものであります。

本決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（宮本有二君） 全員起立であります。

よって、「平成18年度宿毛市一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計決算」は、委員

長報告のとおり認定することに決しました。

日程第5「議案第1号から議案第22号まで」の22議案を一括議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（中西清二君） 議案の説明に先立ちまして、ただいまは平成18年度一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計の決算を認定をいただきましてまことにありがとうございます。

審査報告書のご指摘はもとよりではございますが、審査の過程でご指導、ご指摘をいただきました点につきましては、今後、さらに検討をいたしながら、これからの行政執行に反映させてまいりたいと考えております。

議員の皆様方におかれましては、より一層のご指導を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、ご提案を申し上げました議案につきまして、説明をいたします。

議案第1号は、平成19年度宿毛市一般会計補正予算でございます。

総額で435万1,000円を減額しようとするものでございます。

歳出で増額する主なものは、民生費の私立保育所入所児童運営委託料934万4,000円、商工費の旧高知銀行撤去工事請負費900万円、災害復旧費の現年度都市施設災害復旧費442万9,000円。

減額をするものとしたしましては、総務費の財政調整基金積立金2,277万8,000円、土木費の地方道整備事業費2,086万2,000円などでございます。

一方、歳入で増額する主なものは、県支出金906万円、繰入金819万円。

減額するものとしたしましては、市債2,510万円などを計上しております。

第2表地方債補正につきましては、事業費が減額となった事業及び事業が完了し、額が確定

した事業の借入限度額を変更するものでございます。

次に、議案第2号から議案第10号までの9議案は、平成19年度の各特別会計補正予算でございます。

議案第7号及び議案第10号を除きまして、いずれも人件費等の小額の経費を補正しております。

議案第7号は、平成19年度宿毛市老人保健特別会計補正予算でございます。

総額で1,562万6,000円を増額しようとするものでございます。

内容につきましては、老人医療費の増加に伴う医療費支給費等の補正でございます。

議案第10号は、平成19年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算でございます。

総額で、8,395万9,000円を増額しようとするものでございます。

居宅介護サービス給付費及び地域密着型介護サービス給付費等の増額に伴う補正でございます。

次に、議案第11号及び議案第12号は、宿毛市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、及び宿毛市立沖の島へき地診療所に勤務する医師の給与並びに旅費支給に関する条例の一部を改正する条例でございます。いずれも人事院勧告に基づきまして、若年層に限定した給料表の改定、及び扶養手当の増額改定を行うものでございます。

議案第13号は、宿毛市国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。

内容につきましては、公的年金等からの特別徴収に関する規定を追加するものでございます。

健康保険法等、及び国民健康保険法施行令等の一部を改正する法律が公布され、それぞれ一部を除き、平成20年4月1日から施行されることに伴いまして、本市の条例を整備しようと

するものでございます。

次に、議案第14号は、宿毛市立小学校設置条例及び宿毛市立中学校設置条例の一部を改正する条例でございます。

内容につきましては、学校教育法の一部を改正する法律が公布されたことに伴いまして、それぞれ本市の条例を整備しようとするものでございます。

議案第15号は、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例でございます。

内容につきましては、雇用保険法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、国家公務員退職手当法の一部を改正する法律が施行されたこと、及び育児休業については、1日に2時間以内とされていた部分休業を緩和するなどの改正が行われましたので、国に準じて条例の一部を改正しようとするものでございます。

議案第16号から議案第18号までの3議案は、市道路線の認定についてでございます。

宿毛東団地地区内の2路線と、田ノ浦漁港整備に伴う1路線を、市道として認定するため、道路法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

議案第19号から議案第22号は、市道路線の変更でございます。宿毛東団地地区内の3路線と、田ノ浦漁港整備に伴う1路線を、それぞれ議案内容のとおり変更することについて、道路法第10条第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

以上が、ご提案申し上げました議案の内容でございます。よろしくご審議の上、適切なご決定をいただきますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（宮本有二君） これにて、提案理由の説明は終わりました。

おはかりいたします。

議事の都合により、12月6日及び12月7日は休会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（宮本有二君） ご異議なしと認めます。

よって、12月6日及び12月7日は休会することに決しました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

12月6日から12月9日までの4日間休会し、12月10日午前10時より再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午前11時05分 散会

陳 情 文 書 表

平成19年第4回定例会

受理番号	受理年月日	件 名	提 出 者	付託委員会
第 6号	平成 19.11.22	市道二ノ宮野地線の改良拡幅 について	二ノ宮地区長 川島照久 外4名	産 業 厚 生

上記のとおり付託いたします。

平成19年12月5日

宿毛市議会議長 宮 本 有 二

平成19年
第4回宿毛市議会定例会会議録第2号

1 議事日程

第6日（平成19年12月10日 月曜日）

午前10時 開議

第1 一般質問

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

----- . . . -----

3 出席議員（16名）

1番 今城誠司君	2番 岡崎利久君
3番 野々下昌文君	4番 松浦英夫君
5番 浅木敏君	6番 中平富宏君
7番 有田都子君	8番 浦尻和伸君
9番 寺田公一君	10番 宮本有二君
11番 濱田陸紀君	12番 西郷典生君
13番 山本幸雄君	14番 中川貢君
15番 西村六男君	16番 岡崎求君

----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局長 夕部政明君
次長 岩本昌彦君
議事係長 岩村研治君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市長 中西清二君
副市長 西野秋美君
企画課長 岡本公文君
総務課長 出口君男君
市民課長 弘瀬徳宏君
税務課長 美濃部勇君

会計管理者兼 会計課長	安澤伸一君
保健介護課長	三本義男君
環境課長	岩本克記君
人権推進課長	土居利充君
産業振興課長	茨木隆君
商工観光課長	立田明君
建設課長	豊島裕一君
福祉事務所長	沢田清隆君
上下水道課長	頼田達彦君
教育委員長	奥谷力郎君
教育長	岡松泰君
教育次長兼 学校教育課長	小島正樹君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	有田修大君
学校給食 センター所長	小野正二君
千寿園長	村中純君
選挙管理委員 会事務局長	野口孝夫君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時00分 開議

○議長（宮本有二君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

3番野々下昌文君。

○3番（野々下昌文君） 3番、公明党の野々下です。議長のお許しをいただきまして、市長に質問をさせていただきます。

初めに、中西市長、再選まことにおめでとうございます。まずもってお喜びを申し上げます。

本年もいよいよ師走、二十四節気の1つ、大雪も過ぎ、冬らしくなり、朝夕の冷え込みも一段と厳しくなってきました。新聞には、今の気候に合わずように、次々と宿毛市の財政事情の厳しさを伝える記事が載せられており、市長にとっては、非常に厳しい状況の中でのかじ取りが続くかと思えます。

しかし、アグネスチャンの歌に、「そこには幸せがもう生まれているから」という歌があります。その中の歌詞に、「冬が来たりなば春遠からじ 今こそ春の歌 声を高らかに 闇が深いほど夜明けは近い」という歌詞の歌があります。

これは、冬は秋には返らず、必ず春になるという意味だと思いますが、真冬のような宿毛市の財政ですが、必ず春になることを確信し、子どもに頑張ってもらいたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、通告に従いまして、質問をさせていただきます。

我々公明党は、少子化社会トータルプランを発表しております。副題を「チャイルドファースト社会の構築を目指して」として、子どもが幸せな社会はみんなが幸せな社会、私たちの優しさが、今問われております。成熟した文明が

直面する少子化の進行、それは日本の現実と未来に突きつけられたイエローカードと言えらると思えます。

働き方の見直し、仕事と生活の調和を基調にし、社会の構造改革の中で日本の未来づくりのためにチャイルドファースト社会の構築を目指すとする少子化社会トータルプランは、少子化を社会協働の課題と呈しています。

生活を犠牲にしない働き方への転換、子育てへの負担を過剰にしない支え方の確立、この2つを柱に、社会の構造改革に大きく踏み込んで提言をしております。予想を上回るスピードで進行する少子化に対応するため、政府は昨年6月20日、新しい少子化対策について発表し、その中で子育て支援や働き方の改革を挙げ、子育て支援では、新生児期で出産一時金の支払手続の改善や、児童手当制度における乳幼児加算の創設などの7項目。未就学期では、児童医療システムの充実や、育児休業や短時間勤務の充実普及など9項目。小学期では、全小学校区における放課後子どもプランの推進、学校や登下校時の安全策の2項目を挙げております。

さらに、長期的な視点に立って、社会の意識改革を促すために、国民運動を展開するとして、家族、地域の絆を再生する国民運動として、社会全体での子どもや命を大切にす運動を広げております。

これから全国一律に必要な対策は、さらなる充実を期待しておりますが、各自治体でも、よりよい、効果的な対策を実施する必要があるのではないのでしょうか。

厚生労働省は、19年度予算案では、少子化対策事業費として、昨年の2倍強の700億円と大幅に拡充をしております。700億円の拡充に当たって想定する項目として、児童虐待防止策の推進、地域における子育て力の強化、ファミリーフレンドリー企業の普及促進、そして

妊産婦検診費用助成の拡大が挙げられております。

全額を国の負担で補う妊産婦の無料検診回数を、2回から5回以上に拡充することを、厚生労働省が決めたとありました。これは少子化対策の一環で、国から地方交付税として配分されて、少子化対策事業費に組み込まれておりますが、当市におきましても、無料検診回数の拡大について、厚生労働省の全国基準の規模での取り組みをお願いいたします。

さて、出生数の減少とは逆に、低出生体重児の出生割合は年々増加しているようであります。低出生体重児は、その未熟性により疾病にかかりやすく、また死亡率も高いとされています。

少子化対策で出生数の減少を防ぐ手立てが行われる中で、低出生体重児の増加は大変危惧されるところであります。原因は、妊娠時の飲酒、喫煙、さらに歯周病、歯槽膿漏等の感染症によるようであります。

歯周病菌が血液を通して子宮に入り、早産を促すとされ、切迫早産の妊婦さんでは、歯周病原菌と血液中の炎症を示す物質の割合が多かったとの報告もあり、早産と歯周病に関連性があることを示唆されております。

そこで、少子化対策の努力が生かされるよう、もう一步踏み込んで、低出生体重児の出生の原因を取り除くために、さらに歯の健康の最も効果的な時期での意識改革ができ、子どもから一生涯にわたる歯の健康予防に発展することもできるという利点から、妊産婦無料歯科検診の提案をいたします。

妊婦検診自体、お金がかかり、歯科医はたくさんおるにもかかわらず行きませんし、行くことすら思いつかないのが現状だとうかがっております。

さらに、虫歯があっても、妊婦さんのこの時期は我慢しがちで、出産後はさらに行けなくな

るのが通常だと思います。だからこそ、この時期の無料歯科検診の果たす割合は、非常に大きいと考えられます。妊婦無料検診の回数の拡大の一部を利用することで、実現はできないでしょうか。どうかご検討をお願いいたします。

続きまして、小中学生の虫歯予防についてお尋ねをいたします。

厚生労働省は、21世紀における国民健康づくり運動「健康日本21」で、12歳児の平均虫歯数、治療済みの歯と未治療の歯の合計が2010年時点での目標を1本としております。永久歯は、5歳前後に生え始め、12歳でほぼ生えそろう。このため、幼児期から小中学生時代の虫歯予防は重要とされ、12歳児の虫歯数は永久歯の状況を示す代表的な指標となっております。

本市における18年度中学校歯科保健調査によると、生徒1人当たりの虫歯の本数は、小学校1年生で5.20本、永久歯の生えそろう6年生で2.77本となっております。また、中学生では、1年生が2.77本、2年生が3.30本、3年生が3.52本と、少しずつふえる傾向にあります。

「健康日本21」では、歯質を強化し、虫歯を予防する効果を持つフッ化ナトリウムの水溶液を用いてうがいをするフッ化物洗口を学齢期の予防処置の1つに位置づけております。

新潟県は、81年度の虫歯半減10カ年運動を契機に、全国に先駆けてフッ素洗口を中心とする虫歯対策を実施し、同県の12歳児の1人平均虫歯数は80年の5.03本が、昨年は0.99本と5分の1以下に減少。2000年以降7年連続で全国一少ない虫歯数となっております。

中でも、同県弥彦村弥彦小学校では、1人平均虫歯本数は、70年の2.27本がことしは0.04本に、虫歯経験のある児童は、70年

の72.8パーセントが、ことしは4.1パーセントに、100人のうち96人は虫歯になったことがないという結果が出ておりますが、宿毛市でも永久歯の生えそろう前後の保育園、小学校でのフッ化物洗口を取り入れてみてはどうでしょうか。

続きまして、5歳児健診の推進についてお尋ねをいたします。

現在、乳幼児健康診査は、母子保健法、昭和40年8月18日法律第141号第12条及び第13条の規定により、市町村が乳幼児に対して行っています。

現在、健康診査実施の対象年齢は、0歳、1歳、3歳となっており、その後は就学前健診、初等教育に就学する前の11月30日までに行うとなっております。

実は、3歳児健診から就学前健診までのこの期間の開きすぎは、特に、近年増加している発達障害にとって、重要な意味を持っています。なぜなら、発達障害は、早期発見、早期療育の開始が重要で、5歳程度になると、健診で発見することはできるのですが、就学前まで健診の機会がなく、ようやく就学前健診で発見されたのでは遅いといわれているのです。

発達障害は、対応ができればとそれだけ症状が進むといわれています。また、就学前健診で発見されても、親がその事実を受け入れるのに時間がかかって、適切な対応、対策を講じることなく、子どもの就学を迎えるため、状況を悪化させてしまっているといった現状があります。

厚生労働省によると、平成18年度研究報告によれば、鳥取県の5歳児健診では、9.3パーセント、栃木県では8.3パーセントもの児童が、発達障害の疑いがあると診断されたものの、こうした児童の半数以上は、3歳児健診では何ら発達上の問題を指摘されていませんでした。報告書の結論として、現行の健診体制では、

十分対応できていないとしています。

平成17年4月1日に施行された発達障害者支援法は、国、都道府県、市町村の役割として、発達障害児に対して、発達障害の症状の発現後、できるだけ早い、早期に発達支援を行うことが重要であることから、発達障害の早期発見のために必要な措置を講ずることと定めています。

模範的な取り組みとして、鳥取県、栃木県が全国に先駆け、県内全市町村において5歳児健診を実施しています。また、健診の内容に違いはあるものの、長野県駒ヶ根市、香川県東かがわ市と三木町、鳥取県米子市、静岡県御前崎市、熊本県城南町などが、本格的に導入を始めました。

本市においても、財政的に非常に厳しいことはよく存じておりますが、早期発見で多くの子どもたちを救うため、5歳児健診の導入を推進していただきたく、よろしくお願ひ申し上げます。

続きまして、宿毛新港の防波堤事業についてお尋ねをいたします。

去る11月3日、国土交通省地方整備局並びに宿毛市主催のひと・まち・みなとの未来づくり、みなとまちづくりシンポジウム・イン・宿毛が、早稲田大学の宮口侗迪教授の基調講演や、中西市長初め多くのパネリストの皆さんと、市内外の多くの皆さんが参加して、盛大に行われたことは記憶に新しいところですが、市長や執行部のご努力により、「ぱしふいっくびいなす」や「飛鳥Ⅱ」といった豪華客船も、計5回も来航し、幡多観光の受入港としての役割を果たしつつある中で、大変タイムリーな催しであったように思いますし、勉強にもなりました。

1つだけ残念なことは、市長も話の中で触れておりましたが、10月7日の「飛鳥Ⅱ」の来航のときには、台風9号のうねりの影響で、係留綱が切れ、着岸して1時間そこそこで船は離

岸を余儀なくされ、沖合いに出た停泊となりました。

船内見学を申し込んでいた130余名の市民の皆さんが見学できなくなり、また幡多観光に出ている観光客は、小船で「飛鳥Ⅱ」までピストン輸送をするということが起きてしまいました。

このようなことが今後も起きるようであれば、宿毛市の観光行政にとって、マイナス要因であり、大変なイメージダウンになるのではないかと思います。

そこで、今行われています新港の防波堤事業の進捗状況と、今後の計画、また市長の宿毛新港に対する構想をお聞かせ願いたいと思います。

最後の質問になりますが、先日、高知新聞で「宿毛市の課題」と題して、硬直化する財政、債務総額316億円とか、実質公債費比率が18.9パーセントから19.6パーセントに悪化している記事が載り、宿毛市の財政事情の厳しさが報道されていました。

全市民が今後の宿毛市の財政について、危惧しているところであります。

そこで、自主財源捻出の1つの方策であります寄附による投票条例について、提案をいたします。

この寄附による投票とは、耳慣れない言葉ですが、これは住民参加型の行政の推進という観点から、寄附を幅広く募り、それを財源として政策を実現する仕組みをつくり上げるということとあります。

ここで投票とあるのは、選挙の際に、票によって自分の期待する政策をあげる候補者を選ぶのと同じように、票のかわりに寄附によって政策を選択するもので、個別の政策の賛否を問う住民投票に似ていることから、寄附による投票と名づけております。

長野県泰阜村で、平成16年に寄附による投

票についての条例が制定、施行されて以来、既に27の自治体で導入されており、現在では、都心のベッドタウンであります埼玉県鶴ヶ島市、島根県雲南市でも検討されているようであります。

自治体にとっては、新たな財源調達手段の開拓になるだけではなく、斬新な政策メニューをあげることで、市内外に潜在的に多数存在する宿毛応援団の人々に対して、宿毛市への思いを実現する場を提供することになります。そして、寄附をした人には、一定の寄附金控除が受けられ、寄附者にもメリットはあります。

このような手法を、本市でも導入すれば、新しい財源調達にもなるし、市民を初め、宿毛ゆかりの人たちも巻き込んだ住民参加型行政を実現する一助にもなるのではないのでしょうか。

政策メニューを掲げ、寄附を募り、それでもって事業を推進する、いわゆる寄附による投票という手法を導入する考えはないか、所見をお聞かせください。

以上で、私の1回目の質問を終わります。

○議長（宮本有二君） 市長。

○市長（中西清二君） おはようございます。ただいまの野々下議員の一般質問にお答えをいたします。

先ほどは、再選の件につきまして、ご祝辞をいただきましてありがとうございます。本当に、財政事情は本当に厳しいものがございますけれども、やはり、厳しい厳しいという言葉ばかり使っても、なかなか前には進みません。この厳しいことを踏まえて、前向きな検討をたくさんしていかなくちゃいけないのが、自分に課せられた命題でもあると、このように思っております。

先ほど来から、いろいろなご提案もいただきました。最近も、本当に子どもの命が危ない、少子化について、いろいろなお話もいただきま

して、対策を、全国でもいろんな対策がされております。我々も少子化についての対策を、これからますます受け入れていかなきゃいけない、そういうふうなことも思っておりますし、悲しいことに、子どもの命が奪われるというふうな、こんな事件も再々起っているわけでございまして、本当にこういった事件が、一日も早くこういうのがなくなる世の中にしていかなきゃいけないというふうな責務を、各自治体が負っているんじゃないかなというふうに思っております。

個別のお話について、お答えを申し上げます。

まず、1つは、妊産婦の無料歯科検診でございます。ご指摘のとおり、妊婦の歯周病が早産を招く。それから、低出生体重児の原因の1つであるというふうに言われておりますが、国及び県は、その件について、まだまだ積極的な支援というふうな方向性は示しておりません。

また、妊娠中は、使える薬剤の関係で、積極的な治療が行えなくて、歯周病に関する早産予防に関しましては、妊娠前からの定期的な予防治療が重要でありまして、セルフケアを怠らないことが必要であると言われております。

そんなことから、今のところ、妊婦健康診査の一部を、歯科検診へ充当することは検討していない状況でございます。

当市の対応といたしましては、妊娠届時に、原則、保健師が窓口対応をしております。第1子につきましては、直接、妊婦に歯周病予防についての啓発を行っているところでございます。

第2子以降につきましては、乳幼児健康診査の中で、虫歯予防を含めた予防施策を実施中でありまして、母親の意識を高めているというところでございます。

また、現在4カ所で毎月実施しております赤ちゃん広場におきまして、新たに歯科衛生士による虫歯予防に対する指導、啓発を行う計画と

しております。今後も、妊産婦が心身ともに健康ができる、そのように取り組みを充実させてまいりたいと、そのように考えております。

その手始めとして、妊婦の経済的負担を軽減しまして、定期的な受診を促すことで、妊婦の健康管理と安産を確保する子育て支援の一環となります妊婦健康診査の公費負担を、来年度からふやす予定としております。

次に、フッ素関係の虫歯予防につきましては、教育長の方からお答えをさせていただきます。

虫歯予防も非常に重要なことでございますから、食事後の歯磨き等、そういったことにも心を呈していかなければいけないというふうなことも思っております。

次に、5歳児健診の推進でございますが、厚生労働省は、平成17年4月施行の発達障害者支援法の中で、乳幼児健康診査の際、発達障害の早期発見に努めることを明記しております。当市におきましても、発達障害の早期発見のためにも、乳幼児健康診査は非常に重要であるというふうに考えています。

当市の乳幼児健康診査は、乳幼児に3回、1歳6カ月児、3歳児の計5回を実施しております。

また、最初の健康診査までに、保健師が家庭訪問を行いまして、連続した親子とのかかわりを持つことといたしております。

また、当市の受診率でございますが、乳児健康診査では95パーセント、1歳6カ月児、3歳児健康診査についても、ほぼ90パーセントを達成しております。

これらの健康診査を受けていない乳幼児につきましても、保育士と連携をしながら、保育園、幼稚園でのフォローを実施しています。

発達障害の早期発見のためには、保健師、保育士等乳幼児にかかわる専門職の資質の向上、それから保護者との信頼関係が重要となってま

います。

専門職の資質の向上につきましては、研修会とか、勉強会等を通じまして、日々研さんを重ねております。

また、保育園、幼稚園との連携も実施しております。

未就園児につきましても、子育て支援センターとの連携のもとで、定期的な情報交換を行っています。

保護者との信頼関係の構築につきましては、窓口での対応や、電話、来所相談は随時実施しております。悩み事などを相談しやすい環境づくりに努めております。

そのような取り組みの中で、当市におきましては、小学校入学以降の障害認定はほとんどなくて、就学以前での早期発見ができていますと考えておるわけでございます。

このことから、5歳児健診については、実施の検討をしておりますが、早期発見のための専門職のさらなる資質の向上、乳幼児健康診査の内容の充実、及び受診率のアップ、その後の親子に対するフォロー体制の拡充とか整備に向けて、取り組んでまいります。

次に、ハード面でございますが、宿毛新港の関係でございます。野々下議員ご指摘のように、みなとまちづくりシンポジウムも、国の主催ということで、宿毛市共催というふうな形で進めさせていただいております。港に関する国や県の支援も、そろそろ本格的になってきたかなというふうな感じもしております。

先ほど申し上げられたように、防波堤なしではなかなか観光客船も安全に着けないというふうなところは、もう皆さん、宿毛市民の方、全員ご存じでございます。

防波堤の状況について、申し上げたいと思います。

湾港の池島地区の防波堤工事につきましては、

港内の静穏度を保つために、第一防波堤が300メートル、第二防波堤が380メートルの計画となっております。第一防波堤につきましては、17年度に延長170メートルの整備が完成しております。全体計画では300メートルでございますが、今年度にケーソン4函を製作しまして、残り130メートルのケーソン9函が完成します。来年度、このケーソンを据付をいたしまして、第一防波堤300メートルが20年度には完成するという事になってまいります。

背後地には、この間もニュースでございましたように、宿毛湾港の工業流通団地に栗之浦ドック及び三好造船の企業進出が決定をいたしまして、今後、地域の雇用と活性化も期待される。そしてまた、この企業進出によって、いろんな相乗効果が出て来るのではないかという期待をしております。

次に、第二防波堤でございます。この第一防波堤300メートルにつきましては、岸壁がたまたま4.5メートルと、7.5メートル。そしてまた、13メートル岸壁というふうなバースがございます。

この300メートル、第一防波堤の300メートルにつきましては、大体、マイナス7.5メートルの岸壁について、波状効果があるというふうに示されております。

第二防波堤が、マイナス13メートル岸壁の防波堤であるというふうな形をとっておるわけでございます。ただ、第一防波堤の影響というものは、非常に大きいものもございまして、結構な波状効果があると。港内での静穏度が結構はかられております。

やはり、我々としては、第二防波堤をきちんとつくっていただいて、完全な港、いつでも船が岸壁につけるといって港にしていきたいというのが、私の思いでございまして、この第二

防波堤の着工時期については、まだ決定されておりません。

私どもとしては、市の負担というものがあります。これは県の工事であっても国の工事であっても、市の負担金がございますが、財政的なものを考えれば、できれば私どもは、市の負担の少ない直轄事業、国の直轄事業で実施されるような要望を、国の方にもしております。

これから第一防波堤ができる関係で、貨物量、船の着港の回数がたくさんふえてくるというふうなことを期待しております。

こういった形で、貨物量の実績を上げることも、大切なことでございます。

そういったことで、第二防波堤へ早く着工していただくように、四国整備局に行った時も、また国土交通省へ行った時も、今までもずっと言ってきておりますし、これからもまた、20年度に第一防波堤が完成予定でございますから、この次の工事ということで、地域の活性化も含めて、また建設関係の業者さんの件もございません。こういった形で、できるだけ公共事業としてのこの第二防波堤の着工について、強くお願いしていくのが私の仕事であろうというふうに考えております。

次に、寄附投票条例でございます。野々下議員、先ほどおっしゃいましたような形のもの、私も財政というものは、大体、地方自治体は支出のみを考えている部分がございます。そういった形ではなくて、地方公共団体といえども、いかに収入もふやしていくということも大切なことであろう。皆様方の税金をいただいて、また国からの交付税をいただいて、そういった外部からのものをいただきながら、我々は財政運営しているわけですが、みずからも収入をはかってもいいものもあるんじゃないかというふうなことも思っておりまして、自分自身も実のなる木を植えて、その実を売れば、少し

でも草刈りの費用とか、そういったものも出るんじゃないかなということも、職員ともいろいろ話しております。

こういった状況の中で、先ほどの寄附投票条例でございますが、これ、私も先日、実は新聞報道を読みまして、全国にこういったところがあるというふうなことを、実は初めて知りまして、これは、いいところはまねていいんじゃないかというふうなことを思いまして、すぐにその新聞記事をもとにしまして、財政の担当の総務課長の方に指示をしております。

先ほど、野々下議員がいろいろご披露していただいた27市町村、この寄附金総額は、約2億円を突破したというふうな報道もされていたと思います。

こんなことでございますので、その環境保全とか、健康づくり、その地域の特色を生かした事業を寄附の対象としているわけでございますので、こういった宿毛市にとって、こういった特色があって、こういったものに対して寄附してもらえるだろうか。

そして、宿毛市出身の人、関係者の人に、こういった事業をすることに、心意気に感じて寄附をしてくれるだろうかということ、実は今、検討といいますか、しておりまして、ぜひ、この寄附条例の制定をやるべきというふうなことで、今、準備を進めているところでございまして、この執行部の方で寄附を募る事業の選定、また、議員の皆様方からも、こんなことで寄附を募ったらどうだというのがございましたら、ぜひご提言もいただければ、ありがたいと思っております、そういう状況でございます。

寄附条例の制定に向けて、できるだけ早い時期に、条例議案を議会に提案させていただきたい、このように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） おはようございます。

野々下議員の一般質問にお答えをいたします。

先ほど、児童生徒の虫歯予防について、いろいろな取り組みをご紹介をいただきまして、フッ素物でのうがいを、市内の小中学校に導入すべきではないかのご質問がありましたので、お答えをいたします。

現在、市販をされております歯磨き粉には、フッ素入りをうたっている商品がたくさんあります。

フッ素は、虫歯予防また歯の表面を覆っているエナメル質を強化する等、歯にとってとてもよいものであるということは、よく知られております。

フッ素物でのうがいは、虫歯予防にも効果があり、フッ素濃度を上げることによって、虫歯の減少を図ることは可能だと推測はできますけれども、副作用として、斑状歯、別名歯腐れ病とか、それから骨の発育の異常とか、骨折率の増加等の例も挙げられております。

副作用には、投与の量とか方法等、いろいろな要因があつてのことだろうとは思いますが、小中学校での導入となりますと、専門家の意見をもっともっと参考にしたり、他の市町村からの情報も入手をいたしまして、各学校や家庭の意見も考慮して、検討をする必要があるのではないかと考えております。

現時点の導入については、慎重に検討をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 3番野々下昌文君。

○3番（野々下昌文君） 大変、丁寧にこたえていただきまして、ありがとうございました。

最初の妊婦無料歯科検診の件ですが、非常に細かな対策をとっていただいているということなんです。私、11月3日、シンポジウムの中で、まちが発展していくためには、人材が必

要であると言われておりましたが、宿毛市内に居住して、子育てをしながら生活をしている若い人たち、私は本当に大人材ではないかと思えます。

この若者たちが、今、宿毛市の疲弊した経済の中で、必死のやりくりをしながら子育てをしているのは現状であります。

私は、この若い人たちの子育て支援の一助となればとの思いで、提案をさせていただきました。

どうか、生活者の目線に立つてのご判断を、お願いをしたいと思います。

2番目の、今、教育長答えていただきましたフッ化物洗口の件なんです。取り入れたらどうかというのは、保育園、小学校で、幼児期から、保育園、小学校で取り入れてはどうかということ、私は言ったんですけれども。

副作用という話がありましたが、教育長言われましたように、フッ化物の調合といいますか、濃度ですね。非常に高度なものが要るかと思えます。

この弥彦小学校の場合をちょっと紹介してみます。

フッ化物洗口を行うのは、毎週金曜日8時20分。紙コップに取ったフッ化物10ccを口に含んで、液が全体に行き渡るように、1分間、ブクブクとしているようであります。

フッ化物や紙コップにかかる費用は、1人当たり年間200円程度。児童が、親が希望しない場合は、実施をしていないようであります。

児童495人中490人が実施となっております。

フッ化物洗口は、医療費削減にも有効で、新潟県の10歳から14歳、歯科医療費調査によると、フッ化物洗口の実施者として、実施者と未実施者で、治療に年間4,556円の差があり、費用対効果が大きいことがわかります。

また、厚生労働省と日本歯科医師会が展開しております8020運動、80歳で20本の歯を保つことができるようにという歯の健康指標です。この運動の一環として、兵庫県歯科医師会と兵庫県国民健康保険団体連合が、かみ合わせの保持と健康、平たく言えば、歯と健康が体全体にどのようにかかわっているかについて調査したところ、端的に言えば、歯の数が少ない人は、医師の医療費が5割も高いという驚くべき結果が出ています。この調査は、3万から4万人を越す70歳以上の人を対象に、平成14年から行われていますが、毎年同じような傾向が見られます。

例えば、平成16年5月、保険請求分では、70歳以上で歯数が19本以下の人は、20本以上の人より医療費が約25パーセント多い。さらに、80歳以上に限ると、歯数19本以下の人は、20本以上の人より医療費は約37パーセントも多くなってきます。

そして、70歳以上で、歯数4本以下の人は、20本以上の人より医療費が約50パーセントも高くなっており、残存歯数が少なくなるほど、医療費が高くなるという傾向が、顕著にあらわれています。

高知県は、全国でも医療費のかかる県として、上位にランクをされていますが、健康な歯を保っていれば、医療費が今よりも25パーセントから50パーセントも削減できるということがあります。将来の宿毛市を考えると、真剣に検討をしてみるべきではないでしょうか。

5歳児健診のことですが、5歳児健診で、宿毛市におけるサポート体制がどうなっているのか。

現在、宿毛市において、発達障害と診断されるのは、どのような症状で、何名ぐらいおられるのか教えていただけませんか。

重要港湾のことは、本当に重要港湾のことは、

宿毛新港のことは詳しく説明していただきました。本当にありがとうございました。

最後の寄附条例の件ですが、この条例を全国に先駆けて導入した泰阜村は、積極的な在宅福祉の取り組みで、全国に知られておりますが、目標額を達成したことから、障害者のための旅行事業、半額は自己負担を2年間連続で行っています。一生、旅行は無理とあきらめていた車いすの障害者たちの心のケアをうながすため、去年はグアム島へ、ことしは国内温泉旅行へと送り出しており、テレビや新聞等でも報道をされておりました。

私からの提案ですが、本市は、藩政時代より学問が非常に盛んで、歴代領主が開いた郷学校、また私塾、公堂を開いた三宅大蔵や、漢学塾望美楼を開いた酒井南嶺といった、卓越した指導者のもと、多くの若者が育ち、明治維新にあたり、この僻遠の宿毛市から、岩村通俊、林有造、岩村高俊の3兄弟を初め、小野義真、竹内 綱、大江 卓、小野 梓等々、たくさんの日本の人物を輩出しており、特に早稲田大学創立者の小野 梓とのつながりが強く、市内には梓公園があり、隣接した高知銀行跡地も寄贈していただいております。

つきましては、この土地に、小野 梓の師匠、酒井南嶺が開いた望美楼を復元し、子どもたちに夢や希望を与える郷土の偉人資料館として建てる、その事業を政策の1つとして挙げてみてはいかがでしょうか。

2回目の質問を終わります。

○議長（宮本有二君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、野々下議員の再質問にお答えいたします。

先ほどの妊婦の歯科検診でございます。人をたくましく、「人材の里 宿毛」と言われておりますように、人が育つことが大切ということでの子育て支援ということ、本当に、非常に

大変な、1つの大きな命題だというふうに、私は思っております。

ただ、それがどういった形でやるのが一番いいのかということが、私自身もまだまだ勉強不足のところもございます。

これは、やはり専門家。例えば、妊産婦の方を、どういった形で支援していくのが一番いい方法なのか。そして、こういった形を、ご本人ばかりじゃなくて、それを見守る保健師の方、そしてお医者さんの意見、そういった専門家の方々のご意見も、やっぱり参考にしながら、進めていかなきゃいけないんじゃないかなというふうに思っております。歯科検診を無料でして、例えば、お医者さんとの絡み、その妊産婦さんが、歯の関係は、非常に歯をたくさん使うそうでございます。カルシウムとか。

そういったことについて、どこをフォローしていけばいいのかとか、そういったいろんなことがあろうかと思えます。

また、執行部としても、そういったことを含めて、検討もさせていただきたい、このように思っております。

それから、5歳児の健診のサポート体制と、何名おるかということにつきましては、保健介護課長の方から説明をさせていただきます。

それから、寄附条例の件でございます。先ほど私、寄附投票条例みたいな言葉を話したかと思えますけれども、寄附条例でございます。訂正をさせていただきます。

これ、先ほど、私もお願いしましたように、議員さんの方からも、いろんなご提案ございましたら、ぜひお願いしますと言ったばかりのところ、また野々下議員の方からこういったご提案をいただきました。この件につきましても、1つの事例として、検討の中身に入れさせていただきたいと、このように思っております。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 保健介護課長。

○保健介護課長（三本義男君） 保健介護課長。3番、野々下議員の再質問にお答えします。

保健介護課の体制といたしましては、保健師5名で実施しております。そして、発達障害児の宿毛市の人数ということですが、個人の病状、症状のこともありまして、公表しておりませんので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（宮本有二君） 3番野々下昌文君。

○3番（野々下昌文君） 今、課長、この症状等言えないということなんですが、個人情報に当たるのでしょうか。

症状と人数ですので、そんなあれはないと思いますが。今わからなかったら、また後日、教えていただけたらと思いますので、その点、よろしく願いいたします。

保健介護課課長、法律に違反しない範囲での情報の提供をお願いいたします。

以上で、私の質問を終わります。大変ありがとうございました。

○議長（宮本有二君） 4番松浦英夫君。

○4番（松浦英夫君） 4番、松浦でございます。皆さん、おはようございます。

早速、通告に従いまして、市長の政治姿勢について、一般質問をいたします。

任期満了に伴い行われました今回の市長選挙において、無投票にて再選をされ、2期目の中西丸が船出をすることになりました。引き続き、市政を運営されることを、まずもって心からお祝いを申し上げたいと思います。

宿毛市を取り巻く環境は、先ほど、野々下議員も指摘のとおり、格差の拡大が進む中で、若者の働く場が非常に少なく、少子高齢化と過疎化が一層進む中で、人口も2万4,000人を切ってしまいました。あわせて、国の三位一体改革による大変厳しい財政状況の中での行政の

執行であることは承知をいたしております。

このような今日的状況であります。市長は2期目に臨む抱負の中で、市民の目線に立って物事を考えて、民間経営感覚を取り入れながら、市政運営をこれまで以上に強力に推進していくとのことですが、今後4年間、中西丸を操縦するに当たって、どのようにかじ取りをしていこうと考えておられるのか、今一度お示しをいただきたいと思っております。

次に、保育行政についてお伺いをいたします。

去る11月7日に開催をされました、19年第3回臨時議会の議員協議会において、執行部より、宿毛市立小中学校再編計画、並びに公立保育園の廃止計画が提示をされました。

宿毛市立小中学校再編計画につきましては、行政改革大綱に基づき、教育審議会の答申を受けての教育委員会としての一定の結論であります。

内容につきましては、多くの問題が含まれておりますけれども、今回は、公立保育園の廃止計画について、以下のとおり質問をいたします。

突然示されました廃止計画の内容は、中央保育園の開園の目的が、私立であります宿毛保育園への待機者対策として開園されたものであり、今日では、少子化が進む中で、その目的は十分果たされたとの理由であります。

しかしながら、その時点での待機児童が保育に欠ける対象であったことは事実であり、そのニーズにこたえるべく、開園した中央保育園が、後発の施設であるとの理由で、今日、宿毛保育園等の児童数確保のために廃止されるというのは、どのように考えてもおかしな話であります。

当該私立保育園が、今以上に園児の確保を希望するものであれば、それは基本的には、みずからの経営努力と、利用者の方々へのサービスの内容と質で、さらなる努力をすべきであり、行政が長い時間とそのノウハウでつくり上げて

きた公的保育保障の中核園であります中央保育園を唐突に廃止するというのは、余りにも筋がとおらないと言わざるを得ません。

私といたしましては、この廃止計画には、以下のとおり指摘する以外にも、多くの問題点があり、現時点では、理解をしかねるところであります。

平成17年度に作成されました宿毛市行政改革大綱によりますと、1小学校区に1保育園を基本として取り組むとした上で、松田川小学校区のすみれ、和田、二宮。平田小学校区の平田、貝礎。小筑紫小学校区におきましては、小学校の再編計画等の関係も相まって、栄喜、みなみ、小筑紫をそれぞれ統廃合していくとのことあります。

各保育園におきましては、17年度から順次、保護者や地域との協議を重ねていき、理解を得る中で、21年度から実施していくとのことありまして、中央保育園の廃止計画は、宿毛市行政改革大綱にも明記されておられません。

そして、1小学校区に1保育園との基本方針からも、宿毛保育園は、宿毛小学校区であり、和田保育園は、松田川小学校区でありまして、宿毛市行政改革大綱の基本方針にも逸脱するものと考えます。

そして、公立の保育園と私立の保育園の統合ということで、保護者の皆さんも、大変不安を抱いております。

今日まで、中央保育園に関しましては、保護者を初め、関係者への説明が行われておりますが、すべての保護者の方々から反対の意見が出され、保護者等の理解を得られておりません。

保護者や関係者のコンセンサスを得られない場合でも、この計画を推進しようとするのか、お伺いをいたします。

市長は、再選をされた直後の高知新聞紙上によりますと、子どもの教育環境整備は急務であ

り、学校や保育園の再編は、削るだけではなく、働く保護者が利用しやすいようなサービスの充実を図りたい。子育て支援もやっていきたいと述べておられます。

そして、その中で、金がない、景気が悪いとマイナス面ばかり嘆いても、状況はよくなるまい。市民の目線を第一に、元気を出してやっていくという市長の考えと相反するものではないかと思いますが、市長の所見をお伺いをいたします。

このように、多くの疑問点や問題点を抱える中で、どのような観点から廃止計画を突然提案してきたのか、その理由をお伺いいたします。

次に、障害という言葉の、漢字の「害」という表記をひらがなの「がい」に改める取り組みをすべきではないかとの観点から、市長に対しまして、質問をいたします。

今日、障害者の完全参加と平等を目指し、障害をお持ちの方、持たない方も、ともに助け合い、支え合いながら、住み慣れた地域の中で、普通に生活が送れるような社会を目指すノーマライゼーション社会の実現が強く求められています。

あわせて、私たちみずからの心の中に持っている障害者に対する差別感や、偏見というバリアー、いわゆる障壁を取り去るために、障害者に対する差別や偏見を助長するような用語の見直しを初め、地域の市民と障害のある当事者や家族が、人間として理解し合い、尊重し合って生きていこうとする心のバリアフリーを推進していこうとの取り組みが、全国的に行われて、進んでおります。

一般的に、障害者の「害」という漢字の文字には、悪くすること、損なうこと、妨げる、災いなどの否定的な意味があり、あわせて負のイメージが強く、障害者に対する差別や偏見の助長につながるものと考えます。

障害は本人の意思でない生来のものや、病気、事故などに起因するものであることから、障害者のように、人に関連して使用する場合に、漢字の「害」を用いることは、人権尊重の観点からも好ましくないものと考えます。

宿毛市においても、率先して障害者に対して、より不快感を与えないようにするためにも、「害」という表記を改めるべきであると考えます。

あわせて、相手を思いやる心を持つことの重要性を広めるためにも、市民への啓発活動が重要となってまいります。

そこでお伺いをいたします。

全国的にも北海道庁や福岡市、那覇市、東京都の町田市を初め、既に約30以上の自治体において、条例の改正等を行う中で、取り組みがなされております。

「害」という表記を、ひらがなの「がい」に改めるべきではないかとの考えについて、市長としての所見を求めます。

あわせて、宿毛市として、今後、「害」という表記を改めるべく検討していく考えがあるかどうか、お伺いをいたします。

次は、教育行政について、教育長にお伺いをいたします。

教育委員会では、委員会の会議録を一般の市民に閲覧できるように整備をされておるかどうかが、あわせて開催日時の周知について、どのように考えておるのか、教育長にお伺いをいたします。

本市議会の会議録については、会議録を印刷製本して、議員はもちろんのこと、関係機関に配付をする中で、広く住民が閲覧できるようにいたしております。

そこで、まず1つは、教育委員会の会議録の閲覧についてであります。宿毛市教育委員会会議規則第8条において、会議の公開を規定い

たしておりますので、会議録の閲覧が当然に認められると考えます。

情報公開への要求が高まってきておる今日でありますので、教育委員会においても、会議録の閲覧請求がされるものと思います。

しかし、宿毛市教育委員会では、会議の傍聴規定は整備されておりますけれども、会議録の閲覧請求があった場合、請求に対処できるように、十分に整理されているのかどうか、お伺いいたします。

整備されていないとしたならば、早急に整備をする必要があると考えますが、その対策について、教育長の所見をお伺いいたします。

次に、教育委員会の開催日時について、市民への周知についてお伺いをいたします。

今日ほど、保護者を初め市民においては、全国的に教育現場で起きているいじめや不登校の問題、学力や教育環境等、教育の問題について、非常に強い関心を持たれておるのではないかと思います。

そこで、教育委員会の開催日時を広く市民に周知を図る中で、先ほど申し上げた問題等について、宿毛市教育委員会として、どのように取り組んでいこうとしているのか。そして、その対策や考えについて、保護者や市民の皆様にも広く知っていただくためにも、教育委員会を積極的に傍聴していただくことも重要であると考えますが、今後の取り組みについて、教育長の所見をお伺いをいたします。

1回目の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（宮本有二君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、松浦議員の一般質問にお答えをいたします。

第1点目は、今後の4年間の市政運営をどのようにしていくかということでございます。

今議会の冒頭でごあいさつ申し上げましたよ

うに、無投票の当選の喜びというよりも、自分に託された職責の重大さを痛感してありまして、就任以来、今まで市民の目線で考えて、民間経営感覚を持って、実行していくことを基本にして、取り組んできました。

1期目の期日が12月25日でございます。まだ1期目でございますが、そういったことを、今後もこの基本姿勢を変えることのない形で、また関係者のご理解をいろいろ得ながら、先ほど、ご質問ありました、後でお答えいたしますが、高校とか教育関係の学校再編、ハード面の部分でございますが、そういったことを行っていかなきゃいけない。

そしてまた、これに至った経緯もございしますが、災害対策もございすし、また、交通体系の整備等にも取り組んでいかなきゃいけないというふうに考えております。

そしてまた、企業誘致とか、一次産業の振興。今回、ようやく湾港の工業団地に企業が進出していただきました。こういったことも、1つの起爆剤となろうかなと思っておりますが、これをさらに進めていかなきゃいけないというふうにも思っております。

また、義務教育期間中の医療費を無料化しようとか、そういったものも前向きに取り組んでいきたい。

ご承知のように、先ほど、野々下議員も、また松浦議員もおっしゃっていただきましたように、非常に財政的には厳しい状況が続いております。来年度の予算編成時に、できるものから、可能な限り取り組んでいきたいなど。

包括的に4年間をこうだということ言うんじゃないくて、直面する課題というものに対して、真剣に、これをまた、将来を見据えた解決をしていくのが役目かなというふうなことを思っている状況でございます。

開会の時に申し上げました件につきましては、

もう加えて言わなくてもいいかと思います。

それから、保育行政についてでございます。中央保育園を廃園してという話を出させていただきました。その中央保育園ができました経緯につきましては、松浦議員がおっしゃいましたように、待機児童の解消のために、昭和50年9月に、当初は長田町の県立病院の東隣に開園しておりました。その後、また、園児がふえたことと、施設の老朽化によりまして、平成元年に貝塚に移転して、現在に至っているということでございます。

宿毛市全体におきましては、昭和53年当時には、保育園児が1,306人でありました。現在では、約半分の665人に減少しております。小中学校の再編計画とあわせまして、保育所の再編につきましても、本市の大きな行政課題であるというふうな認識を持っております。

そして、先ほど、行政改革集中プラン、改革の集中プランのお話も出ておりますが、私自身は、その集中改革プランで、まだのせられなかったものもたくさんある。行政改革というものは、不断にやっていかなきゃいけないんじゃないか。そこにのってないものでも、やはりやっていかなきゃいけないものもたくさんあるんじゃないか。このほかにもあると思います。

そういったものは、その都度、やはり提案をしていかなきゃいけないんじゃないか。そういうふうな考えを持っております。

そういったことで、今回、この保育園の再編を出させていただいたわけですが、個別にご質問がございますので、この質問につきましても、個別に答えてまいりたいと思います。

まず、1点目でございますが、先ほど、保護者とか関係者のコンセンサスを得ない場合でも、この計画を推進しようとするのかという質問がございました。

これは、私、決して保護者や地域の同意を得

ないまま実施しようというふうには思っておりません。今後も、引き続きまして、保護者会等で十分ご説明もさせていただき、また意見交換もさせていただく。

こういうことの中で、ご要望もあると思いません。相互の課題を検討しながら、理解を得られるように取り組んでいきたい。

これは、やはり一応計画を出していかないと、次にその目標をどこに置くかということも、やっぱり示すことが計画でございますので、この件について、強硬に、何が何でもというふうな、無理なことはするつもりはございませんし、皆さん方の賛成がないとできないと思います。

ただ、この計画につきましては、じゃあ反対だからやめろとなれば、現状のままでしかないわけですね。現状のままで、じゃあいいんですかというふうな問いかけも、私はしたいとは思っております。

やはり、先ほど申しました、園児が1,300人から600人程度になってきたという状況。そしてまた、行政改革しなきゃいけない。財政の改革しなきゃいけないときに、経費として、どういうふうにするか。私立の保育園があります。ここにも、補助金も出しております。そういった状況の中で、どういうふうなことをやっていくんだ。そしてまた、震災対策もでございます。そういったいろんな面が、まだ皆様方にご説明をしきれてない部分もあるかもしれません。これは、担当の福祉事務所長が地元へ出向いて行ってやっておりますが、この部分が、まだ皆さんにご理解できたかどうか、その部分なんかも、これからお話し合いの中で、またさせてもいただかなきゃいけない。

そういったことで、無理に計画を推進しようということは考えておりません。

それから、再選直後のマスコミとの会談の中で述べた所信と、所見と、今回の対応は相反す

るのじゃないかということでございますが、これは、もう全然的を得てないと思います。

私自身も、廃止というマイナス面だけにとらわれることのないように、あとサービスをすると言いますか、延長保育とか、一次預かりとか、保護者が必要とする子育て支援を検討もしていかなくちゃいけない。

そういった質の高い保育を、どこの保育所、これは公立、私立といわず、どこに行っても受けることができるように、補助金も出している関係もございまして、お金も出せば口も出すというのが私の信条でございますので、そういったところで取り組んでまいりたいというふうに思っております。

それから、3点目でございますが、どのような観点から廃止計画が出たのかということでございます。

これは、私自身、廃止計画というよりも、保育所、それから学校、これは全体、宿毛市全体を考えたときに、どれだけこの子どもたちのニーズがどうあって、どれだけ規模のものが、この市内にあっていいのか、そういったことを、実はずっと、2年前ぐらいからずっと頭の中で悩みながら、悩みながら考えていたわけでございます。

そういったことで、必ずしも行革大綱のつてますように、1小学校区に1保育園という原則がございまして、この原則どおりにはいかないかもしれません。地域の問題もございまして、それぞれがあつて、実現もいかないかもしれません。

こういうことは、やはり計画としては載せております。ただし、いろいろな、市全体の財政的な面とか、人の面とか、そういったものを、いろんな要素を考えた形で、今回、出していたわけでございますが、現在の宿毛小学校区におきましては、私立でございますが、宿毛

保育園の1園で十分対応できるのではないかと、いうふうな結論を持って、地震対策、私立の運営だとか、市役所の中の財政状況ですか、それから配置計画だとか、そういったことをいろいろ考えた関係で、出させていただいたというふうな経緯でございます。

一応、まだまだ厳しい行政運営だろうと思っております。私立とか公立を問わずに、宿毛市におけます貴重な社会資源を有効に活用しながら、保育サービスの充実に努めていくと。

これは、子どもたちが主役でございますので、そういった保育サービスが、例えばゼロ歳児であるとか、延長保育だとか、一時預かりだとか、そういったことができる形をつくっていくのが、我々の仕事でもあるというふうに思っております。

全部の保育園が、そういったことのすべてをできているわけではございませんので、そういったためには、どうしていくのか、そういったことをいろいろ考えながら、出してきたわけでございますので、ぜひ皆様方にも、一つ一つ検証を願って、ご理解をいただいて、実現できるようにしていきたいなというふうなことを思っている状況でございます。

次に、障害者のひらがな表記でございます。その障害者という用語の表記につきましては、ちょっと申し上げますと、昭和24年に身体障害者福祉法が制定されております。これを機に、一般的に使われるようになったということでございまして、ご指摘のとおり、全国的には、北海道を初め、政令市では札幌市などで30の自治体がひらがな表記に改めておりますが、国におきましては、今のところ、未対応でございます。

私も、先ほど松浦議員おっしゃいました「害」の字だけをとらえますと、これは悪くすることとかの意味がございまして、それは、決し

て、私自身は障害のある方に対して言っているものじゃないんじゃないかなというふうに考えております。

国等は、法律上の表記は変わらないわけでございます。

その「害」の表記を改めるじゃなくて、障害者にとって不都合であれば、障害者という言葉そのものを、何らか差別的なというふうな発言もございましたが、そういうことにならないようなものに改めていくのが本当じゃないかなと。

表記そのものをかえるというより、さまざまな活動とか、施策を通じまして、障害者に対する差別とか偏見をなくしまして、心のバリアフリー化をすることの方が、大切じゃないかなというふうに思っております。

ひらがなにしてしまうと、私は、「障害」というこの2つの文字で1つをあらわしているんじゃないかなというふうなこともございまして、やはり、意味もほとんどわからなくなるかなというふうな、ちょっと感じを持っています。

国語の学者じゃございませんので、そこら辺がわからないんですが、やはり表記そのものというよりも、障害者福祉の充実とか、実質の障害者に対する差別。先ほどの偏見とか、そういったものをなくするような形をつくっていくのがいいんじゃないか。

ひらがなに、障害の「害」をひらがなにすることで、問題が解決するのであれば、それはいいと思いますが、なかなかその部分についての問題解決というものにはなっていないんじゃないかなというふうな感じを持っております。

漢字のことで感じのことを言っちゃいけません、そういう感覚を持っておりまして、少しそのひらがな表記に改めたから、障害者に対して優しくなるんだとか、いうふうな、そういう感覚よりも、もっと、実質、本当に障害者のためになることをしていくべきではないかなと、

そんなようなことを思っています。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長、松浦議員の一般質問にお答えをいたします。

教育委員会の会議録の閲覧についてであります、会議録の閲覧につきましては、宿毛市の教育委員会会議規則の18条の規定によりまして、整備をしております。

直ちに閲覧ということにはならないと思いますが、この会議録の閲覧請求がなされた場合は、宿毛市の教育委員会の所管にかかわる宿毛市情報公開条例施行規則を制定をしておりますので、本規則並びに宿毛市情報公開条例に基づいて、公開をしております。

ことしも請求が出て、それに対応したということもございます。

次に、教育委員会の開催日時の周知についてにお答えいたします。

宿毛市教育委員会会議規則第3条で、会議の日時及び場所は、委員長がこれを定め、会議開催の3日前までには告示をし、かつ各委員に通知をしなければならない。

ただし、急施を要する場合、急な場合は、この限りではないと規定をされております。

現在、市役所の正面玄関の掲示板、それから毎月、会議開催日を告示をしておりますが、今後は松浦議員のご質問にもありましたように、広く市民に周知をするためにも、SWANテレビの行政チャンネルや、市広報に開催日を掲載する等の方法も検討をしていき、あわせて会議内容についても、ホームページでの掲載等、市民の皆さんに知っていただくような方法を検討してまいり、開かれた教育委員会のための取り組みを進めてまいります。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 4番松浦英夫君。

○4番（松浦英夫君） 再質問をいたします。

1点目の4年間のかじ取りについての質問の分ではありますが、やはり市長言われますように、市民の目線を大切にしながら、この4年間、取り組んでいくということではありますが、私といたしましても、市民のだれもが安全で、安心して生活のできるまちづくりはもちろんでありますけれども、何よりも経済的にも社会的にも、大変厳しい生活環境下にあります社会的弱い立場にある人たちに目線を配りながら、優しい、心のこもった、思いやりのある市政運営に取り組んでいただきたいと思いますと考えております。

あわせて、今後ますます進むでありましょう過疎対策、少子高齢化、こういった問題についても、将来の宿毛市を考えた場合、大変重要であると考えますので、積極的な対応を、強く要望いたすところであります。

この点についての答弁は求めません。

次に、保育行政について、若干質問をさせていただきますと思います。

先ほど、コンセンサスを得ない場合には、無理であるというような答弁もいただきましたが、サービスの充実という観点から、再質問をさせていただきますと思います。

中央保育園は、現在、1歳3カ月からの入園であり、他の公立保育園と同じく、延長保育を実施をいたしております。

定員は130名のところ、現在の入園児は86名であります。中央保育園には、授乳室も整備されておりますので、6カ月からも入園できるようなサービスの拡大を図っていくことを、真剣に考える必要があるのではないかと思います。

そのことが、お母さんたちが安心して子どもを産み育てることができ、働く保護者に優しい市政ではないでしょうか。

今日、政府もようやく重い腰を上げて、少子

化対策に乗り出そうとしていますが、宿毛市における少子化対策を考えた場合に、その対策の1つになるのではないかと考えますが、このことについて、所見を求めたいと思います。

次に、今、宿毛市が考えなければならないのは、園庭があり、すべて1階での保育を行っており、あわせて日当たりのよいところなど、保育環境がよい場所で、のびのびと保育をしていくことが、そして先ほど、市長も触れましたが、防災対策という観点にも立つべきであります。

そのようなことを考えた場合、宿毛保育園への統合を考えるのではなく、むしろ中央保育園を存続させ、中央保育園に宿毛保育園の園児の一部を統合さすということも模索すべきではないかなというふうに考えております。

市長のいう市民の目線に立った市政運営を推進していこうと考えるならば、今回の宿毛保育園の廃止計画は、私としては再検討すべきであります。再度の所見を求めたいと思います。

次に、「害」という字の取り組みでありますけれども、私自身も、この「害」という字をひらがなにかえたからといって、障害者が減るとは考えておりません。

けれども、障害者がいやがること、やはり差別とか偏見、そういった部分から、どうしてもひらがなにすべきではないか。

「害」という漢字が、熟語が30ほどあるわけですけれども、害のあるという意味にとられる言葉だけで、ないのは無害だけです。そういう面で、大変、そういう皆さんが、そういう思いで訴えておるということを、それをまた受けて、全国の自治体でも、そういう取り組みをなされておるということで、ぜひ、今後、宿毛市から発信する文書等について、こういう方向で取り扱いをいたしてほしいという思いでありますので、再度、お答えをいただきたいと思います。

市長の言われます心のバリアフリー、障害者という漢字、それぞれノーマライゼーションの社会になれば、進むと、障害者という言葉もなくなるかもわからないという思いも、私もいたしておりますけれども、現実的には、そういう障害者が、害がある、妨げる、そういった目で見られておるとい、根底にありますので、再度の答弁を求めます。

教育委員会へは、今、教育長の申された点について、了といたしたいというふうに思います。

○議長（宮本有二君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、松浦議員の再質問にお答えをいたします。

1点目は、積極的な対応を市政に対してということでございまして、答弁は要らないということでございますが、また、皆様方のそんな、先ほどの言葉を励まし言葉と受けとめまして、市政運営に頑張っていきたいと思っております。

次に、保育行政でございます。一応、サービスの充実で、ゼロ歳児、いわゆる6カ月からも入園ということでございますが、乳児保育の中央保育園での実施でございますが、これ、担当に聞いておりますと、受け入れできる部屋の確保ができないということでございまして、受け入れできる部屋の確保ができないのでは、ちょっと無理じゃないかなというふうなことでございます。

それから、この少子化対策でございますが、今後、そういった統廃合を進めていく中で、お母さんたちが安心して働くことができるように、乳児保育であるとか、一時保育、先ほど申し上げました延長保育等の保育サービスの実施、充実に向けて検討してまいりたいと、このようには思っております。

それから、今回の中央保育園の廃園ということをおっしゃってます。決して、宿毛保育園との統合ということではございませんで、宿毛の

保育園を中央にというふうなお話もございました。やはり、皆様方の選択肢が広がるんじゃないか。宿毛保育園もありますし、大島の保育園もございます。大体、保育園に預けておられるお母様方というのは、働きながらという方が多うございまして、自分が働くところの近くの保育園にお預けになるというのが、非常に多いんじゃないかなというふうに思います。

数字的なものは、ちょっとわかりませんが、そういったことで、今、聖ヶ丘の方も、またこども認定保育園ですか、認定園ですか、こども認定園というふうな形もとっております。

そういったことで、選択肢が、私立ということにはなりますが、いろいろな、先ほど申しました震災対策面とか、財政面とか、人の配置だとか、そういったものを、いろいろ要素を入れた形でこの計画を提出させていただいたということでございますので、今後、社会資源である民間活力でございます。そういったところとの協働によりまして、やっていく、市政運営もしていくことが大切なことだというふうに思っております。

この統合計画を再検討すべきであるということでございますが、この再検討をするというふうなことだと、再編反対ということにつながるのか、再検討して、どういった形の再検討にしていくなかというふうなことが、私自身も考えなきゃいけないことでございますけれども、施設の安全とか、保育サービスの向上とか、いうことでは、現状維持ということは、非常に無理がいくというふうに思っております。

子どもにとっては、園児の安全、安心、それから保育サービスの向上に努めるという義務が、我々に課されておりますので、市全体を総合的に考えた結果ということでございますので、もう一度、詳細に分析していただき、またご理解をしていただき、またご協力を願いたいと

というのが、現在の答弁でございます。

それから、障害の「害」の字をひらがなにということでございますが、ここで、漢字学者ではございませんので、ここで論争をするつもりはございませんが、そうおっしゃいますと、例えば、障害の「障」の字も、余り差し障りがある言葉で、余りいい言葉じゃなく、漢字としていい言葉じゃないんじゃないかとか、人をあらわすのにですね。そういうことになりますと、どういった表現がいいのかということの方にいくべきではないかなというふうに、私、思っております。1つの意味がちょっとわからなくなる部分がありまして、するんであれば、障害というのをひらがなにしてしまうとか、そういうふうなことなのかな。片一方だけというふうな話も、ちょっと漢字を考えたときに、おかしかな。

私ども、こういった世代でございますので、漢字でものを考えるというふうなくせがついていっていると思います。そうしますと、ひらがなにしてしまうと、ちょっと意味がわからなくなる。その意味のことを言いますと、また今度は、障害者の方が差別意識がありますよということでありましたら、ほかの表現に改めていくのが適切じゃないかなと、そんなふうに、ちょっと思っております。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 4番松浦英夫君。

○4番（松浦英夫君） 質問させていただきます。

今、市長、この漢字をひらがなにという部分で、漢字的とか、そういった部分ではなしに、その言葉があることによって、障害者の皆さんがひらがなにかえてほしいという思いで、私もその声を受けて質問をさせてもらっておりまして、決して、国語的に、私も国語的な勉強はいたしております。けれども、思いとして、そ

ういう言葉がある、漢字で書くことによって、障害者が傷つくというような思いがありますので、そういったかたい話ではなしに、そういった柔らかいところで、前向きな答弁をいただければなというふうに思います。

それと、中央保育園の関係でありますけれども、私自身も、そういうお母さん方の働く関係とか、環境とか、今の中央保育園の立地条件等をかながみて、質問をさせてもらっているつもりでございます。

先ほど、私も再質問の中で言いましたように、市長も防災面を言われますけれども、防災面を考えた場合に、そういう面では、中央保育園の方が、より防災対策上、建てた年数も平成元年の9月からでしたか、そういう面を考えると、中央保育園の方がより防災的にはええと。環境的にも、すばらしいという思いでございます。

それとまた、児童の受け入れの関係でありますけれども、授乳室の関係も、部屋はあります。あとは、少し手直しすれば対応できるし、総定数が130名の予定で、中央保育園建てられております。現在、86名。そういう面で、44名あるわけです。人数的には受け入れが可能な状況ではないかなというふうな思いでありますので、この点について、再度、市長の答弁をいただきたいと思います。

○議長（宮本有二君） 市長。

○市長（中西清二君） 松浦議員の再質問にお答えします。

中央保育園の関係、今、るるおっしゃいました。私ども、そういったことも、るるやっぱり考えた形でのことでございますので、再検討というか、我々の計画の中で、抜かっているものがありましたら、それについては検討もしていかなきゃいけないと思っておりますし、皆さんと本当に共有した形でのいいものをつくっていかなきゃいけないということは念頭にありますので、

今のお話の中のことも、考慮の中にはたくさん入れさせていただいて、検討もしてまいりたいというふうに思います。

それから、漢字のことですから、柔らかくしろということ、ひらがなになっているんじゃないかなというふうな話ではございます。

漢字の、いやがっているという障害者の方がおられるということは、今も承りました。国の方の方針とか、県の方の方針とか、そこら辺ともまた話もさせていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 4番松浦英夫君。

○4番（松浦英夫君） ぜひ、そういう防災面とか含め、そしてまた、漢字の「害」のひらがなでの表記、その部分についても、やはり思いやりのある市政を続けていくためにも、真剣に考えていただきたいと思います。

保育園の問題についても、まだ予算的な部分も裏づけされておられませんし、きょうのところは、市長の考えを聞きたいという思いで、私なりの質問をさせていただきました。

これで一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（宮本有二君） この際、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午前11時38分 休憩

午後 1時00分 再開

○副議長（寺田公一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

1番今城誠司君。

○1番（今城誠司君） 1番、一般質問を行います。

まず、中西市長におかれましては、このたび2期目、無投票にて信任されまして、まことにおめでとございました。

本議会冒頭の市長のあいさつの中でも、身の引き締まる思いであると発言されておりましたが、我々も、身を引き締めて、議員活動を展開していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

それでは、市長の政治姿勢について、質問をさせていただきます。

企業誘致、雇用対策が市政の課題であると思っておりますが、今回、県も全国でもトップクラスの優遇措置を用意して、誘致に努めた結果、先日、念願であった宿毛湾港工業団地へ栗之浦ドックグループの進出の決定によりまして、明るい兆しが見えてまいりました。

そして、来年早々にも、工場設備が着工され、平成20年度内の操業開始が予定されておりますが、何もなかったところに大きな造船所が建設されるということで、いろいろな面で地元との調整、また周辺整備が必要となつてまいりますが、県と連携して、この工業団地稼働に向けての市としての進出企業支援策、また取り組み方法をお聞かせ願ひたいと思っております。

次に、去る10月29日に、企業立地促進法に基づく高知県の基本計画が国に同意され、企業誘致活動に、いろいろな支援措置が活用できることになっております。

宿毛市は、機能部品等供給ゾーンとされ、関連産業の集積を図るとされております。今後、さらに企業誘致に取り組まなければなりません。今すぐに誘致活動できるものとして、宿毛湾工業団地の、今回、公募の残区画1.82ヘクタールと、西南中核工業団地の未進出の土地があると思っております。

また、この宿毛湾港工業団地には、残り12ヘクタールは、企業ニーズにより分譲可能区画となっておりますが、まだまだ整理の完了していない部分がたくさんあります。また、緑地整備も残っております。早期に整備を、県に強く

要望して、誘致活動のできるような土地を整備して、今回の進出をばねに、次なる企業誘致に取り組む必要がありますが、現在の次の企業誘致への取り組み、また整備の完了していない分譲地への取り組み状況について、お伺いしたいと思います。

次に、来年度内の工場操業開始ということで、すぐに材料、製品の物流が生まれ、第二防波堤、アクセス道路の整備、及び計画がすぐに課題となりそうですが、その事業費が膨大な金額であり、国の直轄事業によるインフラ整備になると思いますが、これまで以上に、強く要望していく必要があります。

第二防波堤については、その調査は概略済んでいて、その事業採択に向けて、陳情活動は活発に行われておりますが、立地意向のある企業の立地評価向上に必要な設備として、アンケート調査によりますと、高速交通基盤が第1位となっております。しかしながら、宿毛・内海間は予定路線で、地図上に適当に線が引いてあるだけです。この区間を基本計画区間への格上げの活動展開、また路線決定に当たって、宿毛湾港の活用を考慮に入れた計画について、お聞きしたいと思います。

次に、教育行政についてですが、まず、初めに、先月、教育委員会より学校再編計画が発表されましたが、この再編計画に対しまして、市長に2点ほどお伺いしたいと思います。

平成17年度より、宿毛市行政改革大綱集中改革プランを、推進委員会が十分な議論を策定して実行していますが、今回の大規模な学校再編、また中央保育園の廃止は議論されておられません。必要になれば、すぐに方針追加変更して、スピーディーに取り組む方針は評価されますが、当初のこの行政改革集中プランが十分なプランであったのかが疑問に残ります。

また、この今回の学校再編計画が、行政改革

に偏ったようなプランになっており、宿毛らしさの教育の色を盛り込めていないと私は考えております。

市長に、進行中の行政改革プラン以外の大きな改革が、まだまだ潜在的に残っていると感じておりますが、どのようにお考えかお聞きしたい。

また、人材の里すくもの教育改革について、どのように取り組んでいくかをお聞きしたいと思います。

2点目として、市の財政面から、この大規模な統合計画は実行可能かどうかということです。

自主財源が乏しい本市は、ほとんどが起債による財源での実施となると思いますが、この再編計画での財政シミュレーションを行っていて、本当に実行可能かどうかもお聞きしたい。

また、統合学校別のおおよその事業費をつかんでいたら、その金額についてもお聞きしたいと思います。

平成18年度で宿毛市の実質公債比率は19.6パーセントと、18パーセントを超えて、一般的許可団体になっておりますが、この平成21年度から始まり、平成30年度まで、各年度でこの学校統合の予算の確保が可能かどうか、途中で起債制限団体になりかねない状況でありますので、その見通しについてもお聞かせ願いたいと思います。

続いて、教育長に3点ほどお尋ねいたします。

先ほど、松浦議員の質問もございまして、重複する部分もありますが、答弁はその部分を削除して結構ですので、よろしく願います。

6月議会で、開かれた教育委員会への取り組みをお願いしておりましたが、今回、このような大変な、大きな再編計画を議論、また審議を行ったわけですが、市民はその内容について、十分理解できる情報が不足していると思いますが、開かれた教育委員会への取り組み状況をお

聞かせいただきたい。

次に、先日、今回、この再編計画策定の過程の議論を、教育委員会で閲覧させていただきました。その議論の中で、国、県教委の示す学校適正規模に対して、宿毛市の状況に合った教育、学習、学校経営の観点から、宿毛市の適正規模、宿毛市の適正配置についての議論が少なく、事務局案での統合計画の位置、順番の議論が主を占めているのではないかと感じましたが、宿毛市の子どもたちにとって、一番よいと考えられる適正規模、適正配置について、宿毛市教育委員会としてのお考えをお聞きしたいと思います。

最後に、家庭、地域の教育力の再生が、教育改革に必要とされておりますが、子どもたちの豊かな感性や創造性、社会性など、生きる力をはぐくみ、教育的な風土をつくるためには、地域との連帯意識が不可欠ですが、統合再編の最大のデメリットとして、地域のかかわりの低下が予想されますが、計画審理段階での地域の連帯意識の向上については、考慮されているのかをお聞きしたい。

以上、1回目の質問を終わります。

○副議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、今城議員の一般質問にお答えをいたします。

2期目に当たってのお話を承りまして、また、市議会議員さんの方も、非常に力強いお言葉をいただきました。

宿毛市が今、一番困難に陥っている財政状況でございます。市民の皆様の協力を得まして、また議会の皆様、そしてまた、執行部はもとよりでございます。みんなで力を合わせていかなきゃいけない時期に来ているんじゃないかなと、こんなように思っておりますので、これからもよろしくお願い申し上げます。

まず、最初のご質問でございますが、今後の企業立地促進についてでございます。

企業立地、当市の企業支援につきましてでございます。投資を促進させるために、立地時と増設時における5年間の固定資産税の課税免除を行っておるところでございます。

誘致をするときには、企業訪問とか、窓口を一本化することによりまして、必要とされる情報提供を迅速に行っております。

また、立地後でございますが、これは定期的な情報交換によりまして、企業からの要望とか、相談に対しまして、迅速に対応しまして、企業の満足度を高めるように、積極的なアフターケアを行っているつもりでございます。

雇用の創出と所得の向上が重要な課題でございます。当市におきましては、湾港の工業流通団地への栗之浦ドック、三好造船の進出は、非常にありがたく、今後、スムーズな企業進出と、さらなる発展を期待しているところでございます。

これまでの取り組みが目に見える形となったことで、これ以上に、また企業誘致にトップとして努めてまいりたいと、このように考えております。

次に、企業誘致につきましては、現在も問い合わせのある企業に対しましては、企業訪問とか、情報提供も行っておりまして、状況に応じた取り組みを、今後も継続してまいりますし、また、そういったところには、私自身も出かけていって、ぜひ内容を聞きまして、進出についての検討をしていただくというふうなこともしてまいり予定でございます。

湾港の工業流通団地でございます。残る分譲地の整備につきましては、高知県に対しまして、港をまず、静穏度を高めるための第二防波堤の整備につきましては、国に要望活動等を実施しておりますし、これからも強く、また要望してまいり予定でございます。

また、企業進出をスムーズに行うための地元

調整につきましては、これも高知県とともに進めてまいりたいと、このように考えております。

次に、宿毛湾港の工業流通団地への交通基盤でございます。これまで企業の進出がなかったために、十分な整備が行われておりません。今回、宿毛湾港工業流通団地へ進出する栗之浦ドックさん、三好造船は、八幡浜市と宇和島市に拠点がございます。今後、輸送量の増大が予想されるということもありまして、これまでもずっと、我々はお願いをしてきております、議会も我々も一緒になってやっております、四国8の字ルート、これの整備。

そして、この企業進出を契機としまして、湾港からのアクセス道路につきましても、企業進出の促進及び物流拠点としての機能強化の相乗効果を図るためにも、関係機関等との連絡をとりながら、整備促進に対する要望は、強く実施していきたいというふうに思っております。

次に、教育行政でございますが、集中改革プランに示された計画以外でございます。この学校再編、保育園の問題につきましては、集中改革プランに示された計画以外でございます、これ以外に取り組まなきゃならない改革が残っているんじゃないかというふうなご質問だったと思いますが、17年度に策定いたしました行政改革大綱及び集中改革プランにつきましては、平成21年度までの計画となっております。

この集中改革プランでございますが、総務省からの地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針におきまして、平成17年度中に集中改革プランを策定することが、各地方公共団体に義務づけられたことに伴いまして、市の行政改革大綱を1年前倒しをして、策定したものです。

この計画は、三位一体改革等によりまして、大変厳しい財政状況にある本市が、今後も持続可能な団体として発展していくために、財政シ

ミュレーションを行いまして、不足する財源の確保とか、歳出の抑制を行うために、その時点で実施すべきものというふうに判断したものでございます。その計画の履行状況につきましては、毎年度、宿毛市行政改革推進委員会に報告してございまして、そしてまた、市民の皆様に対しましても、広報及びホームページで公開しております。

しかしながら、三位一体改革等によりまして、本市の財政状況はますます厳しくなっております。このような現状を踏まえまして、計画途中での追加の見直しとか、計画終了後の新たな計画の策定等、行財政改革は不断に継続していく必要があるというふうに考えております。

今回の学校再編とか、中央保育園の廃止につきましても、計画策定時には、そこまで深く議論がなされておりましたが、子どもたちにとって、よりよい教育環境の整備とか、効果的、効率的な再編を検討した結果、策定をいたしましたものでございます。

ご指摘のように、現在の集中改革プランの中に、すべてが網羅されているものとは考えておりません。今後も、最小の経費で最大の効果をあげることができるように、取り組んでまいりたいというふうに考えています。

次に、宿毛の教育改革について、どのように取り組んでいくかのご質問でございます。

今城議員おっしゃいますように、明治以後、多くのすばらしい人材を輩出しております。人材の里であるというふうに考えております。

その背景には、よりよい教育環境が整備されていた結果ではないかというふうなことも思っております。

次代を担う子どもたちが、たくましく、心豊かに、そして生きる力をはぐくみながら、成長するためには、まず良好な教育環境を整えまして、教育の充実を図っていくことが必要である

と考えています。

また、教育環境、また、今回、教育環境、また耐震化等の子どもたちの安全面からの充実を検討する中で、最良の方法の1つとして、学校の再編が必要であるというふうにも考えています。

教育環境の整備とか、良好な状態での維持には、地域や保護者の皆様のご協力によって、よりよいものになると考えておりますので、今後、市民の皆様のご協力をいただきながら、意見を聞く中で、教育改革に取り組んでまいりたいと、このように考えております。

財政的な面からの学校再編が可能かどうかのご質問でございますが、本市では、これまでの建設事業を実施するに当たっての多額の地方債の借入を行っております。

平成18年度決算時点で、実質公債比率が19.6パーセントというふうに、高率になっております。そのため、新たな地方債の借入には、公債費負担適正化計画が必要となっております。平成18年度から平成25年度までの間の適正化計画を定めまして、平成25年度には、実質公債比率が18パーセント以下となるように、公債費の抑制に向けて取り組んでおります。

現在のところ、実質公債比率のピークでございますが、公共下水道事業とか、特別養護老人ホームの元金償還が本格的に始まります平成20年度で、21.2パーセントというふうに見込んでおります。

実質公債比率の算定は、簡単に申し上げますと、当該年度の地方債等の償還にかかわる歳出の一般財源を、地方公共団体の一般財源の標準規模を示します標準財政規模で割ったものが、実質公債比率となっております。

この実質公債比率が25パーセントを超えますと、道路の改修などを実施するための地方債の借入ができなくなってしまうと。市民サー

ビスに、これは多大な影響を与えるものというふうに思われます。

公債費負担適正化計画の中では、小筑紫小学校の再編や、消防庁舎の建てかえ等の一定の事業費を見込んで、算定はしておりますが、今回の学校統合の全体事業費は、現在のところは見込んでおりません。

また、長期にわたる実質公債比率の算定は、算定の根拠となります標準財政規模につきましても、人口の減少、増減であるとか、国の改革等による財源の変更等によりまして、長期的な数値の見込が難しいために、平成25年度より、後年度での正確な算定は非常に難しいというふうに思っております。

このように、財政的には非常に厳しい状況でございますが、学校施設の耐震化と、近い将来起こると予想されております南海地震対策として、非常に優先度の高い事業と考えております。

さらに、多くの学校は、順次、建てかえ時期を迎えております。特に小筑紫小学校とか、宿毛小学校につきましては、耐震補強を行うより、改築した方が効果的、効率的でございます。それらを総合的に判断しまして、再編計画を策定したものでございます。

事業の実施にあたっては、財源の確保を初め、歳入歳出の収支バランスを十分に考慮しながら、事業を実施していかなくちゃいけない、このように考えております。

このような事業、お金がかかることにつきましては、必ず私の頭の中によぎるのは、財政問題が必ず、根本的に頭の中に入った上での計画というふうに、自分自身では思っております。

財政関係が頭から片時も離れたことはございませんで、どうしたらこれが、いかに安く、いかに効率的にできるかということ、日々日々考えております。

そういうことの説明。

以上でございます。

○副議長（寺田公一君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長、今城議員の一般質問にお答えをいたします。

統合、再編計画につきましての市民への情報公開についてですが、再編計画につきましては、平成19年度になりまして、個々の問題としてではなくて、宿毛市全体の小中学校の再編についての議論が必要になってきたことを契機に、教育審議会に、宿毛市にとって望ましい学校の再編につきまして、諮問をいたしました。

7月から10月まで、4回の熱心な審議の末に、平成19年10月5日に、教育審議会の答申をいただきました。

その後、教育委員会で議論をし、現在、発表している再編計画となったわけです。

市民に対しての情報の公開につきましては、平成19年10月30日に、市長と教育長と、それから市内の小中学校PTA役員との懇談会で、全体の再編の計画をご説明をいたしました。

議員各位に対しましては、11月7日の議員協議会において、ご説明をしております。

また、学校におきましては、保護者を対象にご説明の機会をいただき、11月12日、栄喜小学校、11月14日、田ノ浦小学校、11月19日、小筑紫小学校、11月28日には、橋上中学校で説明会を実施をしております。

今後も、引き続き、地域の皆様にもお集まりをいただき、説明をして、理解を求め、続けていきたいと思っております。

また、「広報すくも」にも掲載をする等、広く市民の皆さんに理解をいただけるように、説明をさせていただきたいと考えております。

それから、宿毛市の子どもにとって、一番よいと考えられる適正規模、適正配置について、宿毛市教育委員会として、どのように考えてい

るかについてのご質問でございますが、学校は、保護者や地域の期待にこたえ、基礎基本をしっかりと備えた、確かな学力向上を目指し、将来、社会の中で力強く生きていく力を育てる場所であると考えております。

いろいろな考えはありますが、そのためには、多様な意見に触発をされて、お互いを高めあうことができる程度の規模の集団で生活するのが、望ましいではないかと考えております。

近年、全国的に進む少子化が原因で、宿毛市におきましても、学校の小規模化が深刻な問題となっております。

国や県におきましても、学校の適正規模を示しております。宿毛市におきましても、これらを参考にいたしました。地域性も考慮しなければならぬので、宿毛の子どもたちにとっての適正規模、適正配置を、学校の児童生徒数の大小で、具体的な数字等であらわすことは、かなり困難なことだとは思いますが、例えば、1学級は同一学年で、教育活動を行う方が望ましいとは考えております。

いろいろな課題や、事情を総合的に考慮し、宿毛市にとっての適正規模、適正配置をご説明をしながら、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、計画の審議の段階で、地域との連帯意識について、考慮しているかのご質問でございますが、4回にわたる教育の審議会におきましても、地域とのかかわりは重要な議題として議論してきたことでもあります。

小学校については、小規模化が進む状況下ではありますが、やはり大きな地域には、1つは残す必要があるのではないかとという方向で議論をしてまいりました。中学校におきましては、それぞれの子どもたちの特性の伸長をはかれるような、いろいろなニーズに対応できるような教育環境を整えるということを大切に、議論を

しました。

地域とのかかわりにつきましても、地域との連帯意識、また共通認識が低下をしないように、学校からの情報の発信や、地域と連携して行事等を実施する等の方法も検討をしながら、さらに関係を深めていけるような方向で考えております。

今後、これまで進めてきた教育改革を生かして、開かれた学校づくりをさらに進め、学校、地域、保護者が一体となって、たくましい子どもの育成に努めてまいります。

以上でございます。

○副議長（寺田公一君） 1番今城誠司君。

○1番（今城誠司君） 1番、再質問を行います。

1点目の湾港工業団地の稼働に向けての市の支援については、熱望して、進出していただいた企業ですので、地元も協力的ですが、残された課題をしっかりと取り組んでいってほしいと思います。

2点目の、今後、展開していく企業誘致についてですが、いろいろな要望活動、誘致活動、評価できるものですが、残った土地の整備についても、早く県に整備していただいて、土地開発公社の立てかえたお金もたくさんあります。早期に努力していただきたいと思いますが、今回のこの進出に当たって、この土地開発公社の土地が、幾ら売ることができて、残が幾らぐらい残るのかを、お聞きしたいと思います。

次に、教育行政についてですが、行政改革大綱の集中プランの件が出ましたが、質問したい趣旨は、当初、皆様方が本気で取り組んだかということをお聞きしたかったんですけども、本気で取り組むのであれば、中央保育園も、当初から出て当然だと思いますので、質問をさせていただきます。それが善し悪しは、後の議論になると思いますが、この行政改革大綱集中改

革プランも、ちょうど中間期ということで、補助金、給与のカットばかりでなくて、その行政サービスの効率をよくする方法を、大胆に策定して、議論していただきたいと思います。

それから、偉人の里すくもの教育の再生については、その方針、思いの答弁をいただきました。宿毛の偉人は、大変、教育に貢献しています。小野 梓は早稲田大学、竹内明太郎は高知工業高校、吉田 茂は高知高専の設立に大きく関与いたしました。

教育は未来への最大の投資ですが、そのつけも未来に回すわけにはいきません。しっかりと財政計画で、効率的に整備できる計画を立てていただきたい。

まだ財政シミュレーションができてないということは、その時期について公表するのはいかなるものであったかと思えます。

開かれた教育委員会ですけど、松浦議員とも重複する部分がありますが、6月議会には、しっかりとやっていくということをお答えいただいたんですけども、余り進んでいない。もっと積極的に、透明性を努める必要があると思えます。こんな大規模な再編を成功させていくには、市民に住民理解をいただいて、よくわかった上でスタートしていただきたい。

説明会、何回も開催して、いい方向ですけども、それを見たい人がいつでも見れる状況に透明性を高めていただきたいと思えます。

それから、宿毛市の考える学校適正規模ですが、これは数字であげるの難しいというお答えをいただきましたが、お答えを聞く限り、過小規模の解消だけでいいんじゃないかというふうに、私は解釈しました。小規模校は残ってもいいんじゃないかというふうに、私はとりましたが、実際、この学校の統廃合を考える場合は、その適正規模の人数をしっかりと議論をして、宿毛市の教育のためには、この人数で構想しようと。

少し、今の計画はアナログ的というか、もっと数字をあげて、デジタルで説明できるような数字でいくと、公平性もあるんじゃないかと思われま

す。学校の適正規模の考え方について、再答弁を、もう1回お願いします。

それから、地域との連帯意識の低下のデメリットですが、学校には、地域と深いつながりがあり、長い歴史があります。教育は明治の初頭から、官が関与するようになったんですけど、野々下議員も質問されておりましたが、昔から地域が教育をして、地域で育ててきたという、やっぱりこの教育改革は、そこへ戻るべきじゃないか。地域と学校のかかわりを、もっともっと展開していただきたい。

PTA活動にしても、今後はPTCA、コミュニティ、地域も一緒になって組織づくりをしたらいいんじゃないでしょうか。

そんないろいろな工夫、いろいろな改革を進めていただきたいと思います。

以上で2回目の質問を終わります。

○副議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、今城議員の再質問にお答えいたします。

湾港の件につきましては、非常にこれから、まだまだ取り組むべき課題がたくさんあると思います。まず、施設整備の問題につきましては、先ほど申しましたとおり、まず防波堤、第二防波堤の整備、これにかかって、必要な静穏度を高めていかなきゃいけない。高めない限りは、船が入ってこれないと。常時入ってこれないということがございますので、これは、我々にとって喫緊の課題。整備されたと申しますか、港としての完成を求めなきゃいけないというふうなことを思ってます。

それから、陸域につきましては、まだまだ県の用地ということで、公社が肩がわりした形で

の土地取得をしておりますし、また、緑地の整備も、これからはなきゃいけない。そしてまた、今までの分譲地も、まだ山となっているところもありますし、土地としての整備状況がなされてないところもございます。

そういったものにつきましては、県の方にしっかりとした要望を持っていきたいし、また、県の方の認識もこの栗之浦ドックさん、三好造船さんの進出によりまして、相乗効果も出るんじゃないか。今後、この土地としての整備をどうしていくかということも、市と一緒に話しております。

そういった中で、公社の土地が幾ら売れ、幾ら残っているかというお話も出ました。

この件につきましては、後で企画課長の方から、数字の件については、説明をさせていただきます。

それから、行革の方の、当初、本気で取り組んだのかという、鋭いご指摘でございます。

行革も、少し総務省から、上から押しつけられた集中改革プラン的な計画もございました。そういった形で、いついつまでにつくらなきゃいけないということで、非常に議論が、少し足りなかった部分は、私は認めたいというふうに思います。

また、当初、執行部の皆に、改革プランとして、どういったものがあるんだということもやりましたときにも、最初はそれほどたくさん出てきていなかったという状況もございます。

そういう面で、そのときは真剣に考えたものでございますが、なかなかその場で、すべてが網羅されたということはなかったというふうに認めます。

そういうことで、もう少し、今回の計画につきましても、一応、執行部として、計画を皆さんに示す以上は、きちんとした構想、考慮をしていかなきゃいけないというふうなことがあり

まして、また、先ほど申し上げましたように、行革というものは、それにのっている部分だけをやればいいというものじゃなくて、新たなものもやっぱりある。やり残したものもある。掲載し残したのものもあるというふうなことも考えまして、取り組んでいるものでございますので、ご理解を願いたいというふうに思います。

それから、財政関係でございます。財政のシミュレーションにつきましては、25年度まではやっているわけでございますが、それ以降の長期のものにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、国の財政がどういうふうな形で、我々に対して地方交付税がどの分野で出てくるのか。そしてまた、我々の人口増減がどうなるのか、実質の宿毛市の収入がどうあるべきかというものが、25年度以降のものが、なかなか推測しづらいというところがございますので、26年度以降が出てないという状況でございますので、ご理解も願いたいというふうに思っております。

そういった形で、財政のことは、常に頭になきゃいけないし、この4年間だけのことでなくて、やはり10年後も見据えた形で、宿毛市が存続していくというふうな形のものを、我々は練りながらやっていかなきゃいけない、そういうふうなことを思っております。

それからあと、教育改革の件でございます。これは、今城さんおっしゃったように、昔、やはり明治以降、そういう、本当に、非常に人材の輩出した里でございますので、地域とのつながりというものも、非常に大切でございます。

地域を1つ、宿毛市全体というふうな形でとらえる方法もあろうかと思えますし、小さな地域もありますし、広い地域もございます。そういう形の中で、どういった教育の施設、そして子どもたちと地域をつなげていくかということも、やっぱり考えていかなきゃいけない問

題だというふうに認識をしております。

以上でございます。

○副議長（寺田公一君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長、今城議員の再質問にお答えをいたします。

ご指摘がありましように、開かれた教育委員会につきましては、議員ご指摘のように、そのような方向で努力をしまいたいと思っております。

法律が改正をされまして、教育委員会の方向づけも、いろいろ規定をされています。その中には、教育委員会のいろいろな取り組みについても、評価を受けると。外部評価を必要になっていると。議員に、その活動について、説明をして、評価を受けると。学校も、今、外部の評価を受ける必要になってまいりましたので、今後とも努力をしまいたいと思っております。

この前の教育委員会におきましても、もう少し、委員の皆さんから広報活動をしっかりして、市民の皆様にも、いろいろ取り組みについてのお知らせをするべきではないかという指摘もありましたので、努めてまいりたいと、そんなふうに思っております。

それから、適正規模の問題でありますけれども、先ほどの言葉をちょっと繰り返しますけれども、単純に数字だけでは難しい。それはどういうことかと言いますと、ある程度、大きな地域については、例えば小筑紫だとか、具体的な話をしますと、橋上であるとか、東、西だとか、中央だとか、そういうところには、最低、小学校は残していかななくてはならないのではないだろうかという議論で、話がなされましたので、例えば、小筑紫地区は、ある程度、人数が少なくても、統合に、宿毛の方へ、小学校については入らないんだとか、そういうこともありますので、いろいろな地域性を考慮していきたいと。

最低限、私が申したいのは、同一学級は同一

学年で対応したいと、この点については、基本線は守っていききたいと、こんなふうに思っております。

あとのことについては、いろいろ皆さんの意見を聞きながら、いろんな状況を考慮しながら、話し合いを進めていきたいと、こんなふうに思っております。

それから、地域との連携についてであります。議員ご指摘のように、地域で子どもを守り、地域で子どもを育てるという考えは、今後とも、とても大切なことであります。

地域の文化とか、伝承等を継承する取り組みだとか、子どもたちを、先ほど申しましたように、地域でいろいろな危険から守って、それから育てていくということも、今後、取り組んで、開かれた学校づくりを中心に取り組んでいかなければならないと思っておりますので、今後とも、教育委員会としても、学校、いろいろな組織に働きかけて、そういう方向で進んでいきたいと、こんなふうに思っております。

以上でございます。

○副議長（寺田公一君） 企画課長。

○企画課長（岡本公文君） 企画課長、1番、今城議員の再質問にお答えをいたします。

今回、宿毛湾港の背後地に企業が来ていただいて、どれだけ公社の保有土地が残るかというご質問でございますが、県からの先行取得依頼によりまして、これまでに土地開発公社が取得した面積が、26万9,816.07平米です。

それで、額が、48億7,605万3,646円でございます。

それで、今回、県の方に再取得していただいた面積が、5万495.99平米、取得していただいた金額が、6億6,439万5,543円となっております。面積残は21万9,320.08平米です。

残額につきましては、42億1,165万8,

103円となっております。

以上でございます。

○副議長（寺田公一君） 1番今城誠司君。

○1番（今城誠司君） 再々質問をしたいと思っております。

その土地開発公社の土地ですけれども、残が12ヘクタールと自分たちは思ってたんですけれども、まだ21ヘクタールも残る。この理由を、よろしければお願いしたいと思っております。

それと、学校の適正規模、適正配置については答弁いただきましたが、もっと教育審議会の中でも、宿毛市全体の教育、1学級何人とかいう議論も必要じゃないでしょうか。

場所だけで検討するより、今後、まだまだ統合していかなければならないような事態になるかもしれませんので、ある程度の、宿毛市としての方向づけを議論していく必要があると思っております。

そういう議論をもとに、統合の組み合わせ、配置を議論して、次に市の財政と協議して、また防災計画の避難所としての機能も大切でありますので、その防災とも協議。すべて協議を経て、学校再編計画をまとめていくべきじゃないでしょうか。

今のままで、この再編計画は実行されるのでしょうか。その辺、この計画が変更はできるかどうか。もうこれは案でなくて、計画であるかどうか、もう一度答弁の方、よろしく申し上げます。

以上、終わります。

○副議長（寺田公一君） 企画課長。

○企画課長（岡本公文君） 企画課長、今城議員の再々質問にお答えをいたします。

残りが12ヘクタールと聞いておったが、その食い違いについてということでございます。

当初の港湾区域につきましては、市営球場の西側の山から、今の埋立地のとこまでというこ

とになってきましたけど、それが区域の変更がございまして、池島の入り口から、今の埋立地のところまでが、工業流通団地として位置づけられております。

その区域外になった部分の面積が、2万3,356平米ございまして、今の工業流通団地としての総分譲面積26ヘクタールとの差がそこにございますので、よろしくお願いたします。

○副議長（寺田公一君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長、今城議員の再々質問にお答えをいたします。

学校の適正規模につきましては、県が示しております規模を参考にしております。

教育効果の側面から考えて、子どもたちの人間関係が序列化、固定化されないような学級の規模は、20人とされておりますので、その前後で対応したいと。

それから、学習環境とか、教育条件の側面から、クラブ活動だとか、興味関心を持てるような学級規模は25名だとか、そういう県は、規模を示しております。

それから、先ほどご質問ありました、今、再編計画のことでございますが、でき得れば、皆さんに説明をして、理解をして、進めていきたいと、こんなふうに思っています。

それから、災害時における対応はとご質問ありましたけれども、担当の者が、建設予定地であろうところに行って、津波のときの対応をどうするかについてとか、視察に行って、対応できるような体制は整えております。

以上でございます。

○副議長（寺田公一君） 1番今城誠司君。

○1番（今城誠司君） いろいろと答弁ありがとうございました。

また、これからこの再編については、議論はあると思いますが、きょうはこの辺でやめときます。

現在、推定している児童生徒数が、最低限の数字であって、今後、市政の展開によっては、工場がたくさんできて、雇用がたくさんあって、住宅団地は足りないぐらい需要があって、学校の児童生徒が増加に転じるぐらいな施策の展開が必要じゃないでしょうか。

すべての政策はリンクしており、市長の2期目の展開に期待しております。

以上で質問を終わります。

○副議長（寺田公一君） この際、15分間休憩いたします。

午後 1時52分 休憩

----- . . . ----- . . . -----

午後 2時07分 再開

○副議長（寺田公一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

14番中川 貢君。

○14番（中川 貢君） 14番、中川であります。一般質問を行います。

質問に入ります前に、市長に対しまして、今回の無投票当選、まことにおめでとうございませう。今後4年間の宿毛市のかじ取り役として、ぜひ、しっかりと頑張っていただきたいというふうに思います。

さて、早速ですが、通告に従いまして、一般質問を行います。

2点通告しておりまして、まず、1点目の公契約制度の充実について、お伺いをいたしたいと思っております。

ことし3月定例議会におきまして、本議会は全会一致で、陳情第61号「公契約条例の制定について」を、採択をいたしました。

本陳情は、自治体が発注する工事について、公共工事設計労務単価で積算された労務単価が、賃金として確保する施策、並びに公契約条例の制定に向けて、十分な検討を行うことを求めるものでありまして、宿毛市行政を預かる市長と

して、議会意志を真摯に受けとめ、公契約条例の制定について、検討されるべきだと考えております。

さらに、私は、昨年3月定例議会の一般質問におきまして、アウトソーシングしております委託業務に絞って、底なし入札の問題点を指摘し、公契約条例制定の必要性について、市長の見解をお聞きしたところであります。

答弁でも、市長は、ダンピングの危険性や契約内容の履行を担保することの重要性をお認めになっております。

その質問から既に1年半余りが経過いたしました。担当課において、これまでにどのような検討がなされたのか。まず冒頭に、その内容につきましてご説明をいただきたいと思っております。

また、以下に述べる現行の公契約制度におきまして、課題や問題点がございませぬけれども、それに対しての見解についても、あわせてご答弁をお願いいたします。

まず、施設の委託業務契約の品質保証と、労働条件に直結する労務提供型委託業務の入札制度について、改めてお聞きいたします。

既にご承知のとおり、2002年3月の地方自治法施行令改正によりまして、労務提供型委託契約においても、最低制限価格制度や、低入札価格調査制度が適用されることとなりました。

委託業務を一般競争入札で行っている先進地の事例にも見られますように、その委託業務内容を、仕様書や契約項目に盛り込む以上、業務の品質責任を担保する根拠として、発注者側の予定価格の公表や、適正な最低価格の制限基準を設定することが重要だと考える次第であります。

安ければよしとする現行の宿毛市の委託契約制度では、公共サービスを受ける住民の安全、安心を保障する業務内容の品質を担保できないケースや、低価格入札によって落札したこと

より、委託業務従事者の低賃金、サービス労務の強要など、労働条件が著しく損なわれるおそれがあります。

昨年7月、埼玉県ふじみ野市大井プールで起こった悲惨な給水口事故では、1人の尊い、幼い命が奪われました。この事故で、大井プールの管理業務を受託した民間会社の責任や、設置者たるふじみ野市の管理責任が厳しく問われたことを忘れてはなりません。

今後増加することが予想される業務のアウトソーシングに対応するためにも、1999年2月改正の地方自治法施行令で導入できることとなったアウトソーシングの一般競争入札における総合評価方式による手法も含め、適正な外部委託基準を明文化した委託業務契約事務取り扱い要領などの制定を、検討するべきではないかと考えます。

また、アウトソーシングと同様に、公共工事の発注につきましても、総合評価方式や、低入札価格調査制度、及び高落札率入札調査制度の導入などによりまして、受注業者による丸投げや、下請け業者泣かせのダンピング契約の強要、及び談合の排除を徹底し、厚生労働基準を担保することが重要だと思います。

宿毛市周辺の雇用環境は、一次産業の衰退を初め、ピーク時の30パーセントにまで落ち込んだ県内の公共工事や、有効求人倍率が県内最低の0.4倍、これはことし10月の四万十ハローワークの管内の内容でございませぬ。こういった指標に見られるように、極めて厳しい状況でございませぬ。

疲弊した市内経済の活性化と、市内業者の健全育成に少しでもつながる公契約制度の充実は、宿毛市のような財政的に厳しい、小さい自治体であっても、できるところから積極的に取り組むべき、待ったなしの行政課題だと考えます。

以上、市長の現状認識と、これからの行政対

応についてお聞きをいたします。

2点目といたしまして、指定管理者の指定制度について、お伺いをいたします。

宿毛市は、総務省の指示によりまして、平成17年12月に新行革大綱と、数値目標を設定した集中改革プランを策定をいたしました。

その中で、先にも述べました業務のアウトソーシングなどとともに、公の施設の管理運営を、民間の指定管理者に委任することを明記しております。

本市でも、昨年度から議会議決を受け、国民宿舎「椰子」、蛸湖ゴルフパーク、宿毛市中央デイケアセンター、サニーサイドパークなどを、指定管理者制度による施設管理運営に移行しておりますが、新しい制度を導入して2年目となった現状を踏まえ、他市町村の現状や、宿毛市の課題を再点検し、今後予定されております指定管理者による施設の委託管理について、これからの宿毛市の基本方針と、具体的なその中身について、お聞きをしたいと思っております。

まず、指定管理者による施設管理の委任は、自治法上の契約行為ではないために、すべて条例で定めることになっております。

公契約問題でも触れましたが、委託契約などの契約内容と契約額に当たる条例で規定すべき委託額につきましては、各都道府県知事あての平成15年7月17日付総務省自治行政局長通知で、指定管理者と地方公共団体で協議することとされております。

つまり、指定管理者と宿毛市が協議をして、条例で規定することとなっております。そしてその上で、細目的事項を含め、別途、両者間で協定等を締結することが適当とされておるのでございます。

全国各地の指定管理者施設の中には、現在、施設で発生した自己責任問題や、賃金未払い問題などが発生しているところがございます、

低コストを求める行政側のプロポーザル公募選考や、管理運営経費の積算評価のあり方が問われる事態となっております。

また、公共施設の管理運営に当たって生じるさまざまなトラブルや問題に対して、行政と指定管理者の責任範囲をどのように区分し、対応しているのかが問われております。

法的に行政権限を指定管理者に委任できない事項を除きまして、責任と権限の所在を明確にし、指定管理者の恣意的判断で、施設の管理運用ができないようにする条件づけなども必要でございます。

既に集中改革プランでは、文教センターや図書館、宿毛市総合運動公園などを指定管理者制度による管理へ移行することを打ち出しておりますけれども、中には直営で行った方がよいと思われるものもあると考えます。

公的サービスを提供する施設としての管理責任や、運営のノウハウ、専門スキルを発揮できる能力が求められることを考えたとき、指定管理者制度による施設の管理運営がなじむのかどうか、よく検討されなければならないと思えます。

指定管理者ありきでなく、むしろ直営による運営を堅持しながら、一部業務をアウトソーシングする柔軟な対応も必要だと考えます。

さらに、収益事業型施設と公共サービス提供型施設との違いを考慮した対応も必要ではないでしょうか。

参考までに触れておきますけれども、先に述べた総務省自治行政局長通知では、指定管理者を選定する基準といたしまして、住民の平等利用が確保されていることや、事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していることなどの事項を定めることが望ましいと例示されております。

そこで、これらの課題に対応するために、指

定管理者の指定手続に関する条例や、規則の制定を含め、指定管理者制度の導入に関して、制度設計の基準を公開し、透明性を確保する宿毛市指定管理者制度のガイドラインや、市内業者の育成などを盛り込んだ宿毛市指定管理者制度推進方針等を打ち出す必要があると考えますが、市長の考えをお聞きをいたしたいと思います。

あわせて、既に委託しております指定管理者による施設管理運営全般の業務実績評価制度の導入についても、お聞きをいたします。

以上、1回目の質問を終わります。

○副議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、中川議員の一般質問にお答えをいたします。

今回は、公契約制度の充実についてのご質問でございます。

先ほど、中川議員おっしゃいましたように、この問題につきましては、昨年の3月の定例議会におきまして、中川議員よりご質問がございました。

また、本年3月の定例議会におきまして、公契約条例制定の陳情が採択されておりますことは、承知しております。

昨年の一般質問に対しましてお答えいたしましたとおり、建設工事や業務委託の発注に当たりましては、最低制限価格の設定により、品質の確保やダンピングの防止に努めております。

また、昨年度まで設定できていなかった施設の管理業務委託とか、清掃業務委託につきましても、最低制限価格を設定いたしております。

検討いたしまして、本年6月より、原則すべての業務委託について、設定をいたしております。

したがって、今後は業務従事者が、不当に低賃金での労働やサービス労務を強要されることが懸念されるような、不当に低い落札価格はないものというふうに考えております。

また、公契約条例を制定することによりまして、発注業務の品質の担保や、公正な労働基準を確立すべきであるのご指摘でございます。

市が発注する工事請負や業務委託におきましては、より経済的な価格で、かつ適正な履行及び品質の確保が求められておるものと考えています。

このことは、受注先での労働条件についても、法令を遵守したものであることを前提としておるわけでございます。

基本的に、労働者の労働条件は、労働基準法や最低賃金法等の法律によりまして、その最低の基準が確保されております。

その上で、個々の能力や経験、技術などによりまして、使用者との契約で、労働条件が決定されるものと考えています。

したがって、市が条例を制定して、企業に対して取り組みを求めることについては、少しなじまないのではないかなというふうに考えています。

また、業務のアウトソーシングに当たりまして、委託基準を明文化した委託業務契約事務取扱要領を制定すべきじゃないかのご指摘でございますが、本市におきましては、指定管理者制度も含めまして、委託する業務の内容や施設によって、設定すべき条件等が異なること、及び委託する業務や施設の数等を考慮しまして、個別に基準を設けることといたしました。

今後も、アウトソーシングに当たっては、適正な委託を行うように取り組んでまいります。

また、一方、総合評価制度でございますが、昨年の3月議会でのご質問に対する答弁でも申し上げましたが、評価項目、評価内容などを審査する人材の確保の問題、手続に伴う業務量の増大等の課題がございます。

平成19年度に評価項目等を大幅に簡略化して、制度を導入している自治体もございます。

評価を受ける企業側の負担等も含めまして、現時点で導入する考えはございません。

ただ、この総合評価制度につきましては、工事自体が、そういった評価制度になじむ工事があるかどうか、そういうものも基準的に考えなきゃいけないと。非常に複雑で、大規模かつ複雑な工事には、その総合評価制度というものも、一定必要かなということですが、現時点で、宿毛市の発注する工事では、そのような工事が、今、該当がないんじゃないかというふうなことを思っております。

次に、指定管理者の指定制度についてでございますが、現在、議員ご指摘のように、中央ダイケアセンター、国民宿舎「椰子」、蜷湖ゴルフパーク、宿毛サニーサイドパーク、土佐くろしお鉄道宿毛駅平田駅舎、及び宿毛市観光センターの6施設について、指定管理者制度を導入しています。

また、17年度に策定しました宿毛市行政改革大綱集中改革プランにおきまして、導入が可能な施設について、明記をし、今後、検討することとしております。

指定管理者制度を導入しています6施設につきましては、制度が導入される前から、管理委託をしていた施設を、指定管理者制度に移行した施設ばかりでございますが、指定先については、公募型、直接指定型とによって決定しております。

指定管理者による運営後の各施設の管理運営については、適正に行われておりまして、当該制度を導入した成果があらわれつつある施設もございます。

特に国民宿舎「椰子」につきましては、従前の管理者である宿毛市観光開発公社から、指定管理者である株式会社くりはらへの移行に伴いまして、赤字額の圧縮がなされるとともに、指定管理者からの施設使用料が、市の貴重な財源

になっているところでございます。

一方、ご指摘の行政と指定管理者との責任範囲の区分を明らかにする問題や、指定管理者が恣意的判断で管理運営することのないようにすることは当然でございますが、条例や協定書に明文化し、円滑な運営がなされるように、対応をしているつもりでございます。

今後は、宿毛市行政改革大綱集中改革プランにおいて計画している各施設の設置目的、管理形態及び今後の施設の方向性等から、指定管理者制度導入について、施設ごとのメリット、デメリットを明確にいたしまして、各施設の可能性をさらに検討した上で、指定管理者制度を導入するか、あるいは業務委託を行うか、引き続き、直営とするのかといった検討をしてみたいと、このように思っております。

いずれにしましても、効率的な管理運営とサービスの充実を基本に、判断していかなければならない、このように考えております。

指定管理者の指定手続に関する条例や、規則の制定の可能性についてでございますが、まず、指定管理者制度導入のための条例制定に当たっては、分離型条例、これは指定手続に関する条例と、施設の設置管理条例とを分けるものでございます。

それと、総合型条例、これは設置管理条例内に指定手続に関する事項を盛り込んだものというふうな、2つのパターンがございます。

本市におきましては、指定管理者制度の対象となる施設数が少ないことなどから、総合型条例で、各施設の指定管理者の管理基準を、施設の設置及び管理に関する条例に規定をしているところでございます。

また、選定に関して、透明性を確保するための宿毛市指定管理者制度のガイドラインの制定については、現在、選定委員会是要綱にて設置されておりまして、委員は市の職員が兼ねて、

選定に当たっておるところでございます。

選定に当たりましては、客観的評価が可能になるように、具体的な評価項目を定めまして、適正に評価し、選定を行っておりますので、今後においても、従来の選定方法を用いるということを考えております。

市内業者の育成につきましても、各施設の受け皿となる団体の有無や、受け皿となる可能性のある団体の資質の向上等の育成といったことまでを、今後、制度導入の検討の中に加えて、考慮する必要がございますが、施設ごとの目的や、現状等が異なっておりますので、統一的な方針を定めることは、現段階では困難ではないかというふうに考えております。

また、実績評価制度につきましても、地方自治法に基づきまして、毎年度終了後、提出されます実績報告書等から評価をしておりまして、また施設ごとの評価も、一定異なる部分がありますことから、統一的な評価基準づくりはなじまない部分があるのではないかというふうに考えております。

施設ごとの評価のスキームづくりは、検討していく必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（寺田公一君） 14番中川 貢君。

○14番（中川 貢君） 再質問を行います。

1点目の公契約制度の充実についてでございますけれども、ちょっとご紹介をしておきたいと思いますが、現在、宿毛市の場合は、随意契約、このアウトソーシングの部分ですけれども、随意契約における見積入札みたいな形をとっておられるのかなと思っておりますが、このアウトソーシングについても、全国の中には、一般競争入札を取り入れてやられておるところが、結構出てきております。

その中で、例えば鎌倉市であれば、予定価格が50万以上はそうしましようということをや

っておりますし、大きな額のケースを言いますと、豊中市なんか、本年度からやられる予定だと聞いておりますけれども、2,000万以上を対象にしよう。

例えば、広島市であれば、100万円以上というような設定をされて、一般競争入札を導入して、やられております。

そういった形の中で、先ほど言いました最低制限価格の導入でありますとか、低価格入札の排除、ダンピングの排除ですね、そういったことをやっておるところもあります。

そしてまた、高知で言いますと、県で清掃業務の関係で、低入札価格制度を導入してやっておりますし、先進地では、そういった形で、一般競争入札を取り入れてやっておるわけでありましてけれども、規模が小さいということもあろうかと思いますが、宿毛市では、一般競争入札にはよらない方法で、随意契約という形になっておるといふふうに思いますけれども、そういった参入できるところを、もうちょっと広げてやって、公明正大にやっていくのもいいのではないかなというふうにも考えます。

一方で、総合評価方式も、そこへ取り入れる中で、市内業者の育成を盛り込むであるとか、いろいろな条件をつけるであるとかいうことも、可能ではないかというふうに思いますので、今後また、いろいろ検討されて、進めていただきたいなというふうにも思います。

最低制限価格を設けて、今、すべてやっておるといふことでございますので、一歩前進というふうに評価しておりますので、今後、よろしくお願ひしたいと思ひます。

もう1点、ご指摘をしておきますけれども、制限価格を設けてやっておるといふことであれば、一定、ただし仕様書だけではなくて、その仕様書にかかわる業務の積算根拠、例えば単価なんかも、一定、把握しておられるというふう

に思うわけですが、具体的な事例で、ちょっと比較させてもらいますが、その委託の1つの基準となります設計の、業務設計といいますが、委託の内容の業務の設計単価になります。例えば、宿毛市の市民体育館、芳奈の総合運動公園にあります市民体育館。体育館のワックスがけが、この間の決算資料を見ますと、年に4回ということになっております。

私たち市民から聞きますに、非常に床の状況が、ワックスがはげてしまってよくない。管理がよくないなという声をよく聞きます。

それで土佐清水に行って調べてまいりました。清水では、体育館を毎月1回、ワックスがけをしておるといことのようにです。その差は何なのかというふうになりますと、だれが正しいとも間違いとも言えないところもございますけれども、一定、そうした仕様、そして単価計算する場合に、安ければよしとする、もともとの計算をしますと、それなりの仕事しかできません。

したがって、耐用年数も短くなる可能性もあるわけですし、その辺の管理を、施設の管理をしっかりやっていくことの方が、将来的には安上がりであり、住民サービスにもつながる。しかも、施設の管理が、評価としてきちっとできておるといことになると思います。

ただ、ワックスがけが少ないからといって、その管理運営をしておる施設を、業務委託しておる業者に責任を転嫁することは、ちょっとできないのではないかなというふうに思いますので、適正なその辺の内容を充実させていくべきではなかろうかなというふうに思っておりますので、ぜひとも、ご検討をお願いをしておきたいと思っております。

指定管理者の指定基準制度についてでございますけれども、これにつきましても、全国でいろいろ前例があります。

調べてみますと、いろいろあると思うんです

が、茨城県の日立市であるとか、岡山県の倉敷市でありますとか、先ほど言いました広島市、奈良県の葛城市等々では、この指定管理者制度の、先ほど市長答弁ございました分離型という形でやっております。

近いところでは、土佐清水もやっております。何でやっておるのかいうことを私なりに考えますに、ただ指定管理者制度を条例で定めるということになっておりますけれども、その条例で、設置条例に盛り込む方法も、それはいいでしょう。しかし、見比べてみますと、選考の内容であるところがはっきり、基準がうたわれていない部分が結構ございます。

そういった部分で、例えば、条例で決めていないところは、ガイドラインをつくったり、事務要領でやったりとか、いろいろ工夫されておるように見受けられます。

そういったことで、指定管理者をどのように指定するのかということが、市民、住民にその内容がtransparentになるということが、非常に重要ではないかなというふうに思います。

ちなみに、公募、非公募という1つの判断がありますけれども、それは我々議会で議決するに当たっても、執行部からの口頭の説明等々で判断するしかございません。客観的な判断材料はほとんどないというのが現状でありまして、今後、改めて指定管理者制度を導入するケースにおいては、やはりその辺の透明性とか、説明責任をきちっと、執行部として、宿毛市行政として果たしていくべきではなかろうかなというふうに思います。

限りなく随意契約に近いような形で、この指定管理者制度は導入できることになっているようにも思います。

指名競争入札、一般競争入札といった入札制度ではございませんので、執行部の、そしてまた議会も含めて、宿毛市の思惑で業者を選定で

きるということにもなりますので、その辺は、問題が起こってないからよしとするのではなく、その問題が起こらないように、事前にそういった制度設計を、きちっとしていくべきではなかろうかなというふうに思っております。

問題が結構あるところもございまして、松山市でありますとか、先ほど言ったふじみ野市は指定管理者ではなかったかなと思いますけれども。

鳥取県とか、いろいろ具体的な事例、紹介すれば長くなりますのでやめますが、いろいろ事例としてあります。

賃金の未払いであったりとか、いろんな不正があったりとか、途中で指定管理者を指定したにもかかわらず、3カ月でもう手を挙げたりとか、いろんなところがございますので、きちっとした指定管理者を指定するに当たっては、住民、市民が納得できるような1つの基準づくりを示していくべきではなかろうかなと思いますので、その総合型の条例で、今のところ、いいかもしれませんが、今後の課題として、指摘をしておきたいと思います。

今後、またスキームづくりについては、検討していくというご答弁でございましたので、将来についての期待を込めて、2回目の質問を終わります。

答弁があれば、お願いします。

○副議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、中川議員の再質問にお答えをいたします。

アウトソーシングの関係で、見積入札が多いんじゃないかということでございます。

この件につきましても、見積入札が非常に多かったことは事実でございますので、それをやはり、競争入札という形をとっていきべきじゃないかというふうなことでのお話、できるものからやっていくつもりでございまして、今年度

はそういうことに取り組んでおります。

それから、最低制限価格というものを設定もいたしまして、実はこれ、今、入札価格等は公表しております。

それで、今まで最低制限価格を建設工事においても、公表をしておりました。これにつきましては、公表しているところについて、すべてが業者さんが、例えば最低制限価格でしか入れてない。最終的に、くじ引きになっているというところがございます。

そんなところは、ちょっとおかしいんじゃないか。最低制限をもっと下回るということは、不当な賃金支払い等にもつながるんじゃないかという考えが、私、ございまして、そういったことで、最低制限価格を設定をするにしても、委託契約でありましたら、人を何人雇う、人が1日最低賃金は幾らである、そうすると、おのずから最低制限価格というものは出てくるわけでございます。これを、やはりその業者の方が、不当な賃金を支払うということに陥らないような形のを、我々がつくっていく必要があるというふうに思ひまして、建設工事では、最低制限価格を、今、私の方では、未公表としております。そういうふうにしなないと、すべてが最低制限価格だけになってしまいます。やはり競争の意味が失われるということもございませぬ。

それから、業務委託にしましても、今、いろいろご指摘がございました。そういった仕様の関係で、施設の管理をどうしていくのかというふうな視点も、中川議員、今おっしゃっていただきました。

そういった施設の管理を、どういうふうにより好ましい状態に管理していくのかということが前提にあつて、仕様が出てくるということになりますので、そういう部分については、私どもの方で、不備がございましたら、これから直してま

いりたいというふうに思っております。

また、いろいろとそういったことがございましたら、またご指摘も願えれば、我々にとっての施設でございますし、市民にとっての施設でございますので、それを良好な状態に管理してもらうということが、大切なことでございます。

それから、指定管理者制度でございますが、中川議員から、透明性を持って、説明責任を持ってというご指摘もございました。これは、公募、非公募にかかわらず、そういったことを、我々は説明していかなきゃいけないというふうなことを、また改めてきょうのご指摘で感じた次第でございます。そういったことをきちんとやっていくようにいたします。

以上でございます。

○副議長（寺田公一君） 14番中川 貢君。

○14番（中川 貢君） 質問を続行します。

大変わかりやすい答弁でございまして、ありがとうございます。

1点だけ、指定管理者制度に関連しまして、評価制度の導入に関して、ちょっとお伺いしておきたいと思えます。

業務報告書、条例でうたわれておる部分で、業務報告書が出てきておる。それを評価してやっておりますということではありますが、それはそれで、当然、やらなくちゃあならんことであろうと思えます。

ただ、内部でそういうふうにはわかって、住民、市民は全く、議会も含めてですけれども、それこそその評価をどうされておるのかというのは、執行部から我々が聞いて、その評価を、どんな評価なのかということを知りたくてございまして、客観的に評価することはできないわけでありまして。

そこで、例えば伊豆市でありましたら、独自の評価制度をつくっております、こういうところが多いいのかなと思えますが、一次評価を、

担当部局がしまして、そして幹事会等の現地調査などを含めて、二次評価をしまして、審査会に報告して、最終評価をくださるということでありまして、この評価の1つの指針として、優良、妥当、課題あり、要改善といった、この4段階で評価をしておるようであります。

その評価ポイントになる評価項目についての内容についても、29項目でつくられておるというふうに聞いております。

それから、国立市なんかでも、既にそういった評価制度を導入しておりますし、高知県の場合で言うと、さまざまな施設によって違いもありますけれども、その中で4段階評価として、例えば県立の施設、美術館であれ、龍馬記念館でありますとか、いうのをずっとやっております。A B C Dのランクで載せております。

これ、すべてインターネット、各県、市町村のそういったホームページで公開をされておるわけでありまして、それをもとにして、実施されておる指定管理者の業務実績の評価がわかるようになっております。

例えば、宿毛市であれば、5年間指定管理者制度を導入して、とりあえずやっていただく。5年で見直しして、再度公募するということになるかと思いますが、そういったときに、評価がきちっとされておれば、継続してやっていただくということも、住民にも納得されるであろうと思えますが、その評価が悪かったら、かえていこうということにもなるかと思えます。

そういった意味も含めて、緊張感も必要でありますので、ぜひ、市民、住民にわかる、公開できる、そういった評価制度と言いますか、そういった評価のシステムを考えていただいているのではないかなというふうに思いますので、再度、その辺の答弁をいただきたいというふうに思います。

○副議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、中川議員の再々質問にお答えをいたします。

今、指定管理者の評価制度のお話がありました。大変、やはり説明責任という意味では、こういうことをやっぱり導入していくべきだろうというふうなことも感じております。

今、市の職員だけでやっております、その評価がどうなったかというのを、ご指摘のとおり、公表はされておられません。文書閲覧はできますが、積極的な公表になっていないというのは、もうご指摘のとおりでございますので。

次にもつながる話でございますので、少し勉強させていただきまして、いい制度については、ぜひ取り入れてみたいと、このように思います。

以上でございます。

○副議長（寺田公一君） おはかりいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○副議長（寺田公一君） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日は、これにて延会いたします。

午後 2時49分 延会

平成19年
第4回宿毛市議会定例会会議録第3号

1 議事日程

第7日（平成19年12月11日 火曜日）

午前10時 開議

第1 一般質問

----- . . . ----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

----- . . . ----- . . . -----

3 出席議員（15名）

1番 今城誠司君	2番 岡崎利久君
3番 野々下昌文君	4番 松浦英夫君
5番 浅木敏君	6番 中平富宏君
7番 有田都子君	8番 浦尻和伸君
9番 寺田公一君	10番 宮本有二君
11番 濱田陸紀君	12番 西郷典生君
13番 山本幸雄君	15番 西村六男君
16番 岡崎求君	

----- . . . ----- . . . -----

4 欠席議員（1名）

14番 中川貢君

----- . . . ----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局長 夕部政明君
次長 岩本昌彦君
議事係長 岩村研治君

----- . . . ----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市長 中西清二君
副市長 西野秋美君
企画課長 岡本公文君
総務課長 出口君男君
市民課長 弘瀬徳宏君
税務課長 美濃部勇君

会計管理者兼 会計課長	安澤伸一君
保健介護課長	三本義男君
環境課長	岩本克記君
人権推進課長	土居利充君
産業振興課長	茨木隆君
商工観光課長	立田明君
建設課長	豊島裕一君
福祉事務所長	沢田清隆君
上下水道課長	頼田達彦君
教育委員長	奥谷力郎君
教育長	岡松泰君
教育次長兼 学校教育課長	小島正樹君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	有田修大君
学校給食 センター所長	小野正二君
千寿園長	村中純君
選挙管理委員 会事務局長	野口孝夫君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時00分 開議

○議長（宮本有二君） これより本日の会議を開きます。

この際、議長から報告をいたします。

中川 貢君から、会議規則第2条の規定により、きょうとあしたの2日間、欠席の届出がありました。

日程第1「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

9番寺田公一君。

○9番（寺田公一君） おはようございます。

9番、一般質問を行います。

まず、中西市長には、きのうも各議員からありましたように、去る11月に行われました市長選挙において、見事無投票当選をなさいました。まことにおめでとうございませう。と同時に、行財政の厳しいのもよくわかっておりますので、公約にも掲げております「元気都市 宿毛」をつくるために、ぜひとも頑張ってくださいと思います。

それでは、質問に入ります。

まず、無医地区診療について、お聞きをいたします。現在、宿毛市内で行われている無医地区診療は、京法、還住藪、楠山、出井と鶴来島の5カ所であります。

近年、全国的に騒がれております医師不足、幡多けんみん病院も例外ではなく、医師不足であり、18年度までは2週間に1度行われていた診療が、今年度は1カ月に1回になっております。

また、20年度からは、違う形での診療になると聞いておりますが、どのように変わるのか、対象になる地域の住民としては、非常に不安に思っております。

無医地区診療の、空白のないよう、万全の体制が必要だと思いますが、現在の進捗状況をお聞

かせ願います。

次に、平成20年度より実施される特定健診と特定保健指導について、お聞きをいたします。

厚生労働省は、生活習慣病予防の徹底を図るために、現在の基本健康診査と保健指導を実施している老人保健法を改め、4月より特定健診と特定保健指導を盛り込んだ「高齢者の医療の確保に関する法律」を立ち上げ、中長期的な医療費の伸びの抑制を図ろうとしております。

そこでまず、これまでの基本健康診査と保健指導と、新たな法律による特定健診と特定保健指導との相違について、お聞きをいたします。

次に、この特定健診には、目標受診率が設けられており、達成できない場合には、ペナルティーが科せられるということですが、その目標受診率とペナルティーについて、内容についてお示しを願います。

また、目標受診率を達成するためには、現在、健診センターに委託している集団健診だけでは困難だと思いますが、どのように対処していくのかをお聞きをいたします。

この特定健診の対象年齢は、40歳から74歳までのすべての人ということになっておりますが、市内の対象者は何人になるのか、あわせて過去5年間の基本健康診査の受診率についてもお聞きをいたします。

次に、国民健康保険の過去5年間の医療費の推移と、医療費の中で、心臓病、脳卒中、悪性新生物等の生活習慣病の占める割合が高くなっていると思いますが、その割合についてもお聞きをいたします。

この問題の最後ですが、この事業を円滑に進め、目標受診率を達成するには、1人でも多くの対象者に、この事業を理解してもらい、受診してもらわなければならないと思いますが、どういう形で周知徹底を図っていくのかを、お聞きをいたします。

私の最後の質問ですが、小中学校の再編計画について、お聞きをいたします。

きのうの一般質問においても、2人の議員からも質問があり、答弁がなされてきたところがありますが、できるだけ重複は避けてお聞きしたいと思いますが、よろしくお聞きいたします。

先月の臨時議会の議員協議会において、小中学校の再編計画が示されたことは、きのうの質問のとおりであります。私としても、今後の生徒数の推移を考えたときには、教育委員会として、10年後、20年後を見据えた配置計画を立てるべきだということで、この議会の場でも再三質問をしてきたところありますし、そういう面言えば、計画が示されたということは、評価したいと思えます。

ただ、行政改革大綱集中改革プランから2年もたたないうちに、このような大幅な見直しをするということは、集中改革プラン策定のために費やした、多くの時間と議論は何だったのかというふうに考えるのは、私だけではないと思えます。

教育委員会として、どのような経過でこのような大幅な方向転換がなされ、現在の再編計画が示されたのかについて、きのうと重複するかもしれませんが、まずお聞きをして、1回目の質問を終わります。

○議長（宮本有二君） 市長。

○市長（中西清二君） おはようございます。寺田議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、最初でございますが、無医地区におきます診療につきましてでございますが、現在、無医地区における診療につきましては、へき地医療拠点病院分巡回診療事業としまして、幡多けんみん病院によります市内3地区への巡回診療が実施されておるところでございます。

この事業に関しましては、昨年度、幡多けんみん病院から、深刻な医師不足を主な理由とし

まして、平成18年度を最後に廃止したいとの申し入れがきておるわけでございます。

当市といたしまして、幡多けんみん病院がへき地医療拠点病院としての指定を受けておりまして、無医地区の巡回診療を行う義務を有しているものであるということ。さらには、宿毛市民の福祉と健康を守るために、医療の確保は欠かせないということから、高知県の健康福祉部を交えまして、巡回診療の継続に向けて協議を重ねてきておりました。

しかしながら、巡回診療に医師を提供することに加えまして、中村市民病院が救急指定を取りやめた影響が出ておりまして、幡多けんみん病院への救急患者数が増大しているということ。それから、そういったことから、本来の幡多けんみん病院としての医療の確保すら困難になっている状況でございます。

こうした医療現場を取り巻く厳しい状況から、平成19年度につきましては、楠山、京法両地区における月1回の巡回診療を継続しまして、平成20年度より、全面廃止したいというふうな、けんみん病院側から再度、申し入れがありました。

これは、やむを得ないかなということで、地元に対しまして、状況説明を行った上で、ご理解を得て、現在に至っているところでございます。

平成20年度以降でございますが、無医地区の医療の確保を図るために、当市としましては、地元宿毛医師会に打診をしまして、地元医師、医療機関の協力のもとに、新たに無医地区巡回診療事業として、楠山、京法両地区に対する巡回診療の継続を図っていく方針としております。

宿毛医師会からは、可能な限り、協力していくとのご了解をいただきました。現在、患者カルテの共有、診療報酬の取り扱い等の実施に向けた具体的な検討をしているところでござい

す。

また、同事業にかかる県の補助金、事業費の2分の1ですが、既に県医療薬務課医師確保推進室に対しまして、新規の補助金要求を行っております。

次に、特定健診と特定保健指導でございますが、今般の医療制度改革の中で、現行の基本健康診査事業にかわるものとして、各保険者に実施が義務づけられたものでございます。

内容といたしましては、生活習慣病の発症や、重症化の予防に重点を置いた健診と、一人一人に応じた健康づくりの方法をアドバイスし、生活習慣の改善をみずからが選択し、実践していただくための保健指導でありまして、大変重要な事業であると認識をしております。

ちなみに、市民みずからが健康に関心を持ち、健康な体づくりに取り組む事業として、本市では平成16年度から、国民健康保険の被保険者を対象にしまして、生活習慣改善運動指導事業を、宿毛市独自の方法で実施をしております。

この事業では、実施前と実施後に、メディカルチェックを受け、実践効果が数値でわかるようになっております。実践された方のうち、多数の方が、実施前と実施後の測定検査数値に改善が見られております。

今後も、本事業を継続いたしまして、市民の健康志向を支援したいというふうに思っております。

また、ぜひ他の保険者においても、取り組んでいただきたいと考えてもいます。

特定健康診査と特定保健指導につきましては、現在、国民健康保険事業の主管課であります市民課と、基本健康診査事業を実施しております保健介護課におきまして、平成20年度からの円滑な実施に向けて、作業を進めているところでございます。

事業内容等の事務的な項目につきましては、

担当課長から答弁をさせていただきます。

次に、小学校の再編計画の部分ですが、一部お答えをさせていただきます。

先ほど、寺田議員からご指摘ございました集中改革プランは何だったんだとかいうお話ではございます。集中改革プランと再編計画との整合性でございますが、今城議員にもお答えいたしました。集中改革プランの追加見直しや、計画終了後の新たな計画策定など、行財政改革は、不断に継続していく必要があると考えておりまして、計画策定時には議論がなされていない内容につきましても、子どもたちにとって、よりよい教育環境の整備とか、効果的効率的な再編を検討した結果、集中改革プランの内容を見直すというふうな形で出ささせていただいたのでございます。

あとは教育長の方からお答えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 市民課長。

○市民課長（弘瀬徳宏君） 市民課長、寺田議員の一般質問にお答えいたします。

特定健康診査の目標受診率と、ペナルティーの内容について、どうなっておるのかというご質問でした。

今回の制度改革によりまして、各医療保険者に、平成24年度までの5年間で第1期とした特定健診等実施計画の策定が義務づけられました。

この計画の策定に当たり、厚生労働省は、特定健康診査等基本指針を公表しております。この指針の中で、市町村が運営する国民健康保険は、特定健診実施率を65パーセント、特定保健指導実施率を45パーセント、メタボリックシンドローム該当者及び予備軍の減少率10パーセント以上を目標値と定めておりまして、宿毛市も同指針に沿った目標値を検討しておると

ころです。

と申しますのは、指針が掲げた目標値が、後期高齢者医療制度への各医療保険者からの支援金の加算と減算の指標となっておりますことから、支援金が加算とならないように、特定健診受診率を高める必要があるからであります。

この支援金の加算、減算は、平成25年度から始まりまして、加算と減算は10パーセントの範囲で行うということになっております。

ペナルティーの内容というのは、以上であります。

続きまして、目標受診率達成に向けて、どう取り組むかということですが、現行の基本健康診査事業では、沖の島診療所以外は、議員ご指摘のように総合保健協会に委託をして、各地区で、現在、実施しております。

特定健康診査では、現行の総合保健協会への委託を基本に考えておりますけれども、医療機関での受託ができないか、幡多医師会とも、現在、協議をしております、受診機会をふやすことによって、目標受診率の達成に向けて取り組んでおります。

続きまして、特定健診の対象者数と過去5年間の基本健診の受診率について、お答えいたします。

特定健康診査の対象となる方は、40歳から74歳までの方で、1年間を通じて被保険者である方というふうになっております。

ただし、妊産婦や長期入院者など、厚生労働大臣が定める方は除外するというふうになっておりまして、宿毛市では、約6,300人を見込んでおります。

過去5年間の基本健診の受診率につきましては、平均で、対象者数が約9,000人に対して、受診者数は約2,200人となっており、受診率は24.4パーセントでありました。

続きまして、国民健康保険の過去5年間の医

療費の推移と、生活習慣病の占める割合について、お答えいたします。

国民健康保険の療養給付費は、一般被保険者と退職被保険者を合わせまして、平成14年度が11億9,590万円、15年度が14億4,932万円、16年度が14億6,988万円、17年度が15億5,326万円、18年度が16億3,543万円となっております、5年間で約4億円ふえております。

生活習慣病の占める割合につきましては、大変申しわけございませんが、病気ごとの療養給付費は、集計資料がございませんので、かわりに平成18年度の疾病分類項目の入院と外来の上位3つについてお答えさせていただきます。

入院の第1位は、統合失調症、2位が脳梗塞、3位が骨折。外来の1位は、高血圧性疾患、2位が腎不全、3位が糖尿病となっております。

なお、昨年度実施しました国民健康保険被保険者の9月診療分のレセプト分析におきましては、生活習慣病有病者が約27パーセントおられました。

最後に、特定健診の周知方法について、お答えいたします。

特定健康診査につきましては、市長からも御答弁がありましたように、健診実施主体が、現在の市町村から各医療保険者にかわります。したがって、各医療保険者において、みずからの被保険者に対し、実施方法を早急に周知すべきものと考えておりますが、宿毛市としましても、広報すくもに、現在、医療制度改正の記事をシリーズで掲載しておりますので、その中でも市民に周知をしております。

また、現行の基本健康診査やがん検診と同様、健康診査の日程につきましては、2カ月前の広報に掲載をいたします。

以上です。

○議長（宮本有二君） 9番寺田公一君。

○9番（寺田公一君） 再質問をいたします。

まず、無医地区診療につきましては、現在、着実に進んでいるというふうな状況であるようなので、4月の年度当初に、おくれのないように、ぜひともやっていただきたいと思います。

次に、特定健診と特定保健指導について、お聞きをいたします。

この事業、先ほども申されましたように、市民課と保健介護課、双方がかかわっているというふうに聞きましたが、どちらが主管になってやるのか、お聞きをいたしたいと思います。

次に、この事業が円滑に推移するには、事務職、または保健師といった専門的な職員が不足するのではないかというふうに考えますが、20年度はどのような体制で行っていくのかをお聞きをいたします。

次に、学校の再編計画について、お聞きをいたします。

再編計画を、教育審議会に諮問したのはいつなのか。これは、きのうの質問でもあって、先ほど、市長も言いましたけれども、集中改革プランが発表されたのが、たしか17年の後半、多分11月、12月ぐらいのところだったと思っております。

それから1年余りしかたっていないところで、こういう見直しをかけるというのは、ちょっと理解しかねるんで、その部分について、ご説明をお願いしたいと思います。

次に、議会との関係であります。この計画が、市内のPTAの役員に公表されたのが、10月30日の教育委員会との懇談会の席であったというふうに記憶しています。それと、朝日新聞が、市長との記者会見という形で新聞に出たと思うんですが、新聞に掲載したのが、臨時議会が開催される前日の11月6日だというふうに記憶しています。

我々議員が耳にしたのは、翌日の7日の議員

協議会ですので、一番最後に議会が聞かされたというふうな形になるわけで、事後承諾。議会は何のためにあるのかということ疑問に思うわけですが、この部分について、どういう考えでこういう形になったのか、お聞きしたいと思います。

次に、今回、計画で、再編計画から外されたり、ちょっとおくれた形で再編をするような形になってます、咸陽、沖の島小中、平田、山奈の小学校についての考え方についてお聞きしたいんですが。

咸陽小学校は、今年度、耐震補強をしたということで、統合計画から外されているというふうに感じるわけですが、咸陽小学校、築38年から9年を経過した校舎であります。

例えば、10年後に50年になったときに、今の耐震補強した校舎で大丈夫なのか。大島、咸陽という地域の近さからいうと、ここもやっぱり、再編計画の中で話し合うべきじゃないかというふうに考えますが、そのあたりのご答弁をお願いしたいと思います。

沖の島小中学校については、3年か6年したら、小学校も中学校も、現在の形でいくと生徒がいなくなります。

今、複々式くらいで、多分やっていると思うんですが、本当に子どもたちの教育を、生徒がいなくなるからそのままやっていいのか。教育委員会としては、いなくなるのを待って、学校を休校にするのかというふうに感じるわけですが、そういう形でいいのでしょうか。その部分についてもお聞かせを願いたいと思います。

平田、山奈の小学校については、統合計画の中学校が統合されてからの統合という形になってますが、これは、多分、中学校の跡地に統合した小学校を建てろうという計画であると思うんですが、そういう形でいいのでしょうか。そのあたりもお聞かせを願いたいと思います。

次に、適正規模について、お聞きいたします。
適正規模は、きのうの教育長の答弁で、県教委の考え方に準じるというような発言があったと思います。県教委の適正規模というのは、1学年、大体20人から25人の学級を、1つの学校で2クラス程度というふうな学校の配置が適正規模であるというふうに書かれています。

通学距離の部分も書かれています。これは、徒歩、自転車という考えがほとんどでしょうから、スクールバスを考えたときには、多少、距離が伸びることは考えられますが、宿毛市の地域の広がりから見て、中学校はその考え方でいくと、2校ないし3校を、10年後を考えても、配置するような人数になるわけですが、いきなり1校という形にした考え方の中に、教育と建築、また耐震補強に対する金銭的な負担がどのように作用しているのか。

やはり、教育は金額だけでは、お金だけでは話してはいけないんじゃないかというふうに考えますが、教育長のご見解をお聞きしたいと思います。

次に、きのうの答弁の中で、教育長は、小筑紫、橋上といったところも、地域に1校は残さなければならないというような答弁をして、きょうの、橋上という、小筑紫、橋上は出てませんが、きょうの新聞にも、小学校の再編は地域に1校は残さなければならないと、いう答弁をしています。

そうすると、今回の再編計画とは大きく食い違う部分が出てくるわけですが、この食い違いについて、ご説明を願いたいと思います。

それと、橋上地域の坂本、楠山というところからは、スクールバスで小中学生、通っているわけですが、この子どもたちの現状をどのように把握しているのか、教育長として。教育委員会として、どのように把握しているのかも、お聞きをしたいと思います。

次に、篠山小中学校との考え方について、お聞きしたいと思います。

現在の篠山小中学校の児童生徒の数、それに通う宿毛市内の児童生徒数、また、これからの推移について、お聞きをいたします。

昨年、建設するとき、教育効果であるとか、小規模のメリット、山村留学、または小中一貫教育での教育の仕方と、いろいろないい面を言いながら、児童生徒の確保に努めるとしながら、学校の存続をした経緯があります。

この篠山小中学校と、宿毛市内の現在の小中学校の再編計画と、どのように教育委員会として考えているのかをお聞きして、2回目の質問を終わります。

○議長（宮本有二君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、寺田議員の再質問にお答えをいたします。

無医地区のおくれないようにということでございます。これにつきましては、無医地区が発生することのないような形で、先ほど申しましたように、宿毛医師会のご協力を得まして、20年度につきましては、回数もきちんとした形で対応してまいりたいと思います。

それから、特定健康診査と、特定保健指導の担当部署でございますが、現在、実施しております基本健康診査事業は、保健介護課において、肺がん検診や他の検診とあわせて、40歳以上の市民を対象に行っております。

特定健康診査と特定保健指導事業の実施は、保険者に義務づけられた事業でありますので、原則として40歳から74歳までの国民健康保険被保険者を対象に行うものでござりますが、健康増進法に基づく各種がん検診等との関連もございますので、受診者の利便等を考慮しながら、担当部署については、現在、検討中でございます。

今、市民課、保健介護課といろいろな体制に

ついでの話もしておりますので、まだ決まっております。

予算に絡みまして、おいおい決めてまいりたいと、このように思っております。

それから、人員でございますが、来年度には、2名の保健師を増員をいたします予定で、資格を有する者を採用することとしております。体制には、こういった形で、増員という形で取り組んでまいりたいと、このように思っております。

それから、先ほどの集中改革プランと学校再編計画の関係で、朝日かの記者会見したというお言葉ありました。これ、記者会見をしたわけではございませんで、特に、朝日か読売かちょっと、私も今、覚えてないんですが、立ち話で、来たときに、いろいろな課題がある。そういった中で、どんな課題があるのかというふうな形を聞かれたときに、学校の再編とか、耐震診断をやって、耐震補強をするのがいいのかとか、そういった安全対策の面からも、学校再編とか、そういった面、包括的に宿毛市内全体として考えなきゃいけないと、そういったような発言を、立ち話でしたということでございますので。特にこのために、議員協議会の皆様に説明したような形でのことはしていません。

それから、PTAの懇談会のときは、たまたまその日が市内のPTAの皆さんが、代表の方々がお集まりということでございましたので、一緒に出まして、先ほど申し上げたような形で、議員へのご説明をしたような資料とかは全然ございませんし、口頭でこういったことを考えておるということを説明した次第でございまして、決して、議事を軽視とか、そういう意図はございませんので、これはご理解を願いたいと、このように思っております。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長、寺田議員の質問にお答えをいたします。

行政改革大綱集中プランと、今回の小中学校の再編との整合性につきましては、市長の方から答弁がありましたように、教育委員会も同じ考えでありますので、重複、避けさせていただきたいと思っております。

それでは、個別に、咸陽小学校のご質問がありましたけれども、咸陽小学校は、今年度、耐震補強工事を完了をいたしました。そして、咸陽小学校の別棟に、2棟、新しい校舎をつくっております。それから、体育館も新しいということで、平成25年になりましても、児童数が190人と想定をしております。

そして、宿毛湾港の企業立地等の児童数の増加要因もあつたりしますので、現時点では、再編計画から除かさせていただいております。

それから、沖の島の小学校と統廃合の件につきましては、児童数の人数を考えてみれば、それは適正規模であるとは申されませんが、現時点で寄宿舎等の検討は行ってはおりません。

具体的に、そのまま人口減を待ってということでもないのですけれども、いろいろ地域とも話し合って、地域の声も、保護者の声も聞きながら対応していきたいと、こんなふうに考えております。

それから、中学校においては、2校が適当ではないかというような、寺田議員も、以前、ご質問もありました。中学校においては、適正規模が、2学級以上にならないと、専門教科の先生で対応することが困難な場合がございます。

小学校においては、複式で対応すると、いろいろ学力面でも心配があることはありますので、適正規模、人数についての、20人、25人の点と加えて、中学校につきましては、専門教科の担当のものが、その授業の活動をする。

それから、いろいろなカウンセリングもでき

ると。専門性が適正規模の中に入ってくるのではないかと思っています。

それから、中学校につきましては、知的な興味、この時期わいてきますし、特性が飛躍的に育つころでありますので、子どもにあった適性ができ、多様なニーズに対応ができるような教育環境の中で、教育活動を実施することが、最も大切でないかと考えており、1校という選択肢を選ばせてもらいました。

そのためには、できるだけ多くの分野の才能を持った、熱心な多くの指導者が必要でありますので、絵をかくのが得意な子どもだとか、科学の実験が好きな子ども、英語が話すのが好きな子ども、相撲とか柔道とか、格技を好きな子ども、いろいろな特性を伸ばせるような環境を整えるには、市内1校の中学校では適切ではないかと、こんなふうに考えました。

そして、篠山の小中学校につきましては、宿毛市と愛南町との組合立の学校であります。そのために、両行政の意向だとか、それから議員各位や地域、それから保護者の皆さんの話し合いの結果、小規模校ではありますが、今後も存続させて、小中の一貫教育を目指した取り組みをしております。

以上でございます。

それから、篠山小中学校の生徒児童数につきましては、中学校が24名、小学校が21名となっております。

それから、宿毛市の子どもが通う分については、ちょっと今、調べておりますので、手元に資料がありませんので、今はお答えを控えさせていただきます。

以上です。

○議長（宮本有二君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、先ほど、保健師2名という、増員というふうに申し上げました。これは、実質1名の、2名採用でございますが、

実質1名の増員ということで、訂正をさせていただきたいと思っております。

恐れ入ります。

○議長（宮本有二君） 9番寺田公一君。

○9番（寺田公一君） 再質問をいたします。

市長の答弁のあった無医地区、また特定健診等の部分については、おおむねわかりましたので、質問を終わりたいと思っておりますが、学校の再編について、再質問をいたします。

1点、質問の中で抜かっておりました橋上地域の現状について、どのように把握しているのか、また後で、教育委員会のお考えを聞かせていただきたいと思います。

咸陽小学校の部分、再度お聞きしますが、咸陽小学校が耐震補強した本校舎と、後ろの新しい校舎、体育館があるということですが、宿毛小学校、大島小学校、松田川、橋上という大きな1つの学校をつくろうと、まず。いう計画で出されておりますが、先ほど聞きました橋上の部分で言わせていただきますと、橋上の今、楠山。楠山地域から通っている子が、朝、何時に出ているのかを、考えてほしいわけですよ。

それが、今の場所からまだ7キロ、8キロ離れた学校へ通うとなれば、30分、40分余分に、早く出なければいけない。そんな状態を、教育委員会が率先してつくるのかというのが、私は疑問でなりません。

その部分について、答弁をいただきたいのと、咸陽小学校と大島小学校は、徒歩でも自転車でも通えるぐらいの距離にあります。宿毛小学校へ通うより、ひよっとすると近いかもしれないと思っております。

その部分で、再編計画の中に、やはり咸陽、大島、宿毛のこの3校を、どのような配置ですかということをお考えの方が、妥当じゃないか。

例えば、田ノ浦の小学校の校区の生徒にしても、そういうことが考えられるんじゃないかと

いふうに考えてますが、その部分について、咸陽が今、耐震補強をして、新しい校舎もあるので、今の場所に残すのであれば、大島小学校あたりの校区の設定については、考え方があるんじゃないかというふうに思うわけですが、ご答弁をお願いしたいと思います。

あと、平田、山奈小学校については、先ほど答弁なかったような気がするんですが、これ、ちょっと後で答弁をいただきたいと思います。

沖の島小中学校、考えてないわけじゃないというふうに答弁いただきましたので、これ、地域との話し合いを、今後もっていくのか。もっていくべきやと思うんですよ。

それは、廃校にするという話じゃなくて、地域の方がどのようなことを望んでいるのか、子どもたちが、どのような、今の形で教育するのが本当にいいのかということ、やっぱり保護者と地域と一緒に話し合っていくべきやというふうに思うんですが、委員会の考え方をもう一度聞きたいと思います。

あと、それを聞いてからします。

再質問、終わります。

○議長（宮本有二君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長、寺田議員の再質問にお答えをいたします。

先ほど、何点か抜かっていたので、おわびをして、つけ加えをしたいと思います。

まず、大島小学校、咸陽小学校、宿毛小学校についてのシミュレーションをもう少し考えるべきではないかというご指摘がありましたけれども、当然のことだと思っております。

大島小学校と宿毛小学校の通学児童の重なるところがありまして、今回、大島小学校、宿毛小学校にという話が出ましたけれども、やはり、一部では、大島から咸陽小学校の方に通う方が適切ではないかと考える児童もおると思います。その点は、しっかりと考えていきたいと、こん

なふうに思っています。

それから、規模的に多いのではないかとご指摘もありますけれども、現在の園児数から考えますと、4校の児童数でも、578名ということになりまして、宿毛小学校のピーク時の37年には、760ありましたので、数の上からだけで、現在の子どもも、地域の事情もありますので、簡単に比較することは難しいとは思いますが、数的に言いますと、規模ではそんなに大きな問題ではないのではないかと考えております。

それから、地域に1校は残すべきではないかと、確かに私も、昨日、今城議員の質問の中でお話をしましたし、それは教育審議会の中でも、大きな議題として、検討が続けられましたことですので、今後とも皆さんの意見を聞いて対応していきたいと、こういうふうに考えております。

特に、橋上地区につきましては、遠距離通学を強いられるということもありますので、その点について、理解をしっかりと得て、再編計画を進めたいと、こんなふうに考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

それから、沖の島地区についての話し合いですけれども、ぜひもって、意見も聞いてみたいと、こんなふうに思っています。

それから、橋上地区の統合再編につきましては、確かに議員ご指摘のように、随分、遠方から通学するような形になりますので、スクールバス、もし統合になる場合には、スクールバスの通学方法等も検討をいたしまして、児童や保護者に負担のかからないような対応をしていきたいと、こんなふうに考えております。

それから、山奈の小中学校の統合につきましては、これもまた、教育審議会の中で議論がなされました。東部地区の小中学校との再編の中で、宿毛市の総合運動公園の隣地に、近くに建

設も検討をしてはどうかという案も出ました。

しかし、その検討の中で、通学時の安全確保とか、危機管理面で問題があるのではないかと判断をいたしまして、子どもにとって、よりよい環境の中での教育活動をするためには、隣接地での建設には問題があるのではないかとということで、断念をしたと。その計画の中からのけられたということでございます。

それから、篠山小中学校の児童生徒数ですが、宿毛市から通学をしている児童生徒につきましては、篠山小学校につきましては11名、中学校につきましては、8名ということでございます。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 9番寺田公一君。

○9番（寺田公一君） 再質問をいたします。

これは、教育委員会が私たちに説明するときにつくった資料ですので、皆さん、よくわかっていると思いますが、これ、わかりますよね。

楠山地区というのは、ここなんですよ。距離的に言うと、約、宿毛まで20数キロ、一番奥の子がおるわけです。

今、教育長が申されました芳奈の運動公園の隣接という話、僕もこの話を前からしてきたわけですが、安全という部分で言えば、スクールバスで通うとか、遠距離の子どもについては、芳奈も、家が途切れたところというのは、ほとんどないわけですよ。平田も、峠を越すところで、100メートル、500メートルぐらい家がないわけですが、それ以外は家があるわけですよ。

例えば、橋上でいけば、2キロ、3キロ、家のないところいっぱいありますよ。そんなとこ、通ってますよ、今も、子ども。街灯をつけるとか、いろんな部分で、明るく、危険をある程度、抑制することはできると思います。小中を、橋上地域のためにというわけじゃないですが、子

どもたちが通える地域づくり、今、限界集落、消滅集落という言葉がよく新聞紙上に出たりしますが、橋上の北部地域というのは、もうそういう地域なんですよ。

今残っている、子育てをしている若者がいなくなれば、限界集落がそのまま消滅集落になってしまうというような地域が多いんですよ。そこで子育てをしたい、してもらいたいという地域の声を、どのように吸い上げていくか、これがやっぱり教育やと思うんですよ。

そう考えたときに、今の小中学校の位置から、約5分ちょっとぐらいで行ける芳奈の運動公園の隣接地に、小中学校の併設校をつくって、そこへ橋上、平田、山田、また和田地区の一部の子どもたちが通える学校をつくっていくということは、宿毛市のまちづくりとしても、僕はいいことじゃないかというふうに考えます。

そして、きのう、今城議員も言いましたように、減っていくことばかり考えていては、もう縮小、縮小じゃないですか。やはり、ある程度は、若者が残って生活できる地域づくりをするのが、それをつくっていくのが、行政の役目であるというふうに考えますが、この点について、教育長、答弁をお願いします。

○議長（宮本有二君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長、再質問にお答えをいたします。

先ほども申しましたように、確かにスクールバスで通うとなれば、子どもの安全管理に問題ではないかというご指摘もありますけれども、徒歩で、近くの子どもは徒歩で通う子どももいますし、自転車で行く子どももおると思うんです。

やはり、照明をつけるにしても、ずっと立っているわけにはいけませんので、結構、あこは夕方になると暗いということもありまして、いろいろな方向から、不審者が出没するという情報も入

っております。

あの自動販売機に、何回も被害に遭ったという報告も受けておりますので、あこはいろんな方向から不審者が入る、割と治安が守りにくい。子どもにとっては、安全を担保、確保できない地域ではないかという考えが、委員さんの中から出たということも事実であります。

いろいろ考えはあると思いますけれども、そういう意味から、断念したということです。

それから、確かに議員おっしゃられますように、マイナス思考ばかりで考えるのはよくないかもしれませんが、私どもも、教育委員会としても、できるだけ子どもがふえて、子どもにとっていい環境で、地域で子どもを育てる、守っていくということは理想でありますけれども、現状のままでは、大変困難な状況になっております。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 9番寺田公一君。

○9番（寺田公一君） ここで何回も、水掛け論みたいにすることもあれですが、私は、子どもというのは、いろいろな地域性がある、やはり海の子は海の子、山の子は山の子という部分で、多少、違いがあるわけですね。

そういう特性からいくと、市内を大きな学校1つにまとめるということも、1つの手かもしれませんが、やはり中学校であれば、2校程度が市内の中で、いろいろなところで競争しながら、切磋琢磨しながら、育っていくという環境づくりが必要ながじゃないかというふうに考えて、2校という話をずっとしてきたわけです。

小学校についても、やはり家から通える距離というのを考えたときに、ある程度のところにはないと、そこでは生活できないといふふうに考えてますので、その部分、教育委員会としても、今後の学校の配置について、配慮していた

だきたいと思います。

それと、子どもの教育にかかわる教師の質というのが、今から大きくなればなるほど、大変になってくると思います。今、市内の学校で、どういう状況にあるのかということも、ある程度、把握してありますが、やはり、小規模校には小規模校、大きな学校には大きな学校の問題点を抱えています。やはり、そこにかかわる教師の質を高めていくことも、委員会の責務だと考えてます。

そういう面で、今後の子どもたちの教育のために、教育委員会が何ができるのか、そういうことを考えながら、今後の学校再編に当たっていただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（宮本有二君） 11番濱田陸紀君。

○11番（濱田陸紀君） 11番、一般質問を行います。

まず、質問に先立ちまして、先般とり行われました市長選におきまして、無投票当選されました中西市長に、心よりお祝いを申し上げます。

今後、より一層、リーダーシップを発揮され、宿毛市発展のため、市民福祉の向上に尽力されることを願ってやみません。

それでは、一般質問に入らせていただきます。最初に、旧高知銀行跡地の活用策について、お尋ねします。

私は、早稲田大学が宿毛市に寄附していただきましたその資金により、購入いたしました旧高知銀行跡地の問題ですが、さらに購入後3年の歳月が過ぎております。宿毛市の早稲田大学に対する姿勢といたしましても、これ以上の放置することはできないと考えております。

今回、補正予算で取り壊し費も計上されておりますが、今後、小野 梓記念公園をどのように整備するか、市長のお考えをお尋ねいたします。

2番目に、観光行政について、お尋ねいたします。

冬の一番、観光客の少ない時に、いかに本市に観光客を集め、入り込み客をふやしていくか、どの自治体も必死になって、交流人口の拡大に、施策や工夫を努力しておりますが、その1つが、宿毛湾の冬の風物詩であります、「だるま夕日」をさらに、全国に向けて発信すべきではないか。

先月だったと思いますが、島根県のどこかで、忘れましたが、「日本の夕日百選」にも選ばれた市で、夕日に関する全国サミットを開催した新聞記事を見ました。宿毛の「だるま夕日」だけで、観光客を呼ぶことはなかなか難しいかもしれませんが、市のホームページや各種の情報発信等により、観光客の入れ込みの拡大を図りたい。

次に、10月に、市長の誘致努力により、豪華客船「飛鳥Ⅱ」が2度入港し、大勢の乗船客の皆さんが上陸されましたが、乗船客の皆さんは、それぞれオプションツアーで四万十や足摺観光へ出かけました。一部が宿毛市を回ったと聞き及んでおりますが、もう少し本市の観光をアピールすべきではないでしょうか。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（宮本有二君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、濱田議員のご質問にお答えをいたします。

1点目は、梓公園の今後の整備についてでございます。

ご承知のとおり、小野 梓記念公園は、早稲田大学のご協力によりまして、平成15年に公園整備を行いまして、広く市民の方々に利用していただいております。

ご質問の、旧高知銀行跡地につきましても、早稲田大学の格別なご協力を賜る中で、公園用地として取得をさせていただきました。

その用地内にあります旧高知銀行の建物につきましては、以前にも活用方法についてのご質問がありましたが、私どもも、立ち会いながら市内の1級建築士のご協力を得まして、いま一度、強度の部分も含めまして調査をしました結果、建築後45年以上経過をしております、公の施設として利用するのは、適当ではないというふうに判断をいたしまして、今議会に補正予算として、撤去工事費900万円を計上させていただいたところでございます。

ご質問の今後の公園整備につきましては、既存の公園との整合性を十分に考慮をしながら、早稲田大学関係者や、地域の皆様方のご意見を伺う中で、小野 梓を生かすまちづくりに向けまして、市街地と一体感のある公園となるように取り組んでまいりたいと、このように思っております。

その整備計画の策定でございますが、早稲田大学と本市の交流のきずなを、今以上に深める交流事業の一環としまして、ぜひ、早稲田大学の学生さんにも、この整備計画について、知恵をお借りしたいというふうにも思っております。

今後は、大学側と協議をしながら、連携を密にしまして、素晴らしい公園となるよう取り組んでまいりたいと、このように思っております。

次に、「だるま夕日」を生かした観光でございますが、本市の冬の風物詩であります「だるま夕日」、皆さんはもう、いまさら言うべくもないんですが、ことしは、11月の2日以来、十二、三回の「だるま夕日」が出現、出現と申しますか、そういう現象が見られております。

本日の新聞にも、だるまじゃなくて「おわん夕日」というのが大きく報道をされておまして、珍しい現象が、やはりこの宿毛湾では起きるんだというふうな、もう1つの観光の目玉にもなるんじゃないかなというふうなことを、今

日の新聞を見て思ったわけでございます。

本市の観光財産でありますこの「だるま夕日」を、観光客誘致策としては、今までもパンフレットに載せたりして、生かしているわけでございます。議員もご承知のとおりでございますが、ことしで8回目を迎えます宿毛湾「だるま夕日」、それから宿毛の四季フォトコンテストにつきまして、本市のホームページやカメラ雑誌等に掲載する中で、全国へ情報発信をしまして、アマチュアカメラマンや観光客誘致を図っておるところでございます。

また、近年は全国ネットのテレビ番組とか、全国紙に取り上げていただくなど、少しずつではありますけど、宿毛の「だるま夕日」について、知名度がアップしているんじゃないかと、このように思っております。

今後におきましても、ホームページとか、各種の媒体を活用いたしまして、宿毛冬の風物詩であります「だるま夕日」をピーアールしてまいりたいと、このように考えております。

次に、2点目に、豪華客船の入港に伴う観光客入れ込み客の誘致でございますが、本年度、宿毛湾港への豪華客船の入港実績でございます。「にっぽん丸」と「ばしふいっくびいなす」が、それぞれ1回ずつと、「飛鳥Ⅱ」が10月には2回入港いたしまして、合計4回となっております。

乗船客数につきましては、4回で約2,200名となっております。また、今月、これは大晦日なんですけど、31日には太平洋フェリーの「いしかり」という船が入港をいたします。8時に入港いたしまして、17時に出港するというので、また市民の皆様、年末の本当に忙しい中ですが、また歓送迎もお願いをしたいというふうに思います。

豪華客船の入港に伴います乗船客の皆様の本市へのオプションツアーの件でございますが、

このオプションツアーにつきましては、あらかじめ旅行会社の方がプランを立てまして、お客さんを募集するシステムとなっております。

ただ、今回、10月7日に入港いたしました「飛鳥Ⅱ」につきましては、旅行会社の方と協議をいたしまして、宿毛市内半日観光と銘を打ちまして、そういった形のを提案をしまして、宿毛歴史館、延光寺、出井の甌穴、カンランの専門店、栄喜地区での漁業体験を実施をいたしまして、これは乗客の方に大変喜んでいただいております。

また、当日は、宿毛まつりが開催されておまして、宿毛湾港から市街地までのシャトルバスを配置しまして、舞踊パレードや、市内でのショッピング等を楽しんでいただいたということでございます。

今後におきましても、私どもとしましては、旅行会社の方々と協議をしまして、これ、早いうちに協議をしなければいけないものですから、新たに宿毛の自然を生かしました、見る、食べるところからアクション、行動を起こして食べるというふうな形で、そういったものをオプションツアーにのせていこうということで、遍路道ウォーキングであるとか、カヌー、それからいかだを利用しました観光釣堀、それから今は養殖業も盛んでございますので、えさやり体験もおもしろいんじゃないかなというふうに思っております。

宿毛の方々は、なかなかそんなもんはというふうに思われるかもしれませんが、都会の方々が、やっぱり養殖場でえさをやって、魚がビンビン跳ねるところを見るのは、なかなかないものですから、そういったようなえさやり体験なんかもおもしろいし、その魚をさばくところとか、そういったものも提案をしまして、観光客を誘致を図っていくと、そういうふうな思いを持っております。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 11番濱田陸紀君。

○11番（濱田陸紀君） 11番、再質問をいたします。

初めに、周知のとおり、早稲田大学の建学の母とされる小野 梓を顕彰し、広くその功績をたたえるとともに、宿毛市の活性化を願って、有志一同が梓会を結成したのが、平成14年のことであります。

その後、早稲田大学になみなみならぬ支援をいただき、その間に奥島14代総長には、大変な物心両面でご支援を賜りまして、現在の小野梓公園が15年に完成いたしました。

その後におきまして、高知銀行跡地の購入を、早稲田大学14代総長に、再三にわたり要望し、多額の寄附をいただき、小野 梓記念公園の一部となりました。

この高知銀行跡地につきましては、先ほど、市長の答弁で、取り壊し費用900万円を計上していただき、まことにありがとうございます。

記念公園としての一体化を図っていく旨、お話がございましたが、私はここで、今後の梓記念公園整備のあり方について、市長に何点かお尋ねいたします。

市長は、宿毛市として、将来、この記念公園をどのように利活用していくお考えか、その取り組みをお話ください。

2つ目は、何といたしましても、早稲田大学のシンボルとなる施設でありますので、大学の意向と言いましょいか、それを尊重しなければならない。また、できれば地元の話も聞き入れていただきたい。

3つ目は、平成14年以降、早稲田大学より宿毛市に来られた関係者の数がおわかりでしたら、教えていただきたい。

最後に、小野 梓記念公園に、現在、小野

梓、竹内明太郎の2つの胸像が並んで建っておりますが、もう1つその横に、坂本嘉治馬先生の胸像も建てようという計画があるように聞き及んでおりますが、もし3つ建てれば、という気がありますが、その点について、市長に答弁を願います。

もう1つは、観光行政について。

「だるま夕日」を中心とした観光資源での答弁がございました。私は、平成17年8月、行政視察に北海道の留萌市に行ったとき、たまたま全国夕日写真コンテスト、宿毛市の「だるま夕日」が特選で選ばれていたのを記憶しています。

そのとき、菊地議員と、宿毛で「だるま夕日」のこの写真が全国で特選になり、1枚の写真になっていたのを、菊地議員が熱心に取り上げ、私も今度、宿毛の「だるま夕日」を宿毛で質問させていただきたいという話を受けましたので、私は、それはいいことですから、ぜひやってくださいという話をしました。

そして、今年の夏でしたか、私が大阪の中井病院に行っていたとき、看護婦さんから、濱田さんは宿毛の人でしたね。私の主人は中村出身で、正月休みに帰郷したとき、「だるま夕日」の撮影で、咸陽島で大変お世話になったりしております。その名前を聞いてみれば、びっくりしたことに、菊地 徹さんの名前がございました。

そういうことで、ことしの冬休みには、正月休みには、3人宿毛の方に行くから、菊地さんにぜひ会わせていただけないかというような要請をいただきました。

こういように、やっぱり一生懸命やると、全国どこでこういうあれに出くわすかわかりませんが、観光資源の少ない宿毛でございますので、皆さん、できる協力をして、議員の方も、宿毛の観光を取り広めてほしいと思っております。

す。

そして、もう1つ、市長、先ほど言いました梓公園の3体のあれとか、それは、できればもう一度説明していただけないかと思いますが、よろしく願います。

○議長（宮本有二君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、濱田議員の再質問にお答えをいたします。

梓公園の整備から利活用の件でございますが、少し、早稲田大学の関係の方とお話をいたしましたときに、旧高知銀行跡地を取り壊したあとが更地になるわけでございます。

その更地に対して、どうしていくかということも含めますと、例えば、早稲田大学の人たちが、共同の森と申しますか、早稲田の森を宿毛市に設定したい。その早稲田の森を、早稲田大学の学生さんたちが整備に行きたいというふうなこともございます。

そういった形のものもございますので、できたら、セミナーハウスというふうなことも、ちょっと話の俎上にはのっております。

そんな形で、集会的なものができる。例えば、今の青空のまんまですが、そこで皆様方が、例えば盆踊りできるような広場も欲しい。もちろん、公園ですから、市民の方が憩うということが最大でございますが、高知銀行の跡地を、更地になりますと、結構広くなると思います。そういったことでのセミナーハウス、これもまた、財源的には市の方が負担しなきゃいけない形になるかと思いますが、そういったものの利活用も必要かなというふうな形を、思っております。

これはまた、先ほど申しましたように、この全体、公園の全体として、どうしていくかということ、これから早稲田大学の方ともお話をさせていただきながら、また地元の意見も聞きながらということでございます。

まだ決まっているわけではございませんので、そういった形での方向性は、1つあるということをご承知おき願いたいと思います。

それから、小野 梓先生の胸像と、竹内明太郎さんの胸像と、それにあわせてまた、坂本嘉治馬先生の胸像ができ上がりますと、実はあそこ、通路が確保できなくなるんじゃないかなというふうなことを思っております。

そうしますと、少し、全体計画の中で、3体の胸像ができるのであれば、公園そのものの配置計画を、全体として変えなきゃいけないんじゃないか。

この間、先月ですか、小松の会長に、東京でちょっと、10分ほどお会いしまして、ひょっとして、もう1つ胸像が出ましたら、竹内明太郎さんの胸像も動かすかもしれませんかということのご了解はいただいてきたということでございます。

とにかく、胸像があそこで3体となりますと、これ以上ふえますと、ほとんど敷地を取られてしまうということになりますので、3体で勘弁をしていただいて、その3体の配置計画を、皆さんにきちんと見えるような形での配置計画を考えていかなきゃいけない、このようにも思っているわけでございます。

それから、早稲田大学の関係者が、15年の公園以来、14年に梓会設立ですか、それ以来、何名来たかというのは、正確に何名というのは、把握はないんですが、約50名の方々が奥島前総長、それから現白井総長も含めまして、また小松の会長、前会長もお見えになりまして、早稲田関係、小松関係、その他の方々が、大体50名ちょっとの方が宿毛市においでくださっております。

遠いところですけども、皆さん来て、皆さん喜んで帰っていただいているというのが、実情でございます。

それから、「だるま夕日」のお話も、今、お伺いいたしました。大阪の人にまで、「だるま夕日」が聞こえているということでございますから、先ほどの答弁に申し上げましたように、やはり「だるま夕日」も全面的に、我々の観光の1つの資源として売っていくということが必要なことであろうと思います。

また、市民の方々にも、ぜひこういった、宿毛には資源があるんだよということを、市外の方にアピールもしていただきたいなど、このようにも思っています。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 11番濱田陸紀君。

○11番（濱田陸紀君） 先ほど、市長の方より、配置の、小野 梓先生の両横につけるといような話が、市民の中に出てたわけでございますけれども、それは、町の方からしたら、やっぱりやめていただきたい。別々に、やっぱり小野 梓が主体であるから。小野 梓先生が主人公で真ん中に置いて、ほかの胸像は、ほかのところにしていただきたいと、そういうような要望もありまして、質問したようなわけでございますが。

それから、梓公園は、1週間ぐらい前ですか、イージス艦のあれが、また入港してきたいので、またひとつ協力してくれないだろうか、これはこちらから要望するので、まだそれが確定とか、そういうことはわからないが、できたらまた、小野 梓公園で盆踊りとか、そういうようなあれを見せていただきたいと。向こうの船長は、なかなか喜んで、またもう一度、宿毛の方に行ってみたいからという要望があったそうです。

それから、もう1つ、観光の方になりますが、冬の貴重な観光資源である「だるま夕日」を初め、出井の甌穴、浜田の泊り屋、沖の島と、私も微力ながら、コイや水車を観光名所にできる

よう取り組んでいきたいと思います。執行部の方々も、本市への交流人口の増加に向けて、全力を尽くしていただきたい。

少子高齢化が進む中、本市におきましても、人口は年々減少し、倒産や撤退といった暗い話ばかりでしたが、先日、愛媛県の栗之浦ドックグループ、三好造船が宿毛湾港に企業進出していただくことになりました。これまでの市長を初め、執行部の方々、また民間関係者、坂本和志氏のご努力に対して、敬意を表したいと思います。

以上で一般質問を終わります。

○議長（宮本有二君） この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時22分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（宮本有二君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

5番浅木 敏君。

○5番（浅木 敏君） 5番、一般質問を行います。

質問に入ります前に、市長には、さきの宿毛市長選挙で、市民の大きな期待を得て再選されましたこと、まずもってお喜び申し上げます。

開会日の所信表明で、2期目の職務遂行についての熱意を聞かせていただきました。着任早々に発生した宿毛フェリー問題を初め、この間に発生した数々の難問処理等、これまでの実績に市民が2期目の期待をかけ、無投票当選に結びついたものと思います。

しかし、無投票当選は、無競争当選であって、無批判当選ではないかもしれません。今後とも、大きな声だけではなく、声なき声にも耳をすませて聞き取り、市民の暮らしを守る市政を進めていただきたいと思います。

それでは、早速、通告に従い、質問をいたし

ます。

先般、保育所並びに学校の統廃合問題が提起されましたので、これまでの質問者が質問しましたが、私は、市民から付託された意見、要望等を含めまして、改めて質問いたします。

まず、市長の政治姿勢についてお尋ねいたします。

保育園の再編計画についてであります。

和田と中央、2園の廃止計画が公式に発表されて以来、既に廃止が決まったと思わせる言動があることへの批判、宿毛市当局による保護者等への説明のあり方、今後の存続への展望など、私のもとへも多くの市民の皆さんからの問い合わせがありました。

私は、今回の廃止計画には、多くの問題があり、基本的には、反対する考えを持っていますが、なお次の点について、市長の考えをお聞きいたします。

まず、今回の廃止計画について、細部を含めての内容の説明を求めます。

2番目に、今回、集中改革プランにもなかった宿毛保育園も含めて、園の廃止を公表しましたが、これが今後の保育園再編計画とどのように関連しているのかについて、ご説明願いたい。

3番目には、今後は、保護者や地域の関係者への説明を続けていくものと思われませんが、松浦議員への答弁どおり、関係者の理解と納得のない廃止、強行は絶対ないと理解してよろしいでしょうか。

4番目に、最後に、計画説明や理解を得る過程で、保護者等関係者に威圧的言動をしないように、徹底していただきたい。

以上の4点について、市長のお考えをお尋ねいたします。

2番目に、市道の改修についてであります。

市道の管理については、各地域の市民の皆さんから多くの要望があり、担当課も対応に苦勞

されていることと思われまます。

しかし、市道の管理は日々の生活や安全、安心と直結するものであり、親切で機敏な対応に努めていただきたいと思います。

議会へも、今回は二ノ宮野地線の改良拡幅について、地元の皆さんからの陳情があり、審議することになっております。

また、市道の補修についてであります。舗装の穴があいたところだけをアスファルトでかためているものが多く見かけられます。さらに、こうした補修が連続しているところもあります。

自動車で走行される方の不快さもさることながら、障害者の車いすには、路面凹凸の衝撃が大変な苦痛だとの訴えもありました。手押し車のお年寄り、自転車などにも影響は大きいものと思います。

こうしたことから、路面の補修に当たっては、穴のあいたところだけではなく、ある一定の面として補修し、弱者に優しい市道管理を求めものであります。

次に、坂ノ下の市道についてであります。この道も、穴の補修や工事の繰り返しで、でこぼこの道になっていることはご承知のとおりであります。

確認してみますと、市の水道管理工事も、水道管理設工事も完了したようでございます。地元の皆さんの強い要望もありますので、ぜひ御検討をいただきたい。

なお、ラッシュ時には、321号線の宿毛橋たもとから、渋滞に我慢できない通勤車両がどっと坂ノ下市道へ流れ込み、地区の皆さんは、行き違いに苦勞するようであります。

こうしたことから、可能なところは道幅の拡幅も含めて、今後の抜本的対策を求めものであります。

3番目に、後期高齢者医療制度についてであります。

先日、高知市老人クラブが、連合会が後期高齢者医療制度の来年4月からの実施を中止撤回することを求める決議文を、高知県後期高齢者医療広域連合に提出したことが新聞報道されておりました。

今、この制度の中止と、撤回や見直しを求める取り組みが、全国的に燎原の火のごとく広がっております。知らぬが何とことわざがありますが、この制度は、知れば鬼にもなりたいような大問題があるわけでございます。

この制度は、昨年、自民党と公明党の連立政権が強行した医療の改悪、高齢者の医療の確保に関する法律に基づくものであります。75歳以上の国民を後期高齢者と呼んで、国保や社会保険から強制的に排除し、75歳以上の人だけを加入させる別保険をつくったものであります。このため、75歳以上の方は、これまで取られていなかった人まで含めて、新たに保険料を取られ、今後はその額が次々と引き上げられることになっていきます。

さらに、74歳までの人のような、十分な医療が受けられない、年齢によって医療内容を差別するものとなっております。

また、今回の医療改悪は、74歳以下の方や、後期高齢者と同居、あるいは扶養している現役世帯も、いろいろな形で負担を押しつけるものになっているわけでございます。

市長は、再選後の会見、そして議会の所信表明でも、市民の福祉向上を重要課題として取り組むこと。国や県にも、しっかり意見を言うとの頼もしい言葉もありました。

社会保障を後退させ、国民に、市民に膨大な負担を押しつけるこの制度から、市民を守ることを求め、次のことをお尋ねいたします。

まず、1番目に、この制度の問題点を提起し、市長のお考えをお尋ねいたします。

まずは、75歳以上の高齢者だけの保険制度

をつくったことに問題があります。

民間の生命保険も、国民健康保険なども、保険給付を受けてない人、あるいは給付額が非常に少ない人、そういう人がおるから成り立つわけでありませぬ。

高齢で発病しやすい人だけの別保険が成り立つはずがありません。

2番目に、保険料についてであります。

全国平均で、1人当たり月額6,200円、年間で7万4,400円と試算されております。国保のように、世帯ごとではなく、夫婦でも別々に取られます。また、サラリーマンである子どもに扶養されている高齢者も、新たに保険料を取られることとなります。

75歳以上の方は、大多数が年金生活者ですが、介護保険と合わせて、各人の年金から天引きされます。金に困っているときでも、家計でやりくりもできなくなるわけでございます。

また、保険料は、2年ごとの改正で、次々と上げる仕組みになっております。そして、徴収する保険料の上限額も、国保が、現在、1世帯56万円であるのに対し、夫婦それぞれを上限50万にしています。このため、夫婦で最高100万円の保険料となることにもなります。

3番目には、資格証明書の発行問題であります。これは、わかりやすく言えば、保険証の取り上げであります。75歳以上の方でも、年金の月額が1万5,000円以下の場合には天引きできないことになっております。また、無年金者は、生活困窮のため、保険料は払えないおそれもあります。

現行の老人保健制度では、保険料を払えない場合でも、75歳以上の方の保険証取り上げは禁止されています。ところが、4月からの後期高齢者医療制度では、保険証取り上げができることに改悪されました。

高齢の低収入者から保険証を取り上げれば、

病院にも行けず、そのまま死に追いやることに
もつながります。まさに命を奪う悪法とも言え
るわけでございます。

さらに問題なのは、診療報酬の包括払い、定
額払いであります。これも、わかりやすく言え
ば、75歳以上の人には、ある一定額までしか
治療を受けさせない仕組みであります。74歳
までの人は、治療にかかった治療費を、病院側
が加入している保険に請求できます。ところが、
75歳以上の方の治療費は、定額制で上限をつ
くり、その基準以上の効果的治療をすれば、患
者の本人負担か、病院経費の持ち出しとなりま
す。

患者の命を救い、病院の、病気の完全な治療
をしようとする病院は赤字となり、経営危機に
陥ります。場合によっては、必要な治療を保
険請求できない75歳以上の患者は、病院が治療
や入院を敬遠することにもなるおそれもありま
す。

5番目、これまでの自治体基本健診にかわる
特定健診でも問題があります。

健康診断については、現行制度では41歳以
上のすべての人の健康診断をする義務を、自治
体やそれぞれの保険に義務づけておりましたが、
4月からの新制度では、75歳以上の方の健康
診断を実施する義務規定が外されました。健康
診断にも、高齢者差別が持ち込まれたわけであ
ります。

75歳以上の方の健康診断をするかしないか
は、各県の後期高齢者医療広域連合任せとなっ
たわけでございます。

まだこのほかに、この医療改悪には、70歳
から74歳の方の窓口負担の増加、医療病床の
大幅な削減など、負担をふやす、医療は受けに
くくする多くの問題があります。

市民の命にかかわる重大問題でありますので、
市長は、これからどう対応されるのか、お尋ね

いたします。

次に、政府与党の凍結案の内容について、お
尋ねします。

福田内閣になって、この制度の一部凍結論が
出てまいりました。強行成立させた悪法の施行
前一部凍結について、総選挙を意識したものだ
とのマスコミ批判もありますが、政府が失政を
認めたことでもあります。

しかし、先日も私が後期高齢者医療制度の問
題点を話していたところ、1人の人が、でも、
福田内閣になり、新制度が凍結になってよかつ
たですね、と言います。よく聞いてみると、そ
の人は、この制度のすべてが凍結になったと思
っていたようであります。

こうした誤解を解くためにも、いま一度、政
府の言う凍結内容についてのご説明をいただき
たい。

3番目に、市民への後期高齢者医療制度の周
知徹底についてであります。

私は、この問題で対応を進める中で、この後
期高齢者医療制度の発足までに3カ月余りとな
った現在でも、多くの市民の皆さんの中に、こ
の制度の内容が理解されていないように思いま
す。

そこで、宿毛市行政として、市民の皆さんに
この制度の内容を周知するべきだと思います。

職員の皆さんには、お骨折りかと思いますが、
これからの時期に多い部落総会など、人が集ま
る場所に出て、説明会などできないものか、お
尋ねいたします。

4番目に、この制度の4月実施の中止と、撤
回について、市長に求めます。

先にもご紹介いたしましたこの制度について
は、今、国民的批判が広がっており、今後、大
きく拡大してくるものと思います。制度発足前
から、これほど批判の広がる制度を、このまま
に4月を迎えるのではなく、さしずめ中止、撤

回させるべきだとする意見が多数となりつつあります。

国にもものを申す市長として、ぜひとも政府に中止や撤回を求めているいただきたい。市長のお考えをお尋ねいたします。

次に、学校統廃合について、このことについて市長と教育長にお尋ねいたします。

まず、1番目に、小中学校の大規模統合計画策定の経過と全容についてであります。

先に質問された議員の中で、議論の中で、おおむねわかりましたが、関係者の意見をどこまでくみ上げたのか、説明不足の点も含めて、教育長からご説明願いたい。

2番目に、今回の大規模統合計画は、学校の役割や教育のあり方よりも、財源の投資効果を優先させたものと思われれます。私としては、教育の原点に戻って、計画の見直しを求めます。これから出される保護者、地域等、関係者の要望に沿って、見直すかどうか市長にお尋ねいたします。

3番目に、これまでに収集できた情報、関係者の声をもとに、統合計画の問題点を指摘してみますと、まず1番目に、今回の大規模統合によって、遠距離通学が増大し、子どもと保護者への負担が極めて大きくなります。特に、楠山地域の皆さんは、楠山小学校が廃校にされ、橋上小学校への通学となり、大変な苦勞をされていますが、さらに7キロも遠い宿毛への通学となると、より一層の困難を伴うこととなります。

遠距離ということだけでは、橋上中学校も全く同じ条件でありまして、クラブ活動のことを考えますと、新たな困難が生じると思います。

2番目に、統合により、学校が遠くなる地域の人々とは連携が希薄になり、学校運営に大切な地域の教育力が得にくくなるのではないのでしょうか。

3番目に、今回の大規模統合により、学級規

模は大きくなり過ぎ、ゆとりある行き届いた教育ができなくなる恐れがあります。

4番目に、学校は地域の教育や文化の中心であり、廃校となった地域の過疎化を、一層進行させる結果となるわけであります。

5番目に、新校舎建設予定地にしても、今後の地震や津波から子どもを守り、地域の人々の避難場所になり得るかという点で問題がありはしないか。こうした点について、教育長の考えをお尋ねいたします。

この大規模統合計画は、宿毛市行政と教育委員会のプランであります。計画について、保護者や地域の理解や協力が得られないところは、統廃合を進めないようにしていただきたい。このことについても、教育長に答弁を求めます。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（宮本有二君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、浅木議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、最初に保育園の再編計画についてでございますが、数点ございましたので、質問に応じて答弁をさせていただきます。

まず、1点目でございますが、和田保育園と中央保育園の廃園について、説明をということでございます。

保育園の問題につきましては、小中学校の統廃合問題同様、宿毛市の園児数が大きく減少してきております。保育園全体のあり方が、本市の大きな行政課題となっております。平成17年度に、宿毛市行政改革大綱が見直しされたことに伴いまして、和田保育園の廃園に向け、取り組んでおるところでございます。

また、一方、中央保育園につきましては、全庁的に行政改革に取り組む中で、再度、保育園のあり方について、見直しを行った結果、この中央保育園を廃止し、私立の宿毛保育園、そしてまた私立の大島保育園、そちらの方へ再編さ

れて、保育園の方に行っていただければというふうなことから、提案させていただいたものでございます。

2点目の今後の保育所再編計画についてということでございますが、小学校の再編計画とあわせまして、1小学校区に1保育園という原則、基本方針のもとに、取り組んでまいりたいと、このようなことを考えております。

それから、3点目でございます。和田保育園、中央保育園の存続を求めることについてということでお話を伺いました。

これは、そのままずっと置いておくということは、行財政改革を含めまして、何もしないことと一緒にしてくるんじゃないかというふうなことも思います。

そういったことで、今後ますます厳しい行財政運営を余儀なくされる本市でございます。効率的な運営に努めていかなきゃいけないというふうなことでございまして、保護者や関係者と十分協議する中で、相互に課題を検討しながら、より効率的、効果的な保育サービスの充実に向けて取り組んでまいりたい、このように考えております。

4点目でございますが、保護者や地域の理解と納得がいけない計画の強行は、しないようにしてほしいというふうなことです。

松浦議員の質問に対する答弁でも申し上げたとおりでございますが、決して強行突破をするようなことはしない、そういふうなことを思っております。今後も、引き続き、保護者会等を開催する中で、関係者のご理解が得られるように取り組んでまいりたいと、このように考えております。

それから、5点目でございますが、計画の説明や理解を得る過程で、保護者や関係者に威圧的言動をしないようにということでございますが、うちの職員の方で、威圧的な言動をしてい

るということはないというふうに、私は思っております。

ただ、この言葉が出てくる背景について、少し、いろいろなところに聞いてみました。名指された職員もございまして、これは、保護者の方から、ある程度、反対であるというふうなことでの威圧的な対応が受けておりました関係で、我々の、私も含めてでございますが、聖人君子ではございませんので、なかなかやっぱり、売り言葉に買い言葉がちょっと出たかなというふうなことではないかなということでございまして、こういったご理解を求めるときに、威圧的な言動をするということ、こちらからはないということでございまして、また、そういうことはしてはいけないというふうに、普段からも指導をしておるつもりでございます。

そういったことで、この計画を出したばかりですから、反対、賛成、いろいろなお意見があると思います。我々の方といたしましては、誠心誠意を持ってご説明をしまいる、そういうふうなことでございます。

つい、ちょっと感情的になったかもしれませんが、というところでございまして、威圧的にこういうことを、こうやるんだというふうなことはないというふうに思っております。

これからも、そういうふうなことはしないようにということは、指導してまいりたい。

次に、市道の改修でございます。浅木議員からも、舗装、市道についてですが、人に優しい道路ということでございます。それは当然のことでございますが、メインの方の坂ノ下の方の道路でございます。市道宿毛坂ノ下線の宿毛橋から、坂ノ下地区を經由しまして、国道321号線の松田川橋区間は、道路幅員が狭く、カーブがありまして、見通しの悪い場所がございます。

平成18年度の市政懇談会におきまして、坂

ノ下地区から、狹隘な箇所を道路拡幅するよう、要望を受けております。

しかしながら、多くの道路拡幅及び道路舗装整備の要望がございます。ほかの要望箇所との緊急性を考慮して、検討していきますと、そのときには回答しておるわけでございます。

今年度は、貝塚地区、二ノ宮地区の道路改良を行っております。これからも緊急性、優先度を考慮しまして、市民ニーズに対応していかなくちゃいけない、このように考えております。

坂ノ下地区の道路の方の拡幅でございますが、これは、用地買収も必要でありまして、早急な改修はちょっと難しいのではないかなと思っておりますが、坂ノ下の区長と協議をしまして、道路路面の悪い箇所については、広い範囲に補修することで、路面の凹凸をなくしまして、車の走行をしやすく、また車いす等にも優しい形の道路をつくってまいりたいと、このように考えております。

次に、後期高齢者医療制度でございます。この件につきましては、後期高齢医療制度の中止をということで、高知市の老人クラブ連合会の方が、要求をしているというふうな、県、国に決議を提出というふうなことが報道、先日されております。

この医療保険制度でございますが、現行の老人医療にかわる高齢者の社会保障制度として、平成20年4月から実施されるということになっております。

高知県では、平成18年度に、後期高齢者医療広域連合設立準備会を設立しまして、県下の全市町村が加入しております。

平成19年の2月1日から、高知県後期高齢者医療広域連合となりまして、運用開始に向けて、万全を期しているところでございます。

本市は、19年度4月から、職員の1名を派遣して、制度の円滑な導入に図っているという

ことでございますが、これらに関する予算や、議案に対しましては、議会において、議決をいただいております。制度の創設に対してのご理解はいただいているものというふうに考えております。

浅木議員申し込みの、現段階で4月実施の中止や法律の撤回を、国に求める考えはないのかというふうなお話でございますが、これは、今、現在ある法律でございますので、我々には、法律に従う義務というものがございます。そういった関係で、今すぐに、直ちに4月実施の中止とか、法律の撤回を国に求めるということにはなりません。

しかしながら、制度を運用する中で、被保険者にとって、重大な問題があることが判明した場合などには、あらゆる機会を通じて、国に意見を述べていきたい。また、この後期広域連合が、すべての県下の市町村の加盟によってなされております。皆さんが同じような意見を持つということでありましたら、この連合を通じまして、不都合なものについては、意見を言っていくというふうなことをしていきたいというふうに思っております。

保険料等の数字等がございます。いろいろな個別の、たくさんのご質問がございますが、この件につきましては、担当課長の方から説明をさせていただきたいと思っております。

それから、学校統廃合の件でございます。1点目は、教育長ということでございました。2点目の財政問題を優先させたのではないのかというふうなことのご質問でございます。

学校の教育のあり方よりも、財政問題を優先させたじゃないかというふうな質問でございますが、先ほど来からの、私、答弁をしております。やはり、財政を考えないで仕事をしていくわけにはいかないわけでございますが、財政問題だけを優先するとか、そういうことじゃなく

て、すべてのものに財政がかかってきます。だから、財政を考えないで、物事を実施するということは、放漫経営になって、負債をたくさんつくってくるようになってきますので、だから、まずはやはり財政問題を念頭に置きながら、いろんな事業を考えていくというのが、やはり私たちにも課せられた問題ではないか。

ただ、これが教育だから、財政問題を考えなくていいということにはならないと思います。

私ども市長部局では、やはり学校教育の環境を、きちんとしたものを子どもたちに提供することが大切なことをございまして、多面的に見て、地震の災害、安全、安心のところ、そういったことをいろいろ考えて、こういった計画を実行していくということが、私どもに課せられた使命だというふうに思っております。

学校もほとんどが建替時期にもきております。そういったことで、財政だけを考えたということではございません。財政問題も考えながら、こういった再建計画をしていかなきゃいけない、そういうことで策定したものでございますので、どうかご理解をお願いしたいと、このように思っております。

以上でございます。

○副議長（寺田公一君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長、浅木議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、最初に学校再編計画の経過と内容についてのご質問であります。昨日からいろいろと説明をした中で、重複するところもあろうかと思っておりますが、お答えをいたします。

宿毛市の行政改革の大綱、集中改革プランの中で、目標を21年度で小筑紫地区の3校の統合と、それから橋上中学校を宿毛中学校へ統合という計画が出ておりました。それから、教育委員会の中でも、数年前から本市の児童生徒の減少傾向、それから学校の施設老朽化に伴う設

備状況、昭和56年以前に建設された学校施設の耐震診断及び耐震補強工事等を考慮する中で、学校編成についても、何度か審議をしてみました。

平成19年度になりまして、宿毛市の教育審議会に学校の適正な配置、学校及び学級の適正な規模の統合の時期につきまして、諮問をいたしました。4回の審議委員会を行いまして、10月5日、宿毛市立小中学校再編に関する答申を受けました。

それをもとに、教育委員会で協議をいたしまして、宿毛市立小中学校再編計画を策定をいたしました。

小学校の再編計画では、小筑紫地区の栄喜、小筑紫、田ノ浦の3校の学校統合につきまして、平成19年から21年までの3年間で。それから、大島、宿毛、松田川、橋上小学校の学校統合を、平成20年度から平成24年度までの5年間で行い、また、東部地区の山奈、平田2校の小学校の統合は、平成29年度から平成30年度までの5年間で行う計画をしております。

また、沖の島小中学校と、本年度耐震補強工事を行いました咸陽小学校につきましては、現状で置く計画となっております。

それから、中学校につきましては、市内5校、小筑紫、片島、宿毛、橋上、東、その5校を学校統合を、平成22年度から平成27年度までの6年間で行う計画としております。

児童生徒の推移ではありますが、ただいまの現状では、学校校区の変更を伴いますいろいろなことを仮定しますと、平成25年度では、小筑紫地区小学校3校は80名、咸陽小学校では、190名、大島、宿毛、松田川、橋上小学校4校では、581名、東部地区小学校では、209名となります。

中学校では、平成24年度で548人となる

見込みであります。

それから、再編計画の中で、何点かご質問がありましたので、お答えをいたします。

まず、1点目の遠距離の通学者がふえて、子どもと保護者に負担がふえるのではないかとご質問ですが、この件につきましては、寺田議員のときにもお答えをいたしました。いろいろな地域の事情を考慮いたしまして、十分なる、適正なスクールバスの配車によって、遠距離通学者の負担を軽減をしていきたいと考えております。

保護者と地域の連携が希薄になるのではないかとご意見でございますが、各学校では、開かれた学校づくりも定着をし、学校、家庭、地域等が協力をし合い、地域との連携を大切に教育を行っております。

また、地域の伝統とか文化の伝承や、子どもたちの地域行事への積極的な参加体制の推進とか、地域で子どもたちを守る育てるための取り組みを、今後とも進めてまいりたいと思っております。

学校規模が大きくなり、ゆとりのある行き届いた教育ができにくいのではないかとご指摘もありますが、学校教育の中では、子ども同士が違った意見に触発されて、切磋琢磨しながら成長することも大切な活動であります。人間関係や友好関係を固定化させないなど、多様な意見、考え方が育ち、豊かで健やかな心の成長のためにも、ある程度の規模の学校は必要と考えます。

また、学校の規模に関係なく、一人一人にきめ細かな対応をすることは、とても大切なことと考えておりますので、それぞれの学校で工夫をして、取り組みを進めるように努めてまいりたいと思っております。

それから、学校は教育文化の中心であり、廃校により、さらに過疎化を進行させられるので

はないだろうかというご質問でございますが、学校施設を地域の活性化のために利用する等など、いろいろなことを検討していきたいと考えております。

それから、新しい学校の建設予定地につきましては、今後、地震とか津波とか、その他の災害対策につきましては、宿毛市の中心の市街地は、松田川河口付近に位置をしておりますし、また、宿毛湾を囲む海岸沿いに集落が発達しております。そのため、地震時に津波被害は十分考えられることですので、新校舎建設地の選定につきましても、さまざまな条件を考慮いたしまして、可能な限り、災害に対応できるように検討するとともに、地震に対応できる建造物の建築や、非常時に対応できるように、学校においても、避難訓練等など、そんな活動の取り組みを指導していきたいと考えております。

それから、4点目の保護者、地域等の理解が得られない場合の統廃合はしないことということでございますが、先ほど、市長の方で答弁がありましたけれども、当然、学校の統廃合につきましては、保護者や地域住民のご理解をいただかないことには、市独自の判断で進めることは、とても困難な事業であると考えております。

現在、地元の説明会に入っております。昨日、今城議員にもお答えをいたしましたように、栄喜、小筑紫、田ノ浦、橋上地区に説明をしてまいりました。

それから、今後とも地域でご理解を得られるように、努力をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 市民課長。

○市民課長（弘瀬徳宏君） 市民課長、浅木議員の一般質問にお答えいたします。

その前に、後期高齢者医療保険制度の概要を、まず説明させていただきたいと思っております。

1 番目には、制度は、平成20年4月からスタートするという事。それから、2番目の、保険者は、市長の方からお話のありましたように、県下全市町村で構成する高知県後期高齢者医療広域連合が保険者となるということ。

3番目の加入者は、75歳以上の方と、65歳以上で一定の障害を有する方。現在の老人医療の対象者と同じであります。

4点目に、医療機関での窓口負担は、原則1割となっております。ただし、現役並みの所得のある方につきましては、これは3割を負担していただくということになっております。

5番目、医療費の負担は、窓口での患者負担を除きまして、費用総額の約1割を加入者の保険料として負担します。5割を国、県、市町村、公費が負担いたします。残り4割を、各医療保険者からの支援金で賄うという、こういう制度になっております。

6番目、被保険者証は、被保険者一人一人に交付いたします。特別の事情がある場合を除きまして、1年以上、保険料の滞納がある方に対しましては、被保険者証にかわり、資格証明書を交付するという事になっております。

最後に、保険料の支払方法は、年金額が、年額18万以上の方で、介護保険料と合わせた額が、年金額の2分の1以下の方は、年金からの天引き、いわゆる特別徴収で納めていただくということになります。

その特別徴収のできない方に対しましては、納付書を送付しまして、納付書によって納めていただく。普通徴収という形になります。

これは、国民健康保険の前期高齢者、65歳から74歳までの方のみで構成される世帯についても、対しても、平成20年度から導入するということになっております。

以上が、制度の主な概要でございまして、議員から何点かご指摘がありました件については、

まず1点目の保険料を徴収する。議員、「取る」という表現をされてましたけれども、保険料を負担していただく。このことに対しましては、現行の老人医療制度では、現役世代と高齢者世代の負担の不公平、それから不明確が指摘されておりましたので、この問題の解消と、制度の安定的な運用のために、加入者に保険料を負担していただくことになったものであります。

それから、2年ごとに保険料が増額されるというふうにご指摘でしたが、確かに2年ごとに改定することとなっております。先月27日の後期高齢者医療広域連合議会におきまして、平成20年度と21年度、この2年間の保険料が決定しました。

被保険者均等割額が4万8,569円、所得割率は8.88パーセント、限度額は、年額50万円となります。

なお、所得の少ない方に対しましては、7割、5割、2割の軽減制度がございます。これも国保制度と同様でございます。

資格証明書の件につきましては、保険者である後期高齢者医療広域連合が交付することとなるわけですが、交付に当たりましては、画一的な取り扱いはしないというふうになっております。

それから、診療報酬の包括点数を導入して、高齢者が医療を受ける環境が悪くなるのではないかとご指摘でしたが、これは、先月28日に開かれました中央社会保険医療協議会の診療報酬基本問題小委員会の方に、厚生労働省から幾つかある診療項目の中で、医学管理費、それから検査、それと処置、それと画像診断、この4つについては、包括払いの対象とする方針を示したということですので、そのことではないかと思いますが、これは決して、受けさせないかということではありません。この4つの項目について、包括診療報酬としてお支払いする

というふうに伺っております。

それから、特定健康診査について、今回、75歳以上の保険者、後期高齢者医療保険者に義務化されてないという、高齢者の差別というふうな表現をされてましたけれども、これについては、高齢者は既に服薬治療中の方が多く、そういったことから、後期高齢者医療保険者には、義務ではなく努力規定になったものであるというふうに伺っております。

しかしながら、高知県後期高齢者医療広域連合は、市町村に委託をして、来年度からも、これは受診していただけるように実施をいたします。

なお、その際に、介護保険制度の生活機能評価事業も、あわせて実施をいたします。

いずれにしても、後期高齢者医療保険の被保険者を除外するものでは、決してございません。

それから、現在、社会保険の被用者保険のですね、被扶養者となっておられる方の保険料について、どのようになっておるか、説明を求めるとのことでした。

お答えします。

平成20年、来年の4月から9月までの半年間の保険料は、これは徴収いたしません。いわゆる凍結という表現を使っておりますけれども。

10月から翌年、平成21年3月までの6カ月分の保険料については、9割を軽減する、平成20年度のみの特例措置を講じております。

それから、激変緩和の観点から、同じく被用者保険の被扶養者の方が、後期高齢、75歳になった場合、そこから2年間は均等割を半額として、それから所得割は賦課しない、そういった措置を講じております。

最後に、この制度の周知について、いろんな方法によって、市民に知らすべきであると。確かに議員おっしゃるとおりであります。私たち

も、現在、広報すくもに医療制度改正をシリーズで掲載しております、その中でも、もちろん記事としてお知らせをしますが、必要があれば、また議員おっしゃっていただいたように、各地域に出向いて、また説明もしていかなければならないかなというふうにも思っておりますので、またご協力よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（宮本有二君） 5番浅木 敏君。

○5番（浅木 敏君） 5番、再質問をいたします。

まず、保育園の件であります。この中で、先ほどの私の発言について、指摘がありましたので、訂正させていただきます。

私が「宿毛保育園」と言ったそうでございますが、事実は「中央保育園」でございましたので、そのように訂正させていただきます。

それでは、再質問の中身に入っていきます。

保育園の統合問題については、きのうも議論されたわけでございますが、特に議論になりました中央保育園、ここにつきましては、過去の経緯があるということでございますが、これについては、待機者が非常に多いということで、旧県立病院の看護婦さんを初め、多くの方が運動して、旧県立病院跡につくったというふうに聞いているわけです。

それが、後に貝塚の方へ移転したということです。

そして、あの保育園については、全体としては、市長、答弁いただきましたように、約50パーセント、53年当時の半分になっていると。園児が。いう状況でございます。

そうした中であって、この中央保育園につきましては、2名しか減ってないと。53年当時と比べてわずか2名しか減ってないと。ほかは減っているのに、ここだけは減ってないという面があるわけです。

そういった面で、多くの面で、きのう松浦議員が議論しましたのでなにしますが、それほど地元の人に好かれている、使いやすい保育園を、あえてつぶす必要はないのではないかと思うわけでございます。

そういった面で、再度、保護者等の意見をよく聞いて、検討をしていただきたい、このように思うわけでございます。

なお、保育園が少なくなったことについて、子どもが少なくなったことについて、これからも同じ傾向でいくというような考え方もあるようですが、新港へ新しい会社も進出してくれるようになったということもあります。これからの市長の取り組みで、ひとつ少子化傾向も食い止めてもらう、そのことが保育園や学校の存続にもつながっていくと思うわけでございます。

それと、保育園そのものは、それぞれ皆、家建ったりなにする場合に、ここに保育園があるから建てようとか、一定の居住地を選ぶ条件にもなっているというふうに、私は聞いたわけです。そういった面で、貝塚、四季の丘、あいった団地の中の保育園をつぶしていくことには、非常に問題が多いと思います。

こういった面で考えてもらいたい。

また、市民サービスも向上させるということですが、今、宿毛では、全県でも例を見ない土曜閉園ということも行っているわけでございます。これらは、保護者に対する、本当のサービスの切り捨てやということで、共産党の議員は、これまで徹底して反対してきたわけですが、やはり福祉、こういったサービスを向上させるということであれば、こういった土曜閉園、これはほかの自治体並に、土曜を開園をするような形でのサービスをすることこそ大事だと、こう思います。

それから、3番目の問題で、説明時の問題で、市長は、相手方からきつい言い方があったとい

うことでございますが、確かにそういうこともあるかも知れませんが、私も長いこと役人をしておりましたが、そういう役所に勤める者は、そういう意見についても、やはり冷静に受けとめて対応していくべきではないかと思います。

今度の保育園問題だけではなく、時々そういうトラブルを聞くわけでございます。市民の方が、もしかして強く言う場合はあるかも知らんけど、やはり市の行政、執行していく方は、やはりそのところを冷静になって対応してもらいたい。市長も、今後そういうふうにしていくということでございますので、この点については、そういう努力を待ちたいと思います。

それから、市道の問題でございますが、これにつきましては、やはり予算的な問題もあるという市長のお話もございました。しかし、弱者に優しい道づくり、こういったものを考えていただきたい。

私もこういうふうに、障害者になりまして、市役所に、階段に手すりをつくってもろて、あれがなかったら、やっぱり私、今、危なくて上り下りできないという状況でございます。それまでは気がつかんかったけど、やはり自分がこういうふうになってみたら、あっ、手すりがないと大変危ないもんだなと思ったわけでございます。

最近では裏口の方にも手すりをつけていただきましたので、安心して出入りできるわけです。よく見ていたら、私だけじゃなしに、ほかの高齢者の方、上り下りするとき利用しているので、やはり市民に優しいまちづくり、道づくり、こういったものを考えていただきたい。

それから、坂ノ下につきましては、用地買収難しいということでございますが、それぞれ、今後地権者の方と話し合いもしながら、取り組んでいただきたいわけでございます。

坂ノ下につきましては、給食センターもお世

話になっているわけでございます。設立当時にはいろいろなお話もございましたようですが、今も地元に見守られて仕事を続けているわけでございます。こういったこともあり、そしてまた、先には高知新聞でも、奥谷画伯のふるさとということで、世界的にも有名な画家ということですが、になりましたが、その人のふるさとということでも紹介されたわけです。

こういった道を、やはり今後、引き続いて地元と話し合い、整備をしていただきたい。

それから、後期高齢者医療制度につきまして、先ほど説明を受けましたが、市長はそういう申し入れは、今の段階では難しいのではないかとございまして、既に他の地域では、そういうふうな申し入れをしているところもあるわけでございます。そういった面からも、ぜひ努力をしてもらいたい、このように思うわけでございます。

制度の中身につきましては、課長の方から説明をしていただきましたが、やはりこのお話のありました65から74歳までの障害者等の部分ですね。これにつきましては、まだ説明が足らん分があったと思います。さしづめ4月で移行されるというふうに、私は聞いたわけです。65歳以上の障害者等の方ですね。

それにつきまして、一たん移行しとって、後で脱退するとかいうことはできるというふうに聞いているんですが、そこらをご説明願いたい。

なお、そちらへ移行した場合には、医療費が1割負担となるというふうには聞いているわけですが、しかし、医療制限は受けるということでございます。

それから、このことで、県の方での補助制度はあると思います。障害者に対するですね。これにつきまして、この後期高齢者医療制度に本人が移行しなかったからということで、この県の補助制度を受けさせないということがないよ

うに、ひとつ取り組んでいただきたい、このように思います。

それから、今度の保険料の徴収について、これも先ほど説明がございましたが、これとあわせて、今回、議案に、13号でしたか、提案されております。後期高齢者に至る前の人、65歳から74歳の人、これも年金から引きますよというふうに、法律の中なり、また今度の条例に出されているわけですね。私から見たら便乗だと思ってしまうわけですが、65歳から74歳までの人の国保税、これについても引くというふうになってますが、やはりこういった、税はあくまでも本人の自主的な判断で納めていくものであって、年金からむやみやたらに引くことには、非常に問題があると思うわけです。

それと、特定健診について説明がありました。これについても、これまでの基本健診では、いろいろな面で病気の早期発見ということでやってきたわけですが、やはり今度の特定健診の基本的な目的が、いかにして医療費を抑えるかということになっていると。特に生活習慣病が中心だということで、ややもするとメタボリックというて、最近、皆さんよく聞くとありますが、こういったものをなくしていくということが主になってきていると。そういった方向へ、宿毛市の健診が落ち込まないように、これまでどおり、やはり病気の早期発見、そして早期に治療してもらおうと、こういう考え方を持続してもらいたい。

なお、企業によっては、ところによっては、メタボリックになっている人については、採用しないとか、再雇用の条件にするとかいうようなことまであらわれているようでございます。場合によっては、メタボリック狩りとまで言われるような、そういう動きもあるということで、宿毛の健診が、これまでどおり、市民の病気を早期に発見して、早期になおしていくという面

での、取り組んでもらいたい。

以上が、この問題での再質問でございます。

それから、学校問題につきましては、先ほど、ご説明いただきました。これまでの説明もありましたので、その中で、なお考えてもらいたいのは、今度の計画は非常に無理があると。お話ありましたように、いよいよ子どもがおらん、少ない、こういう状況になった場合には、やむを得ん場合もあるかもわかりませんが、現状の中では、やはり、例えばこの統廃合される21年、24年、27年、こういった状況を見ても、子どもがクラスに20人程度はできると、学年ごとに。そういうところも含まれているわけです。

私は、最も教育しやすい環境は、20人から25人ぐらいだというふうに聞いているわけです。そして、それより少なかったとしても、それはそれなりの効果をあげていくわけです。

特に、大島小学校みたいに大きいところ、こういったところが統廃合の計画になつるとということについて、地元の人はずいぶんやということ、大変びっくりしているということでございます。

また、先ほどのお話にもありましたように、咸陽が残ってなぜ大島をつぶされるのという話もございました。

先ほど、耐震対策をしたからというお話もありましたが、やはり学校はそれぞれ、ある一定、人数で学年、教育長は学年が自立できるようなことにしたいということでございますが、そういった面で、地域の声もよく聞いて、確かに統廃合にはメリットとデメリットがあります。考え方によってですね。地域によって、若干のずれがありますので、そこらあたりも含めて、よく話し合っ、無理のない方向で、見直しも含めて検討していただきたいと思っております。

以上で再質問を終わります。

○議長（宮本有二君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、浅木議員の再質問にお答えをいたします。

保育園の、中央保育園が2名しか減になっていないということでございます。私自身は、減になっているとか、ふえているとか、そういう形でのことを、実は考えておらずに、きのうもたしか、少し答弁もさせていただいたと思っておりますが、やはり、宿毛市全体でどうしていくんだということの考えからきております。

まさに、中央保育園は53年度には88名おりました。これが、19年度86名の園児がおりました。さらに、前年度は89名と、ふえているわけですね。そういう状況もでございます。

ただし、宿毛、私立の宿毛保育園、これは53年度には250名いました。ただいまは112名おります。そういった形で、この宿毛保育園と中央保育園、宿毛、旧町内と申しますか、そういったことを考えますと、200人ちょっとという形になってきます。

以前は、これが300人を超えてたということでございます。そういったような問題も含めまして、ただ、和田が少ないから廃止するんだとか、中央が多いから、じゃあそのまましていくんだじゃなくて、学校も含めましてそうなんです、宿毛市全体で、どこにどういう保育園があつて、その保育サービスを一番充実させるためには、どうすればいいか、そういうことを総合的に考えながら、また安全面でも、地震が来る、建てかえしなきゃいけない、そしてまた、補強をするというふうな工事面も考えましたときには、こういった形をとらせていただいた方が、宿毛市の将来のためには、ベターじゃないかということで、計画を立てさせていただいたことございまして、これについて、いろんなご意見もいただきたいし、そしてまた、強行するつもりもございませんし、皆さんがこういっ

たことにご理解、一つ一つご理解をいただいた上で、例えば廃園になるか、それとも存続なのかというふうなことも含めまして、強行するつもりはございませんという、きのうから申し上げているつもりでございます。

そういったことで、学校も保育園も、やはり保育園から、これ教育は始まっておりますので、私自身は、高校まで含めたことでものを考えてたわけなんです、いかんせん、高校は県立でございますので、これは私の力の及ぶところではございませんで、なかなかそこまでの一貫した、宿毛市全体での取り組みということはできません。

したがって、保育園と、それから小学校、中学校といった形を、宿毛市全体として、どうしていくんだと。子どもたちの、本当に安全を守るために、そして教育を守るためにどうしていくんだということの観点から、ハード面をさせていただいたということでございますので、ご理解を願いたいと思います。

それから、威圧的な態度に出るなど言うたのは、先ほどの答弁したとおりでございますので。これは、市民も市職員も、お互い平等でございますので、お互いの話として、冷静にお話をさせていただきたいし、たまには、そら感情の赴くままもあるかもしれませんけれども、これは市の職員にも、これはじっと、冷静にしてやってくださいよということ、私は申し上げますので、ぜひ、皆様方、市民の方も、これにもご協力を願いたいというふうに思っております。

それから、後期高齢者の申し入れでございます。先ほど申し上げたとおりでございます、これが不都合ある。これがどうしてもこうだというふうな話が、現象として出てくるものでございましたら、これは国に対しても県に対しても、ものを言っていかなきゃいけない、そうい

うふうなことを思っております。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長、浅木議員の再質問にお答えをいたします。

その前に、先ほど、私がお答えをした中で、訂正する箇所がありますので、訂正をお願いします。

東部地区の山奈、平田2校の学校統合の中で、平成26年から平成30年までの5年間でやる計画というべきところを、平成29年と申しましたので、訂正をお願いします。26年から30年です。

それから、もう1つ、中学校は、平成27年から、27年度で548名というところを、24年と申しましたので、訂正をお願いいたします。

それでは、学校の再編成につきましては、市長の方からもお話がありましたので、ちょっと重複するところもあろうかと思っておりますけれども。

大島と、それから松田川の小学校については、議員申されましたように、県の適正規模で、私が申した数はクリアしておりますので、何ら問題がないのではないかとということもありますけれども、だんだんと市長の方からもお話がありましたように、財政難の中で、学校をいかに子どもに教育環境を整えていくかという中で、論議されてきまして、もう1つは、地域は残していきたいということで、小筑紫地区については、松田川小学校よりも規模は小さいのでありますけれども、各地区に1つは残していくべきではないだろうかというお話の中で、そういう統合計画になったということでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（宮本有二君） 市民課長。

○市民課長（弘瀬徳宏君） 市民課長、浅木議

員の再質問にお答えいたします。

後期高齢者医療保険へ移行することを選択できるのか、また、できるとすればどういった方が対象になるのかという質問やっただと思いますので。それでよろしいでしょうか。

現在、老人医療が適用されておられます65歳から74歳までの一定の障害をお持ちの方、この方に対して、現在、老人医療が適用されておるわけですが、この方たちは、例えば、今、福祉医療の対象になっておられる方もおられます。ですから、その福祉医療の対象になっておられる方が、後期高齢者の医療保険に移行しますと、窓口での自己負担、これは当然、公費負担になりますので、要りません。

ただし、後期高齢者の保険料を支払う必要が生ずるわけです。一方、移行しないという判断をされる場合には、障害認定を撤回していただきまして、認定申請を撤回していただきまして、障害として認められなくなりますので、そのまま現在の医療保険に残ることになるわけです。

ですから、その場合、被用者保険の被扶養者の方につきましては、これは保険料は、自分の保険料としては払っておりませんので、保険料を払わずに、ただしその場合は、当然、窓口の一部負担が発生しますので、保険料を払わずに、現在の医療保険に残った方が有利か、それとも後期高齢者の医療保険に比べて、窓口での自己負担を公費で見ていただく方が有利か、これ、それぞれ、一人一人状況が違いますので、またその保険料と自己負担だけの関係ではなくて、例えば、世帯の負担限度額の問題であるとか、いろんな問題がありますので、できれば、私としては、その該当者、約、宿毛では200名の方が、現在、老人医療、65歳から74歳までの方で、老人医療を受けられている方がおられますので、皆さんに説明をしたいというふうに考えております。

ただ、国民健康保険、それから被用者保険の本人、この方は、もう既に、現在も保険料を払っているわけですから、後期高齢の方の医療制度に移行しても、保険料は当然、払うわけですから、この方については、余り大きな違いはないのではないかなというふうに考えてます。

ただまあ、先ほど言いましたように、単に保険料と自己負担の関係だけではありませんので、それぞれのケースについて、該当される方がわかりやすく判断できるように、提案していきたいというふうに考えております。

それから、2点目の保健指導について、現在の基本健康診査並びに保健指導は、病気の早期発見により、早期治療を行うことを目的にやっておるので、これからの特定健診も、それを目指している。まさにそのとおりです。

もちろん、特定健康診査、特定保健指導事業も、そういったことを中心にはやっていきますけれども、今回の特定保健指導では、特定健康診査を受診された方一人一人に応じた健康づくりのアドバイスを、生活習慣の改善を、みずからが選び、行動していただく。まず、このことを、特に今回は重点に置いて、もちろん議員おっしゃるように、病気の早期発見、これは当然でありますけれども、まず、本人に行動をしていただく、そのことを、特にアドバイスしていこうという内容になっております。

具体的には、健診結果などから、生活習慣病のリスクに応じて、生活習慣改善の必要性が低い方には情報提供、それから中程度の方には、動機づけ支援、それと高い方に対しては、積極的支援の保健指導を行うということになっておりますので、どうかご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（宮本有二君） 5番浅木 敏君。

○5番（浅木 敏君） 再質問をいたします。

先ほど、説明を受けましたが、まだ不十分な部分もごございますが、あと時間が少ないので、また次の機会によろしくということにいたしたいと思います。

それから、学校関係、保育関係ですね。これにつきましては、市長お話ありましたように、あくまでもこれは提案だと。これからどっちも含めて、市民の皆さんに十分な討論をしてもらって、その結果、執行部としては、できれば執行部案でやっていきたいんだろうと思いますが、意見を取り入れて、対処するということですので、そのことを聞きおきたいと思います。

なお、今度の提案にありました中で、いずれにしても、小筑紫と宿毛は、もう耐用年数がきていると。どっちにしても、立て直さないかんわけですが、その中で、やるとした場合は、木造でやるということを明確にしておりますね。そういう話を聞いたんですが、ではないですか。

そういうふう聞いておったんですが、もしそうでなかったら、また一言答弁願いたいんですが。

私としては、県のいろいろな公共施設等についても、県レベルでも木造化の推進ということで、各市町村で、もう取り組んでいきようわけです。宿毛としても、橋上の住宅を木造にするとか、いうことに取り組んできたわけですが、今、木造建築についても、技術が進んでおりますので。

学校等についても、こういった公の施設についても、可能な限り、そういうふうに取り組んでもらいたと。

学校も、そういう方向で考えてるというふうにとらえておったんですが、その部分について、なお説明があればお願いします。

○議長（宮本有二君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長、浅木議員の再質問にお答えをいたします。

学校規模の問題がありまして、小筑紫地区の学校については、木造で対応できる可能性は、十分ありますので、そんな計画もありますが、宿毛地区の学校については、木造で対応することになりますと、もう広大な土地が必要になりますので、長い、2階、3階ということになりますと、耐震補強の問題でも、大変ですので、宿毛地区については、無理だと思いますし、そんな予定ではないです。

以上です。

○議長（宮本有二君） 5番浅木 敏君。

○5番（浅木 敏君） 先ほど、教育長の方から、説明を受けましたので、そのことでわかりました。

なお、先ほど述べましたように、大きな建物でも、内装等については、木造できる分もありますので、今後とも、さらに検討をしていただきたいと、このようにお願いいたしまして、質問を終わります。

○議長（宮本有二君） これにて一般質問を終結いたします。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後 2時25分 散会

平成19年
第4回宿毛市議会定例会会議録第4号

1 議事日程

第8日（平成19年12月12日 水曜日）

午前10時 開議

第1 議案第1号から議案第22号まで

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 議案第1号から議案第22号まで

----- . . . -----

3 出席議員（15名）

1番 今城誠司君	2番 岡崎利久君
3番 野々下昌文君	4番 松浦英夫君
5番 浅木敏君	6番 中平富宏君
7番 有田都子君	8番 浦尻和伸君
9番 寺田公一君	10番 宮本有二君
11番 濱田陸紀君	12番 西郷典生君
13番 山本幸雄君	15番 西村六男君
16番 岡崎求君	

----- . . . -----

4 欠席議員（1名）

14番 中川貢君

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局長 夕部政明君
次長 岩本昌彦君
議事係長 岩村研治君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市長 中西清二君
副市長 西野秋美君
企画課長 岡本公文君
総務課長 出口君男君
市民課長 弘瀬徳宏君
税務課長 美濃部勇君

会計管理者兼 会計課長	安澤伸一君
保健介護課長	三本義男君
環境課長	岩本克記君
人権推進課長	土居利充君
産業振興課長	茨木隆君
商工観光課長	立田明君
建設課長	豊島裕一君
福祉事務所長	沢田清隆君
上下水道課長	頼田達彦君
教育委員長	奥谷力郎君
教育長	岡松泰君
教育次長兼 学校教育課長	小島正樹君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	有田修大君
学校給食 センター所長	小野正二君
千寿園長	村中純君
選挙管理委員 会事務局長	野口孝夫君

-----・-----・-----

午前10時01分 開議

○議長（宮本有二君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「議案第1号から議案第22号まで」の22議案を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

4番松浦英夫君。

○4番（松浦英夫君） 皆さん、おはようございます。4番、松浦でございます。ただいまより、質疑を行いたいと思います。

今期定例会には、22議案が提出されておりますが、私の質疑は、議案第1号別冊の、平成19年度宿毛市一般会計補正予算（第5号）についてであります。

今議会におけます補正予算の主なものは、いわゆる人事院勧告に伴う給与関係が主たる補正であります。私といたしましては、以下3点について、質疑を行います。

まず、1点目は、ページ11ページの第15款、財産収入の第1項2目1節利子及び配当金について、お伺いをいたします。

まず、1点目は、この基金利子等の中にあります宿毛小学校図書館基金について、お尋ねをいたしますが、いつごろ設立をされたものであるか。また、基金の活用方法並びに趣旨について、お示しをいただきたいと存じます。

そして、宿毛小学校図書館基金積立金利子といたしまして、当初予算におきましては、2万円計上いたしており、今回、新たに4万円の追加の補正であります。歳出につきましては、どの予算の中に計上されておられるのか、お示しをいただきたいと思います。

次は、その他の基金の利子等につきましては、それぞれの基金に繰り入れており、必要なとき

に、基金から繰り出すシステムであります。

宿毛小学校図書館基金につきましても、他の基金と同様の管理をすべきであり、あわせて基金の利子等、運用益の範囲内で活用すべきではないかと思いますが、どのようなシステムであるのか、お尋ねをいたします。

そして、今年度において、本日までにこの運用益、いわゆる宿毛小学校図書館基金を活用しての図書費を、宿毛小学校に幾ら配分したのか、お尋ねをいたします。

2点目ではありますが、ページ24ページ、第5款農林水産業費の中の第3項、2目19節負担金補助及び交付金についてであります。宿毛市元気のでる市町村総合事業補助金といたしまして、170万円計上されております。本予算につきましては、当初予算におきまして、100万円計上しており、今回、170万円追加の補正であります。当初予算の審議に加わっておりませんので、この事業の内容といたしましうか、どのような事業を行おうとしているのか。また、この事業を行うことによって得られる効果は、どのように考えておられるのか、お示しをいただきたいと思います。

次は、27ページ。第7款土木費の第3項4目15節工事請負費についてであります。

宿毛市総合運動公園遊歩道整備工事費といたしまして、268万4,000円が計上されておりますが、これは、11月10日の高知新聞の報道によりますところの会計検査院が実施をいたしました、2006年度の決算検査報告の中で指摘をされました遊歩道整備計画に関するものであります。報告内容及び国庫補助金を返還しなかった理由について、お示しをいただきたいと思います。

以上であります。

○議長（宮本有二君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（小島正樹君） 教育次長兼学校教育課長、松浦議員の質疑にお答えいたします。

議案第1号別冊、平成19年度宿毛市一般会計補正予算、ページ数で11ページ、款・項・目の15・1・2・1の中で、宿毛小学校図書館基金積立金利子4万円の補正の関係での質問がありました。

まず、1点目としまして、設立と基金の活用方法、趣旨についてですが、宿毛小学校図書館基金につきましては、兵藤健吉さんより、宿毛小学校図書館の図書の実をを図る目的に2,000万の寄附を受けまして、平成9年に基金として設立をしております。

その活用方法につきましては、宿毛市立宿毛小学校図書館基金条例第3条で、基金の運用から生ずる利益は、一般会計歳入歳出予算に計上し、宿毛市立宿毛小学校図書館の図書購入の財源に充てられております。

基金から生ずる利息につきましては、図書購入の財源の一部としまして、学校の図書購入を実施をしております。

今回の補正予算の計上についての質問ですが、今回、図書館基金積立金の利息額が当初予算見積を上回るようになりますので、財産収入に4万円を計上させていただいております。

今回、歳出は計上してはおりませんが、これにつきましては、一般会計の当初予算で9・2・2の小学校の教育振興費の需用費で対応をしたいと思っております。従いまして、今回、歳出予算は計上をしております。

それから、基金の繰り出しについてのシステムについてなんです、先ほど申しましたように、基金の活用方法については、利息を一般会計予算に計上して、図書購入に充てておりますが、他の基金のように、一度積立金を計上して基金会計に繰り入れるような方法になっており

ません。したがって、今後は、松浦議員の指摘のように、必要に応じて基金条例も含めて、一度、基金会計に積み立てて、それから歳出するとか、そういう方法を今後、検討していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（宮本有二君） 産業振興課長。

○産業振興課長（茨木 隆君） おはようございます。産業振興課長、4番、松浦議員の質疑にお答えいたします。

議案第1号別冊、平成19年度宿毛市一般会計補正予算（第5号）の歳出、ページ24ページの5款3項2目の19節負担金及び交付金の中の、宿毛市元気がでる市町村総合事業補助金170万円についてでございますが、この事業は、県単独の事業です。

地域資源を生かして、商品開発や販売等、地域の活性化を目的にした事業に対して、県補助金を受け、事業主体へ交付するものです。

事業内容及び、また効果につきましては、全国でも有数の産地でありながら、鮮度落ちが激しい。既存の流通にのせにくいというキビナゴを加工して、商材として、年間を通じて販売する商品を開発する機械を購入するための事業費を受けたものです。

この機械は、小魚の中骨を取る小魚開き専用機と言いますが、それを購入するものです。

補助金の交付先につきましては、材料を調達する。それから、加工する。それから、販売するという専門の知識を持った方々がグループを組んで、共同体と言いますか、そういうグループを組んで事業を起こすということになってます。

名称は、「結」宿毛」といいます。事業費の交付先は「結」宿毛」というところへ出すようになります。

それから、事業費の内訳につきましては、補助対象事業費が340万です。それも、県補助

金2分の1、170万を受けて事業主体の方へ交付します。

補助金の170万円については、もう事業主体の持ち出しとなっております。市補助金は、持ち出さなくても構わん事業になってますので、交付するものです。

よろしく願いいたします。

○議長（宮本有二君） 建設課長。

○建設課長（豊島裕一君） おはようございます。建設課長です。4番、松浦議員の質疑にお答えをいたします。

議案第1号別冊、平成19年度宿毛市一般会計補正予算（第5号）。ページ27ページ、7款3項4目公園費の15節工事請負費268万4,000円、宿毛市運動公園遊歩道整備工事費につきまして、まず、会計検査で今回ののり面工事につきまして、工法的に不適切であったということで、指摘を受けましたことにつきましては、担当課長としてまず深くおわび申し上げます。

そして、今後、このようなことのないように努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

それでは、説明をいたします。

松浦議員から、高知新聞に載ったように、会計検査で報告を受けた事項、どうして返還にいたらなかったかの理由をご説明をいたします。

まず、宿毛市運動公園の東側に遊歩道、延長1,357.8メートル、幅員3メートルで遊歩道を申請するために、平成16年、17年ののり面を掘削いたしまして、平成17年、18年で法面に植物を繁茂させて、侵食、風化を防止するために、植生工として植生マットを施工しております。

平成17年度は、植生マット1,689平米、18年度が8,294平米、トータル9,983平米を施工しております。

18年度の会計検査の現地検査におきまして、17年度分1,689平米のうち、1,075.6平米、そして18年度施工分8,294平米のうち、1,346.7平米につきましては、植栽が70パーセント以上繁茂してないと、70パーセント以上生えてないと、目的の効果を果してないのではないかという指摘を受けまして、その工法的には、土壌硬度が30という、土壌硬度が30ミリという硬度以上については、現在、宿毛市がやっている工法は不適切であろうと。現地へ検査へ行きまして、部分的にかたいたこありますので、そのかたいとこで、はえてないところについては、工事的に設計の工法が不適切ではないかという指示を受けまして、全体の約3分の1の面積につきまして、不適切であろうという中で、全体の面積のうち、トータル2,922.3平米について、その補助金で424万1,000円については、不適切で不当であろうという指摘を受けております。

その指摘につきまして、向こうの指摘につきまして、うちの方は、その目的を達するように手直ししますということで協議いたしまして、18年度施工分1,846.7平米につきましては、施工後1年以内ということで、瑕疵担保期間でもあり、業者と協議しまして、施工業者で手直ししていただきますと。

17年度施工分1,075.6平米につきましては、施工後1年を経過しており、また会計検査院の方から、かたい土壌については、植生マットの工法が適切ではなかったのではないかという指摘を受けて、宿毛市で手直しするように回答しております。

手直しの工法につきましては、専門業者と協議いたしまして、現在、敷設しているネットを利用し、のり面のかたいところに土、客土を吹きつけまして、のり面の保水力を確保するように、現在、試験施工しており、緑化が見られま

すので、その工法で、客土工法で今回、17年度施工分を予算計上させていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（宮本有二君） 4番松浦英夫君。

○4番（松浦英夫君） 今、3点についてそれぞれ担当の課長の方からご説明をいただきました。

今の公園と、元気のでる市町村事業については、十分わかりました。

そしてまた、基金の管理の分についても、今後の取り組み等について、運用益の範囲内でわかるようにしていくということであります。

お金にかかる部分でありますし、基金の提供者の思いを有効に活用するという部分で、ぜひともそういう方向で取り組んでいただきたいというふうに思います。

以上で質疑を終わります。ありがとうございました。

○議長（宮本有二君） 5番浅木 敏君。

○5番（浅木 敏君） おはようございます。

5番、質疑を行います。

多くの議案が出されていますが、まず、主に予算関係だけについて質問させていただきます。

まず、議案第1号別冊、19年度宿毛市一般会計補正予算について質問をいたします。

最初に、10ページ歳入の関係ですが、第14款県支出金、2項2目1節です。就労意欲促進事業費補助金117万7,000円が計上されておりますが、これは当初予算にはありませんでした。この事業内容について、ご説明をお願いします。

なお、歳出の方に同一名称はないですが、どのように分かっているのか、説明をお願いしたいと思います。

次に、同じく14ページ、第2款第1項6目13節の委託料です。これは、元弘瀬小学校教職員住宅白蟻駆除委託料として、39万3,0

00円が計上されておりますが、これの対象戸数、対象坪数、それと床下だけだと思いますが、床下だけなのかどうか。それから事業内容、そういうものを含めた事業内容について、ご説明をお願いいたします。

次に、22ページ、第4款第2項3目11節で、施設修繕費を92万4,000円増額することになっておりますが、その内容をご説明をお願いします。

あわせて、3,400万の予算で大型火葬炉を設置いたしました。その後の利用状況に変化があるかどうかについて、お聞きいたします。

次に、32ページ、第10款第2項2目15節工事請負費442万9,000円の事業内容について、ご説明をお願いいたします。

最後に、特別会計でございますが、議案第3号別冊、19年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算についてであります。

9ページ、第8款第1項1目23節一般被保険者保険税還付金が、当初140万であったものが、さらに30万円増となっております。還付対象者数を含め、内容の説明をお願いいたします。

以上で1回目の質疑を終わります。

○議長（宮本有二君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（沢田清隆君） おはようございます。福祉事務所長、5番、浅木議員の質疑にお答えします。

議案第1号別冊、平成19年度宿毛市一般会計補正予算（第5号）、10ページでございます。

10ページ、第14款第2項第2目第1節就労意欲促進事業費補助金117万7,000円の補正についてでございますが、これにつきましては、障害福祉サービス利用者負担上限額は、利用者本人の年金収入及び入所施設等での就労収入等工賃でございますが、これをもとに算定

されております。

昨年の基準では、障害者が就労して得た収入も、施設利用料に消えることになり、障害者の就労への意欲が低下する傾向が見られました。

そのために、平成19年4月からの基準では、就労収入額に応じ、工賃収入を定め、施設利用料等を差し引いても、障害者の手元に就労収入が残るように改正されました。さらに、平成18年4月から19年3月までの間、授産施設等へ入所し、工賃を得て、働いていた方のうち一定の条件を満たす方につきましては、平成19年4月改正後の利用者負担額と、当時の利用者負担額の差額について、本事業で助成をし、障害者の就労意欲の向上と、就労を通じて自立を促進するための補助金でございます。補助率は4分の3となっており、施設といたしましては、宿毛授産園、大方生華園に、現在、14人入所しているものでございます。

以上でございます。

済みません、説明が抜けておりました。

歳出につきましては、市負担分の歳出につきましては、既存予算内の3款1項2目の20節介護給付費等扶助費の中で対応することになっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（宮本有二君） 総務課長。

○総務課長（出口君男君） 総務課長。5番議員の質疑にお答え申し上げます。

議案第1号別冊、平成19年度宿毛市一般会計補正予算（第5号）、14ページでございます。

2款1項6目財産管理費の中で、今回、元弘瀬小学校教員住宅白蟻駆除委託料39万3,000円を計上させていただいておりますけれども、その対象戸数及び坪数、それから駆除の対象が床下のみかというご質問でございますけれども、対象戸数は6棟でございます。坪数は、87坪。

今回、約、その算定根拠といたしましては、坪4,300円を想定して計上させていただいております。それと、床下のみかということでございますけれども、家屋全体を、地域の方々からシロアリが飛んでいるという苦情等もございまして、それを取り壊しをする経費がかなりかかるということで、今回、このシロアリ駆除という経費で、最小の経費で、とりあえず対応させていただきたいということでございまして、家屋全体を駆除するという予定でございます。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 環境課長。

○環境課長（岩本克記君） おはようございます。環境課長、5番、浅木議員の質疑にお答えいたします。

議案第1号別冊、平成19年度宿毛市一般会計補正予算、ページ22ページ。第4款衛生費、2項3目斎場費の11節需用費の92万4,000円の内容の説明ということですが、平成4年4月より火葬業務を開始いたしまして、当施設の維持管理についても、常に注意を配り、利用者に対し、適切な環境に努めておりましたが、今回の排気筒、煙突の破損、損傷には、屋上に上がらないとわからないために、このほど発注した2号炉の改築工事のために、施設を調査確認したところ、発見されたものであります。

放置しておきますと、破損、腐食が進み、煙突内に落下し、炉の故障にもつながるおそれがありますので、今回、2号炉改修工事にあわせ、3号炉の飛散防止、また雨じまい等の排気筒修繕を行いますとともに、経費節減になることから、今回、90万4,000円の補正を行い、実施しようとするものです。

また、この間発注いたしました大型炉の増設工事のその後の利用状況に変化はどうだったのかというご質問でございますが、現在のところ、11月20日から2月15日までに、広報等、

業者に対しまして修繕することを伝えております。

また、現在のところ、利用状況につきましては、19年度11月現在225件の利用状況で、若干、1号炉しか使っておりませんので、今のところ、4件ないし5件は少なくなっております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（宮本有二君） 建設課長。

○建設課長（豊島裕一君） 建設課長、5番、浅木議員の質疑にお答えいたします。

議案第1号別冊、平成19年度宿毛市一般会計補正予算（第5号）、ページ32ページ、10款第2項2目工事請負費442万9,000円の工事内容ということでございますので、まず、ここにつきましては、先ほど、会計検査院で指摘を受けました宿毛市運動公園の遊歩道でございまして、4月12日から15日にかけての台風4号によりまして、遊歩道ののり面2カ所が崩壊をいたしまして、ここにつきましては、会計検査院から現在、指摘を受けて、まだ供用開始をしておりませんので、補助災害復旧事業の対象外となりまして、今回、単独災害復旧事業で行うものでありまして、事業内容につきましては、2カ所の崩壊につきまして、掘削土量が730立方メートルで、のり面の成型、そしてのり面の緑化等でございます。

あと、現在、そこにつきましては、8分で、勾配が8分で施工しておりましたが、崩壊しておりますし、より安定を図るために、ゆるくして、1割の勾配で切るように施工しております。

これにつきましては、単独事業債で、12月に一般単独事業債の対象になるように申請しております。

○議長（宮本有二君） 税務課長。

○税務課長（美濃部 勇君） 税務課長。5番、

浅木議員の質疑にお答えいたします。

議案第3号別冊、平成19年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算、9ページ、8・1・1の23、償還金利子及び割引料30万円の増額の理由でございますが、この過誤納還付金につきましては、納税義務者が納付した税額が過納、または誤納になった場合に、現年度分につきましては、歳入の科目から戻出しておりますが、過年度分につきましては、この23節から還付しております。

当初予算及び9月予算で、過誤納還付金として240万計上させていただいておりましたが、今日現在、過誤納還付金として233万9,000円支出しております、予算残額としては6万1,000円となっております。

そのために、今後の国保の状況等勘案した場合に、今後の還付金として30万程度必要と、そういうことで、今回、補正予算を計上させていただいたものでございます。

現在までの還付金の金額の件数といたしましては、51件を還付しております。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 5番浅木 敏君。

○5番（浅木 敏君） 5番、再質疑をいたします。

先ほどの説明で、大部分はわかりましたが、2つの点について質問します。

1点は、弘瀬の職員住宅、教職員住宅のシロアリ対策ですが、ちょっと心配しておりましたが、建物全体を対策したということでございます。

なお、シロアリの駆除の保障期間というのは、通常5年くらいというふうに聞いているわけですが、シロアリにやられてだめなような空き家の宿舎については、やはり、もう撤去していかんと、いずれまた広まってくるという心配もあるわけですね。

そういったもので、今後、どうするのかについて、お伺いします。

それと、もう1件は、先ほど環境課長の方からご説明いただきました火葬場の修繕の問題ですが、そのように、説明ありましたとおり、修繕をされるということですが、利用人員と言うたら変な言い方ですが、これの増減について、余りふえてないというふうにも聞きましたが、私の聞くには、大型化したことによって、相談しやすくなったと。大型化によって、使いやすくなったというふうにも聞いているわけです。

そういった面から、ふえているのではないかと想像したわけですが、そうになってないということですが、

なお、使用料は、歳入の方で増になっているわけですが、48万円予算増になっているんですが、斎場使用料の増とは関係あるのかないのかについて、ご説明願いたいと思います。

以上で終わります。

○議長（宮本有二君） 総務課長。

○総務課長（出口君男君） 総務課長、5番議員の再質疑にお答えを申し上げます。

元弘瀬小学校の教員住宅のシロアリ駆除の関連で、いわゆる効果の期間が5年程度だというふうには聞いていたということですが、今回、私どもも業者に確認をしたら、約10年ぐらい、状況によっては、今、ご質問議員が言われましたように、5年程度のケースもあるけれども、5年から10年。大体10年ぐらいは効果が持続するというふうな話をお伺いしております。

それと、今後の対応でございますけれども、基本的に、今回、私どもも当初、撤去して、こちらに運搬する計画を持っておりました。取り壊しをし、港まで出す経費で、約900万程度。それから、海上運搬、これはいわゆる産廃処理

の免許を持った方でないとできませんので、それが今回、確認をしましたら、市内にその業者がないということもございまして、恐らく1,000万以上の経費がかかると。

島民の方の不安は、当然、除去しなければなりませんので、とりあえず、その島民の不安を解消するということから、今回、39万3,000円の予算を計上させていただいて、対応させていただくと。

将来的には、当然、撤去、取り壊しをして撤去しなければならないというふうを考えております。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 環境課長。

○環境課長（岩本克記君） 環境課長。5番、浅木議員の再質疑にお答えします。

先ほど、増減が、斎場の方、余り、大型炉になって、余りないと。ふえてないような言い方でしたけれども、まだ大型炉は、今、修繕中でございます。ですから、今まで、10月までは普通どおり、前年度どおり、大体のペースで来ておりますけれども、今から12月を含まして、工期が2月25日でございますので、若干、今から減るとは思います。

それで、歳入の方のページ8ページ、12款の使用料及び手数料の1、使用料、3節の1、48万円との関係はということですが、これは、全然あれとは関係ありません。今まで、10月までの使った今の使用料でございます。ということは、今の現在でしたら、現在の生活環境の変化に伴いまして、どうしても近代化の住宅の新築等があります。そして、持ち家で葬儀する傾向が少なくなりまして、どうしても斎場で通夜等を含む葬儀が執り行われるということが、ここ近年多くなってきておりますので、今回、半年間で16回の使用料がありました。ですから、あと残り3月までの期間に、使用回数

がどうしても増加が見込まれるということで、今回、市内使用料として16回分、1回3万円ですので、48万円を計上しているものでございます。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 5番浅木 敏君。

○5番（浅木 敏君） 今の説明で十分わかりましたので、私の質疑は以上で終わります。

○議長（宮本有二君） 6番中平富宏君。

○6番（中平富宏君） おはようございます。6番、質疑を行います。

私が行いますのは、議案第1号別冊、平成19年度宿毛市一般会計補正予算、及び議案第2号別冊、平成19年度宿毛市簡易水道事業特別会計補正予算の2議案でございます。

まず、一般会計補正予算のページ14、2款1項19目25節、財政調整基金積立金2,277万8,000円についてであります。

これの主な減額の理由について、説明を求めたいと思います。

続きまして、ページ17、3款1項2目、障害者福祉費の13節、障害者自立支援システム導入委託料365万4,000円の減額、そしてその下の18節障害者自立支援システム導入事業備品購入費345万9,000円の増額。この2つについては、関連があると思います。一緒に合わせてご説明を求めたいと思います。

続きまして、ページ19、3款2項3目私立保育所運営費の中で、13節の宿毛保育園入所児童運営委託料396万8,000円の増額。そして、大島保育園入所児童運営委託料537万6,000円の増額。そして、その下の19節、宿毛保育園運営補助金の233万8,000円の減額になっております。これについて、理由の説明を求めたいと思います。

続きまして、ページ22、4款3項1目の塵芥処理費の宿毛湾港流通工業団地水質検査委託

料10万5,000円が計上されております。

これは、新たな項目の予算と思いますが、これについて説明を求めたいと思います。

続きまして、ページ26、7款2項4目13節の市道大島中央線工事損失補償調査委託料126万6,000円が計上されております。この損失補償に対する調査委託料ということです。この内容について、詳しい説明を求めたいと思います。

続きまして、先ほども松浦議員の質疑でありましたが、ページ27、7款3項4目15節の宿毛市総合運動公園遊歩道整備工事費268万4,000円の増額についてであります。先ほど、課長の方から説明もありましたが、全体の事業費としては、848万円が不当ということであります。

新聞報道によりますと、マット方式の方が安いから、盛土をするのではなく、マット方式をとったというような報道がなされておりますが、マット方式をとった場合と、盛土をとったときの差額は幾らであったのか、その点についてお示しを願いたいと思います。

続きまして、ページ29、9款2項3目9節の普通旅費2万4,000円の減額、そして13節現場管理業務委託料6万3,000円の減額、そして、15節咸陽小学校校舎耐震補強工事費285万6,000円の減額と、合わせて294万3,000円の減額が計上されております。

一般質問等でもいろいろと論議がありましたが、一連の学校統廃合の説明の中で、校舎の耐震補強については、予定と言いますか、予想以上にお金がかかるというイメージがございます。減額補正ということで、予定価格よりも安かったということだと思いますが、咸陽小学校において、一次診断から補強工事完成まで、1校に幾らかかったのか。そして、そのうち、宿毛市

としての独自の持ち出しが幾らかかったのか、お示しを願いたいと思います。

続きまして、議案第2号別冊の方に移ってまいりたいと思います。

ページ7、1款1項3目15節の鶴来島簡易水道生活基盤近代化工事費1,901万円、これの減額。そして、同じ節で、沖の島簡易水道再編推進工事費として、ほぼ同額の1,971万円の増額が計上されております。

これについて、説明を求めたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（宮本有二君） 総務課長。

○総務課長（出口君男君） 総務課長、6番議員の質疑にお答え申し上げます。

議案第1号別冊、平成19年度宿毛市一般会計補正予算（第5号）。14ページの2款1項19目の財政調整基金費の、今回2,277万8,000円の減額を計上させていただいております。

財政調整基金積立金、基金費につきましては、当初予算で2,266万2,000円計上させていただいております。その後、今年度、19年度の普通交付税等の増もございまして、9月補正で増額補正をさせていただいております。現計で1億6,743万2,000円という形になっておりますけれども、今回、12月補正予算の編成に当たりまして、いわゆる予算の歳入歳出総額につきましては、435万1,000円の減額でございますけれども、そのうち一般財源見合分につきましては、今回、民生費等で1,100万、商工費で900万等、増額、一般財源ベースで見ますと増額になっております。

したがいまして、全体の財源調整で、当初、財政調整基金を積み立てる予定にしておりました1億6,743万2,000円から、今回、一般財源で不足する部分、2,277万8,0

00円を積み立てずに減額をしようとするものでございます。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（沢田清隆君） 福祉事務所長、6番、中平議員の質疑にお答えいたします。

議案第1号別冊、平成19年度宿毛市一般会計補正予算（第5号）。17ページの3・1・2の13、委託料と18の備品購入費、あわせてご説明させていただきます。

障害者自立支援システム導入委託料365万4,000円の減額についてということですが、障害者自立支援システムと申しますのは、介護給付費等の請求を国保連合会が一括して審査して、市へ請求するためのシステムでございます。

まず、当初予算に計上しておりました13節委託料365万4,000円につきましては、障害者自立支援法の施行に伴い、市町村がサービス事業者に対し、支払うこととされている介護給付費等の審査支払事務を効率化するために、国保連合会へ事務処理委託するために予算計上をしていたものでございますが、国保連合会がこのシステム導入に当たりまして、必要最小限の簡易ソフトを開発したことにより、システム導入に伴うパソコン等の購入でよくなったために、この委託料を減額し、備品購入費とあわせて、役務費でもございますが、役務費に予算の振りかえを行ったものでございます。

役務費につきましては、回線使用料4万5,000円と、審査支払手数料15万円となっております。備品購入費345万9,000円でございますが、これはシステム開発等を含め、パソコン等を購入するための予算でございます。

続きまして、同じく一般会計でございますが、民生費の19ページ、市立保育所運営費の委託料につきましては、説明をさせていただきます。

これは、宿毛、大島保育園の委託料につきまして、入所初日の年齢に応じ、国が定めた保育単価によって算出し、毎月支払いをしているものでございます。

当初予算では、宿毛保育園110人で6,128万4,000円で計上いたしておりました。大島保育園につきましては、65人で4,235万8,000円で計上していたものでございますが、年度途中に入退所がございまして、現時点では宿毛保育園が10人増の120人、大島保育園で8人増の73人となっております。

それぞれに保育単価を掛けて、差し引きいたしますと、宿毛保育園で396万8,000円、大島保育園で537万6,000円の不足を生じたため、今回、合計の934万4,000円を増額補正させていただいているものでございます。

次に、19節の補助金でございますが、補助金につきましては、宿毛、大島保育園には、私立の保育園でございますが、委託料のほかに保育の実施に必要な経費を補助しております。

補助金につきましては、4月当初の在籍児童を基準に、年間補助金を決定しております。

宿毛保育園は、当初予算で計上していた児童数より、途中入所があったので、その分、委託料がふえたため、補助金は減額しております。大島はしていませんが、大島保育園につきましては、当初予算時には想定できていなかった職員の配置に伴い、4月の補助金決定時、既に補助金予算の不足が生じておりましたけれども、途中入所が見込まれることを想定し、当初予算の額で決定しておりましたので、今回、委託料は増額となりましたが、補助金の減額はしていません。

なお、最終的には、実績に伴い、精算を行い、不用額が生じた場合は補助金の減額を行います。

なお、宿毛保育園におきましては、18年度

決算で委託料が7,700万、大島保育園は委託料が5,300万、補助金が3,500万、宿毛保育園で補助金が3,500万、大島保育園で1,500万の補助金を出しております。

なお、この委託料につきましては、国庫と県で、この国庫負担金が2分の1、県が4分の1で、負担金として市の方に4,000万と2,000万、合わせて6,000万が国庫と県の、それぞれ負担金で入るようになっておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 環境課長。

○環境課長（岩本克記君） 環境課長、6番、中平議員の質疑にお答えいたします。

議案第1号別冊、平成19年度宿毛市一般会計補正予算、ページ22ページ。

第4款3項1目塵芥処理費の13節委託料、宿毛湾港流通工業団地水質検査委託料10万5,000円の増額。追加項目の内容について、ご説明というご質問でございますが、宿毛湾港流通工業団地に2社、企業の進出に伴いまして、企業の事業活動に伴う公害の発生を防止し、周辺住民の健康と生活環境の保全に資する目的といたしまして、今回、公害防止協定を締結するに当たり、事前に水質検査の調査を行うための委託料の補正でございます。

また、その後、業務内容によっては、排出基準、水質分析の項目を追加しなくてはならないかもしれませんが、その折には、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 建設課長。

○建設課長（豊島裕一君） 建設課長、6番、中平議員の質疑にお答えをいたします。

議案第1号別冊、平成19年度宿毛市一般会計補正予算（第5号）。ページ26ページ、7款2項4目13節委託料126万6,000円、

市道大島中央線工事損失補償調査委託料の内容ということでございます。説明をいたします。

大島中央線の未改良部分の南側の山の中腹に、ウコッケイを養鶏し、玉子を出荷しているところがございまして、来年から本格的に山切りをして、工事の騒音が予想されますので、鳥は非常に敏感で、玉子を産まなくなったり、普段より数量が少なくなったり、することが想定されますし、以前もそういう事例がございまして、今回、ウコッケイの養鶏の数、玉子の出荷数、金額等で、工事の影響によってどのようなあれがあるか、工事損失調査を行うものでございます。

続きまして、27ページ、7款3項4目公園費の工事請負費の中で、268万4,000円の、まず、高知新聞で848万円不当ということで報じられておりまして、これは、会計検査院から指摘を受けた面積にかかった費用でございます。それに対して、その補助金50パーセント、424万1,000円が、会計検査院から不当だと指摘を受けておりまして、それについて、宿毛市につきましては、まず、のり面につきましては、バックホーで掘削でき、容易にできたということで、硬度について、一定、植生マットが適用できるじゃないかと、工事をいたしましたけれども、どうしても3分の1ぐらいが、今の植生マットに不適切なかたい硬度であったということでございます。

それにつきましては、かたい硬度については、通常、厚層基材の吹きつけということで、かたいところにラスを張って、客土するという工法が適切かとは考えておりまして、その工法でいきますと、今の植生マット工法の約2倍以上、1平米当たり4,500円かかるという状況でございます。

今回、手直しにつきましては、現在、張っておるネットを利用しまして、その上に客土をし

て、対応していきたいと考えております。

○議長（宮本有二君） 学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（小島正樹君） 教育次長兼学校教育課長。中平議員の質疑にお答えいたします。

議案第1号別冊、平成19年度宿毛市一般会計補正予算（第5号）ですが、ページ数で29ページ、9・2・3の旅費と委託料についての減額の理由であります。工事が完成をいたしましたので、事務費の精算をいたしました。

それともう1点、咸陽小学校の全体工事の内容についてであります。内容につきましては、平成15年度に耐震診断業務、これは通常、一次診断と言いますが、を、82万9,500円で実施をいたしました。

それと、平成18年度に耐震診断。これ二次診断なんです。それと耐震補強計画策定業務を、260万6,100円で実施をいたしました。

それと、もう一つ、18年度に耐震補強診断と耐震補強工事実施設計業務を304万5,000円で実施をいたしました。そして本年度、先ほどの委託料の精算もあります。工事の管理業務を100万8,000円で実施をし、それから、請負工事費につきましては、5,032万4,400円で実施をいたしました。

全体の事業につきましては、5,781万3,000円であります。

それと、財源につきましては、国費が2,493万4,000円、県費が651万4,000円、起債につきましては、1,530万円、一般財源は、1,106万5,000円であります。

なお、耐震工事は、昭和43年に建築をいたしました1,333平方メートルについて実施をし、別棟の校舎1,065平方メートルは、昭和58年と62年に建築をしております。

また、体育館の800平方メートルにつきま

しては、平成6年度の建築ですので、耐震補強工事は必要ないと考えております。

以上です。

○議長（宮本有二君） 上下水道課長。

○上下水道課長（頼田達彦君） 上下水道課長、6番、中平議員の質疑にお答えいたします。

議案第2号別冊、平成19年度宿毛市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）。ページ7、1款1項3目15節の工事請負費、鶴来島簡易水道生活基盤近代化工事費1,901万円の減額と、沖の島簡易水道再編推進工事費の1,971万円の増額の理由ということです。

鶴来島簡易水道生活基盤近代化工事につきましては、平成18年度と19年度の2カ年の計画でございます。

18年度は、国からの内示が12月になったために、測量設計の委託業務に時間を費やし、平成18年度の工事費6,110万円を全額繰り越しいたしました。

18年度の電気計装設備工事について、予算作成のために、1社から参考見積を取り、概算工事費を予算計上させていただいておりましたが、実施設計をするに当たり、5社より見積もりを取り、一番安価な見積もりを採用したことにより、957万6,000円の減。また、入札減により、468万4,000円の減。測量設計委託料減額分159万円を合わせて1,585万円の減額となりました。

その結果、平成18年度の割当工事費に1,585万円の不足が生じたため、平成19年度工事費より不足分を振りかえさせていただきました。

また、平成19年度管路布設工事において、入札減107万2,000円と、精算に伴い、管路延長減による208万8,000円、計316万円が減額となり、18年度へ振りかえした1,585万円と合わせて1,901万円が

減額となったものです。

このことにより、鶴来島の減額分について、県と国と協議した結果、県内の離島で調整を行うこととなりましたので、今回、沖の島簡易水道再編推進工事に変更するものでございます。

なお、沖の島の工事内容につきましては、旧母島小学校へ浄水施設の予定をしておりますので、その取り壊しと、母島、弘瀬の集落内の配管工事800メートルを予定しております。

それと、単独分として、工事費の調整として70万計上させていただいております。

よろしく願いいたします。

○議長（宮本有二君） 6番中平富宏君。

○6番（中平富宏君） 各課長さんから、大変詳しい説明をありがとうございました。

数点につきまして、再質疑をさせていただきたいと思います。

まずは、ページ14、財政調整基金積立金についてでございますが、ただいま全体の増減のために、ふえたところもあれば減ったところもあり、結果として2,277万8,000円の減額という形で財政調整基金の積立金の減額という形で計上をしているというお話でありました。

このことについては、ことしの6月の議会の方で質疑をして、答弁もいただいておりますが、この積立金、3月の当初予算で2,266万2,000円、ただいま課長からも説明がありました。これからスタートいたしました、第2回の定例会で777万2,000円の減額、そして前回、3回目の定例会で、先ほど説明もありました普通交付税の増額という話ですが、1億5,254万2,000円の増額、そして今回の2,277万8,000円の減額で、現在、1億6,743万2,000円を積み立てるといって形になっております。

先ほども言いました6月の定例議会でも、私、

質疑の中で申し述べさせていただきましたが、この財政調整基金のあり方と言いますか、こちらの方は、年度間の財政的な部分の差を埋めるであったりとか、また、突発的な災害であったりとか、また、負の財産の処分のために使うとか、そういった形での積立金というふうに、私、理解をしておりますし、自治法を見たときにも、そういうふうな書き方をしております。

そういった中で、これだけ年間に、積立金イコール基金ではあるんですが、年間で変動があるという形が、どうしてもこの基金の趣旨からして重みがないと言いますか、そういうふうな運用の仕方をしていていいのかなという、そういう疑問が残っております。

そういった中で、どうしてもこの中でこういった処理を会計的にしなくてはならないのか、再度、課長の方からご説明を願いたいと思います。

続きまして、若干、確認と言いますか、再度お聞きしたいんですが、ページ19の保育園の運営委託料、そして運営補助金についてでございます。

経過としまして、児童がふえて、委託料の方が増額になったと。委託料が増額になったために、何がしの補助金ですね、運営補助金、そちらの方が減額になったという形で、今、お聞きをいたしました。

そして、その中でこの運営委託料については、国が2分の1、県が4分の1のお金が出るんで、補助があるんだよというお話もいただきました。

その結果、運営補助金の方が減額になるということで、運営補助金というのは、私、市が単独で持ち出しているものだというふうに理解をしております。児童数がふえて、健全な、健全なといいますか、そういった私立の保育所が運営をできれば、この補助金が減額になるというふうに、今、理解をしたわけですが、その点に

ついて、そういうふうな理解でよろしいのか、ご説明があればしていただきたいなというふうに思います。

続きまして、ページ26の大島中央線の工事損失補償調査委託料なんですが、ただいま詳しい説明、課長からいただきまして、ウコッケイの玉子が生まれなくなるようなおそれがあるということで、その補償費とかの算出と言いますか、どのぐらいの被害があるのかの調査ということだと思いますが、私の感覚がいけないのかどうかかわからないですが、その調査のために、126万6,000円がかかる。余りにもかかりすぎるんじゃないのかなと。

調査内容というのが、こと細かく説明していただかなくてもいいんですが、こういった調査ですね、こういった業者がするのかを含めて、もう少し説明、どうして120万もかかるのか、そこら辺の説明をいただきたいと思います。

そして、ページ27、運動公園のところであります。説明いただいたんですけども、いまいちちょっと、このところだけはピンと来ないところでありまして。

結局、宿毛市として、今回、先ほど松浦議員の質疑の答弁、冒頭に課長の方から申しわけなかったというお話もありましたが、宿毛市にとって、これまあ、工事、間違いだったということだと思うんですが、やり方が。このことによって、幾らの、今回、損失になったのかなという、そういう数字的なものが見えてこないんですよね、今の説明の中で。

吹きつけすれば、平米当たり4,500円かかりますいうて、吹きつけしなかったら幾らかかるのか。全体の話、さっき平米数もありましたけれども、ちょっと僕のメモが間に合わなくて、計算もできないんですが、全体的に、今回のこのことによって、宿毛市として幾らの損失になったのか。

当初に、高い工法であれ、それを計上しておけば、その2分の1は国からの補助金もあったんじゃないかという思いもあります。

そこら辺を含めて、実質的に幾らの損失になったのか、そういった数字が把握できておられれば、ご説明を願いたいと思います。

そして、最後、再質疑最後になりますが、ページ29の耐震補強の中で、補正額の財源内訳を見たときに、一般財源の方が253万円減額になって、これ、当初1,380万4,000円だったと思います。そして、地方債の方も890万の減額。これ、当初2,420万だったと思います。

それで、国庫支出金、国県からもらえるお金、これが848万7,000円の増額という形になっていますね。

これ、うちの持ち出し少なくなっただけで、補助金の方がたくさん出ているという形になっていると思うんですが、これ、理由についてご説明を願いたいと思います。

よろしく願いをいたします。

○議長（宮本有二君） 総務課長。

○総務課長（出口君男君） 総務課長、6番議員の再質疑にお答えを申し上げます。

平成19年度一般会計補正予算（第5号）の財政調整基金費積立金の関係で、6月議会、9月議会、12月議会と、このようにたびたび財政調整基金の積立の調整をしているけれども、会計処理上、好ましいやり方なのかというご質問でございますけれども、基本的に積立金は、これ予算、ご質問議員おっしゃいましたように、地方自治法で決算剰余金の2分の1以上を財調に積みなさいという規定がございます。

したがって、毎年度、こういう形で計上をされておりますけれども、財政調整基金の積立そのものは、出納整理期間に、最終的に精算をするという形になっておりますので、当然、ご質

問議員おっしゃいましたように、1年間のうちに、予算は総計主義で計上をしておりますけれども、想定されないような予算が必要な場合もございます。そのための財政調整基金ということで、通常は、この積立金の調整でやらせていただく。

それでできない場合は、いわゆる財政調整基金の方からの繰り入れと。

9月議会でSWANテレビへの貸付金2,082万円、これは財政調整基金からの繰り入れにいたしておりますけれども、これは、提案時には確定していませんで、その後で追加議案という形で提案させていただいた結果、財調の方からの取り崩しという形で処理させていただいておりますので、通常は、先ほど言いましたように、1年間の増減を、財政調整基金の方で調整をさせていただいて、最終的に出納整理期間に精算をさせていただくという形になるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（宮本有二君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（沢田清隆君） 福祉事務所長、6番、中平議員の再質疑にお答えをいたします。

議案第1号別冊、宿毛市一般会計補正予算（第5号）の19ページ、委託料と補助金との関係でございますが、議員ご理解のとおりでございます。

園児がふえれば補助金は減るということでございますので、ご理解よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 建設課長。

○建設課長（豊島裕一君） 建設課長、中平議員の再質疑にお答えをいたします。

ページ26ページの市道大島中央線の工事損失補償の関係で、ウコッケイの玉子の産まなくなるとか、減少について、委託費が現在、計上している委託費126万6,000円が、玉子

の補償とかいう中では高いのではないかというご指摘でございます。

まず、ウコッケイが玉子を産まないことによって、その玉子を産まない分の補償をするのか、そして、鶏舎をそのまま全部動かすべきなのか、そのあたりが、全部産まなくなるのか、減少して元へ戻るのかあたりの調査をいたしますので、そのあたりで計算しております。

あと、これをできる業者はどういう業者かと。補償業務ですので、宿毛市内では、まず1社しかないだろうと。あと、補償業務ができる業者に委託したいと考えております。

あと、ページ27ページの7款3項4目公園費の、今回、会計検査院から指摘を受けた工事の中で、宿毛市として、当初から、岩に対応できる工法でやった場合と、現在、指摘を受けた場合と、どのような損失になるかということでございまして。

まず、現在、指摘を受けておった面積のうちの植栽マットでやった金額が、約840万でありまして、それを岩に適用する工法でやると、1平米が約倍の4,500円ぐらいかかりますので、約1,700万ぐらいの事業費がかかります。

この中で、補助金が半分ありますので、50パーセントありますので、当初から言えば、400万からの余分な支出にはなるわけです。宿毛市として。

今回は、その工法に近い、現在のマットを利用し、吹きつける工法をやっております。そして、その中で、268万4,000円の支出をしておりますが、うちの今回の268万4,000円の支出につきましては、17年度の面積に対応しております。あと18年度の分につきましては、1年未満ということで、業者が責任を持って対応をするということでありますので、トータル、うちのは、最初から800万を

やった方がよかったです。それは当然、そういう適正な工法でやるべきでありますけれども、業者に一定、負担をしております、されておりますので、268万4,000円の支出であります。

当初から比べるとどうなるか言いましたら、安なるということは、非常にいいにくい話なのですがですけども、工法としては、最初から適正な工法でやるべきだということで、私も深く反省しております。

○議長（宮本有二君） 学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（小島正樹君） 学校教育課長、中平議員の質疑にお答えいたします。

ページで言いますと、一般会計予算ですが、ページで29ページの財源のことを言われたと思うんですが、財源につきまして、当初予算で歳入歳出予算には入っておりますが、入としてですね、この歳出のところの財源内訳の項目のところで、県費が記載されておりませんので、それで、結果としまして、現在の事業費につきましては、今年度のみで言いますと、全体が5,145万2,400円、国費が2,493万4,000円、県費が590万1,000円、起債が1,530万、一般財源が531万7,400円であります。

ここの歳出の項目については、今後、調整していきたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（宮本有二君） 6番中平富宏君。

○6番（中広富宏君） 大変よくわかりました。

ただ1つ、遊歩道の工事の関係。業者に見てもらったからというお話ありましたが、業者も大変ですので、そのあたりは十分話し合いのもとで行っていただきたいと思います。

質疑を終わります。ありがとうございました。

○議長（宮本有二君） 以上で、通告による質

疑は終了いたしました。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(宮本有二君) ほかに質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

ただいま議題となっております議案のうち「議案第1号から議案第10号まで」の10議案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(宮本有二君) ご異議なしと認めます。

よって「議案第1号から議案第10号まで」の10議案については、委員会の付託を省略することに決しました。

ただいま議題となっております議案のうち、「議案第11号から議案第22号まで」の12議案は、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会へ付託いたします。

おはかりいたします。

議案等審査のため、12月13日及び12月14日の2日間、休会いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(宮本有二君) ご異議なしと認めます。

よって、12月13日及び12月14日の2日間は休会することに決しました。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

12月13日から12月16日までの4日間は休会し、12月17日午前10時より再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時29分 散会

議案付託表

平成19年第4回定例会

付託委員会	議案番号	件名
総務文教 常任委員会 (4件)	議案第11号 議案第12号 議案第13号 議案第14号	宿毛市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について 宿毛市立沖の島へき地診療所に勤務する医師の給与並びに旅費支給に関する条例の一部を改正する条例について 宿毛市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について 宿毛市立小学校設置条例及び宿毛市立中学校設置条例の一部を改正する条例について
産業厚生 常任委員会 (8件)	議案第15号 議案第16号 議案第17号 議案第18号 議案第19号 議案第20号 議案第21号 議案第22号	企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について 市道路線の認定について 市道路線の認定について 市道路線の認定について 市道路線の変更について 市道路線の変更について 市道路線の変更について 市道路線の変更について

平成19年
第4回宿毛市議会定例会会議録第5号

1 議事日程

第13日（平成19年12月17日 月曜日）

午前10時 開議

第1 議案第1号から議案第22号まで

（議案第1号から議案第10号まで、討論、表決）

（議案第11号から議案第22号まで、委員長報告、質疑、討論、表決）

第2 陳情第6号

第3 委員会調査について

第4 意見書案第1号 地方の道路整備の財源確保に関する意見書の提出について

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 議案第1号から議案第22号まで

日程第2 陳情第6号

日程第3 委員会調査について

日程第4 意見書案第1号

----- . . . -----

3 出席議員（16名）

1番 今城誠司君	2番 岡崎利久君
3番 野々下昌文君	4番 松浦英夫君
5番 浅木敏君	6番 中平富宏君
7番 有田都子君	8番 浦尻和伸君
9番 寺田公一君	10番 宮本有二君
11番 濱田陸紀君	12番 西郷典生君
13番 山本幸雄君	14番 中川貢君
15番 西村六男君	16番 岡崎求君

----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局長 夕部政明君
次長 岩本昌彦君
議事係長 岩村研治君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市長	中西清二君
副市長	西野秋美君
企画課長	岡本公文君
総務課長	出口君男君
市民課長	弘瀬徳宏君
税務課長	美濃部勇君
会計管理者兼 会計課長	安澤伸一君
保健介護課長	三本義男君
環境課長	岩本克記君
人権推進課長	土居利充君
産業振興課長	茨木隆君
商工観光課長	立田明君
建設課長	豊島裕一君
福祉事務所長	沢田清隆君
上下水道課長	頼田達彦君
教育委員長	奥谷力郎君
教育長	岡松泰君
教育次長兼 学校教育課長	小島正樹君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	有田修大君
学校給食 センター所長	小野正二君
千寿園長	村中純君
選挙管理委員 会事務局長	野口孝夫君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時10分 開議

○議長（宮本有二君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「議案第1号から議案第22号まで」の22議案を一括議題といたします。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時11分 休憩

----- . . . ----- . . . -----

午前11時16分 再開

○議長（宮本有二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより「議案第1号から議案第10号まで」の10議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（宮本有二君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、「議案第1号から議案第10号まで」の10議案を一括採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（宮本有二君） 全員起立であります。

よって「議案第1号から議案第10号まで」の10議案は、原案のとおり可決されました。

これより「議案第11号から議案第22号まで」の12議案について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（中平富宏君） 総務文教常任委員長。

総務文教常任委員会に付託されました付託議案の審査のご報告をいたします。

本委員会に付託されました議案は、議案第11号、12号、13号、14号の計4議案であります。

議案第11号は、宿毛市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例であります。

本案は、人事院勧告に基づき、若年層に限定した給与表の改定及び扶養手当の増額改定を行うものであります。

給与表の改定については、若年層に限定をし、平均0.75パーセントの増額をするものであり、扶養手当の改定については、月額を現状の6,000円から6,500円に増額するものであります。

担当課から詳しい説明を受ける中で、慎重に審査した結果、原案を適当と認め、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第12号は、宿毛市立沖の島へき地診療所に勤務する医師の給与並びに旅費支給に関する条例の一部を改正する条例であります。

本案も、人事院勧告に基づき、沖の島へき地診療所に勤務する医師の給料表の改定及び扶養手当と調整手当の増額改正を行うものであります。

担当課から、詳しい説明を受ける中で、慎重に審査した結果、原案を適当と認め、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第13号は、宿毛市国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。

本案は、健康保険法等及び国民健康保険法施行令等の改正に伴い、公的年金等からの特別徴収に関する規定を追加するものであります。

担当課から詳しい説明を受ける中で、慎重に審査した結果、原案を適当と認め、賛成多数をもって可決すべきものと決しました。

議案第14号は、宿毛市立小学校設置条例及び宿毛市立中学校設置条例の一部を改正する条例であります。

本案は、学校教育法の改正に伴い、本市の条例を整備するものであります。

担当課からの詳しい説明を受ける中で、慎重

に審査した結果、原案を適当と認め、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

以上、本委員会に付託されました4議案についての報告を終わります。

○議長（宮本有二君） 産業厚生常任委員長。

○産業厚生常任委員長（中川 貢君） 産業厚生常任委員長。

本委員会に付託されました議案の審査結果をご報告をいたします。

本委員会に付託されました議案は、議案第15号、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について。議案第16号、17号、18号は、市道路線の認定について。議案第19号、20号、21号、22号は、市道路線の変更についての8議案であります。

議案第15号は、雇用保険法等の一部を改正する法律が、平成19年4月23日に公布され、国家公務員退職手当法の一部を改正する法律が、同年10月1日及び平成22年4月1日から施行されることになったため、失業手当の受給資格が6カ月以上の勤続期間が12カ月以上に改められたこと。地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が、平成19年8月1日から施行されたことに伴い、これまで育児休業法では1日につき2時間以内に限定されていた部分休業が、何時間でも取得可能に改正されたことなどにより、国に準じて条例を改正しようとするものであります。

議案第16号から議案第18号までの3議案は、宿毛東団地地区内の2路線、総延長343.6メートルと、田ノ浦漁港整備に伴う1路線、総延長56.8メートルを新たに市道として認定するため、道路法第8条第2項の規定により、議会議決を求めるものであります。

議案第19号から議案第22号までの4議案は、市道路線の変更で、道路整備が完了した宿

毛東団地地区内の3路線、総延長1,897メートルと、田ノ浦漁港整備に伴う1路線、総延長2,266.53メートルの起点及び終点の変更を行う必要が生じたため、道路法第10条第3項の規定により、議会議決を求めるものであります。

以上、8議案につきまして、執行部の出席を求め、慎重に審査した結果、いずれも全会一致で原案を適当と認め、可決すべきものと決しました。

以上、ご報告を終わります。

○議長（宮本有二君） 以上で、委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（宮本有二君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより、「議案第11号及び議案第12号並びに議案第14号から議案第22号まで」の11議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（宮本有二君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、「議案第11号及び議案第12号並びに議案第14号から議案第22号まで」の11議案を一括採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（宮本有二君） 全員起立であります。

よって「議案第11号及び議案第12号並びに議案第14号から議案第22号まで」の11議案は、原案のとおり可決されました。

これより、「議案第13号」について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(宮本有二君) 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、「議案第13号」について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(宮本有二君) 起立多数であります。

よって「議案第13号」は、原案のとおり可決されました。

日程第2「陳情第6号市道二ノ宮野地線の改良拡幅について」を議題といたします。

本件については、産業厚生常任委員長から、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

おはかりいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(宮本有二君) ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することになりました。

日程第3「委員会調査について」を議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、目下委員会において調査中の事件については、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

おはかりいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(宮本有二君) ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することになりました。

日程第4「意見書案第1号地方の道路整備の財源確保に関する意見書の提出について」を議題といたします。

おはかりいたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、提案理由の説明を省略することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(宮本有二君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は提案理由の説明を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(宮本有二君) 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(宮本有二君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(宮本有二君) 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

おはかりいたします。

「意見書案第1号」は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（宮本有二君） ご異議なしと認めます。

よって、「意見書案第1号」は、原案のとおり可決されました。

おはかりいたします。

ただいま、意見書案が議決されましたが、その条項、字句、数字その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（宮本有二君） ご異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字その他の整理は議長に委任することに決しました。

以上で、今期定例会の日程はすべて議了いたしました。

閉会にあたり、市長からあいさつがありますので、発言を許します。

市長。

○市長（中西清二君） 市長。閉会のあいさつの前に、1つだけ、議員の皆様、また市民の皆様にはぜひ聞いていただきたいお話がございます。

私も宿毛市としては、県境を越えてお隣の愛南町、また宇和島市、そしてまた、海を隔てて佐伯市等の、九州との深いつながりを持っております。

実は、昨日朝7時のフェリーで、佐伯市へ参りまして、23時のフェリーで帰ってまいりました。

これは、本市の体育協会のお計らいで、ソフトボールチームの交流会をしてきたわけでございます。本市から2チームまいりまして、佐伯市側から2チームということで、ソフトボールの交流試合、これは壮年の部でございますが、してまいりました。

このときにあいさつをさせていただきました、宿毛フェリーの、ちょうど3周年に今月、再開から3周年に当たります。市民の皆様、また議員各位のおかげをもちまして、この3周年、ずっと宿毛フェリーが本当に海の国道として、存続をしまっております。

佐伯市の方におかれましては、来年、大分県の国体がございます。そういった関係から、佐伯市まで九州の高速道路が通じることになります。これが6月ということございまして、この宿毛フェリーのやはり重要性がますます高まってくるというふうに、私は思っております、このソフトボール交流のついでと申しますか、佐伯市側の西島市長にもお会いしてまいりまして、ある方のお世話で、また商工会議所の会頭様にもお話をさせていただきました。

ただいま、宿毛フェリーでは、この業績そのもの、輸送実績そのものは上がっておりますが、ご存じのとおり、これは運送業全般、そしてまた、漁民の方々も一緒でございますが、燃料高騰という事態がございます。

約、この3年前の当初、乗り出しの時期から3倍ほどの燃油が高騰しております。こういった関係で、本来、これがなければ、事業計画どおり黒字に転換しておるわけでございますが、まだまだこの燃料高騰が続くのではないかというふうな見方もありまして、まだ黒字転換には至っておりません。

そういうことで、この路線が非常に、私自身も、また市民の皆様も、議員の皆様も同じお気持ちだと思いますが、この航路を維持していかなくやいけないというふうな使命感を持っております。

そういうことで、幡多広域市町村圏事務組合の方にもお願いし、また高知県の方も、この路線を支えていこうじゃないかというふうなことをおっしゃってくださっております。

そういった関係で、佐伯市側の西島市長、また商工会議所の会頭にも、この路線の重要性を説明してまいりました。

これからまた、幡多広域の支援がどのような形になるかわかりませんが、ぜひまた議員の皆様並びに市民の皆様にも、このフェリーの重要性を再認識もしていただきまして、みんなで支えていかなければならないという決意を持っているわけでございます。

どうか、今後の推移におきましても、皆様方に、時々において、ご報告をしてまいりたいと思います。どうかひとつ、皆様方のご支援を、ひとつよろしくお願いを申し上げます。

それでは、閉会のあいさつをさせていただきます。

去る12月5日に開会いたしました今期定例会は、年末を控えまして、何かとお忙しい中、議員の皆様方におかれましては、開会以来、連日ご熱心にご審議をいただきました。ご提案申し上げました全議案を、原案どおりご決定をいただきまして、まことにありがとうございます。

今議会はもとよりでございますが、この1年間、一般質問や委員会審議等を通じまして、お寄せいただいた数々の貴重なご意見やご提言につきましては、今後、さらに検討をいたしながら、これからの市政の執行に反映させてまいりたいと考えております。

また、厳しい財政状況を踏まえまして、今後も引き続き、行政改革大綱及び集中改革プランの推進はもとよりでございますが、さまざまな行政課題に積極的に取り組んでまいりますので、議員並びに市民の皆様により一層のご理解、ご協力を賜りますよう、お願いを申し上げます。

ことしも残りわずかとなりました。議員の皆様方におかれましては、どうか健康にご留意されて、ご家族おそろいで、すばらしい新春を迎えられますようご祈念を申し上げまして、閉会

のあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（宮本有二君） 以上で、市長のあいさつは終わりました。

これにて、平成19年第4回宿毛市議会定例会を閉会いたします。

午前11時36分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

宿毛市議会議長 宮本有二

宿毛市議会副議長 寺田公一

議員 濱田陸紀

議員 西郷典生

平成19年12月12日

宿毛市議会議長 宮 本 有 二 殿

総務文教常任委員長 中 平 富 宏

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査結果	理 由
議案第11号	宿毛市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第12号	宿毛市立沖の島へき地診療所に勤務する医師の給与並びに旅費支給に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第13号	宿毛市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第14号	宿毛市立小学校設置条例及び宿毛市立中学校設置条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当

平成19年12月13日

宿毛市議会議長 宮 本 有 二 殿

産業厚生常任委員長 中 川 貢

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査結果	理 由
議案第15号	企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第16号	市道路線の認定について	原案可決	適 当
議案第17号	市道路線の認定について	原案可決	適 当
議案第18号	市道路線の認定について	原案可決	適 当
議案第19号	市道路線の変更について	原案可決	適 当
議案第20号	市道路線の変更について	原案可決	適 当
議案第21号	市道路線の変更について	原案可決	適 当
議案第22号	市道路線の変更について	原案可決	適 当

平成19年12月13日

宿毛市議会議長 宮 本 有 二 殿

産業厚生常任委員長 中 川 貢

閉会中の継続審査申出書

本委員会は、下記の事件について閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、会議規則第104条の規定により申し出ます。

記

1 事 件

受 理 番 号	事 件 名
第 6 号	市道二ノ宮野地線の改良拡幅について

2 理 由 今後なお審査を要するため

平成19年12月12日

宿毛市議会議長 宮 本 有 二 殿

総務文教常任委員長 中 平 富 宏

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第104条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件 (1) 総合計画の策定状況について
- (2) 行政機構の状況について
- (3) 財政の運営状況について
- (4) 公有財産の管理状況について
- (5) 市税等の徴収体制について
- (6) 地域防災計画について
- (7) 教育問題について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

平成19年12月13日

宿毛市議会議長 宮 本 有 二 殿

産業厚生常任委員長 中 川 貢

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第104条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件 (1) 農林水産業の振興対策状況について
(2) 商工業の活性化対策状況について
(3) 観光産業の振興対策状況について
(4) 市道の管理状況について
(5) 環境、保健衛生の整備状況について
(6) 下水道事業の運営管理状況について
(7) 保育施設の管理状況について
(8) 介護保険制度について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

平成19年12月17日

宿毛市議会議長 宮 本 有 二 殿

議会運営委員長 山 本 幸 雄

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第104条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件
 - (1) 議会の運営に関する事項
 - (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
 - (3) 議長の諮問に関する事項
 - (4) 議会報に関する事項
- 2 理 由 議会運営を効率的かつ円滑に行うため

意見書案第1号

地方の道路整備の財源確保に関する意見書

地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

平成19年12月17日

提出者	宿毛市議会議員	中川 貢
賛成者	宿毛市議会議員	岡崎利久
〃	〃	松浦英夫
〃	〃	浦尻和伸
〃	〃	寺田公一
〃	〃	山本幸雄
〃	〃	西村六男
〃	〃	岡崎 求

宿毛市議会議長 宮 本 有 二 殿

説明 口頭

地方の道路整備の財源確保に関する意見書

道路は、豊かな住民生活や活力ある経済・社会活動を支える最も基本的な社会基盤であり、地域間の交流・連携を促進する高規格道路から住民生活に密着した市町村道まで「真に必要な道路」の体系的な整備が必要不可欠である。

中央経済圏から遠隔の四国西南地域において、高速交通網の整備の遅れは地域の産業・経済の発展と生活文化の活性化を阻害する大きな要因となっている。

また、一般国道56号平田・宿毛間は洪水時には道路冠水等により交通が遮断される区間があり、生産物の輸送や、救急医療、台風、地震等の防災対策上大きな支障となっている。

毎年、道路特定財源を上回る多大な一般財源を投入している地方にとって、道路特定財源諸税の暫定税率の廃止など現行の税体系が大幅に変更されることとなれば、立ち遅れている地方の道路整備は多大な影響を受けることとなる。

ついては、地方の均衡ある発展と地域間格差の是正のための「真に必要な道路整備」がこれ以上後退することがないように、次の事項を強く要望する。

記

1 道路特定財源諸税の暫定税率の維持

産業の振興や地域の活性化を図る観点から、高規格道路から生活道路に至るまで、真に必要な道路整備を推進するための道路特定財源の暫定税率を維持し、引き続き道路整備のための財源として安定的に確保すること。

2 地方道路整備臨時交付金制度の拡充

地方が真に必要なとしている道路整備が滞ることなく着実に進むよう、貴重な財源である地方の道路特定財源を維持するとともに、地域の生活に密着した道路整備が安定的に実施されるよう平成20年度以降も地方道路整備臨時交付金を継続すること。

3 地方の道路整備財源の充実

地方が真に必要な道路の整備を計画的に行うことができるよう、未だ整備が不十分である地方への道路特定財源の配分割合を高めるなど、地方における道路整備財源の充実・強化に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成19年12月17日

高知県宿毛市議会議長 宮 本 有 二

内 閣 総 理 大 臣 殿

財 務 大 臣 殿

国 土 交 通 大 臣 殿

一 般 質 問 通 告 表

平成19年第4回定例会

質問 順位	質問議員	質 問 の 要 旨
1	3 番 野々下昌文君	1 子育て支援策について（市長、教育長） （1）妊産婦無料歯科検診について （2）小中学生の虫歯予防について （3）5歳児健診の推進について 2 宿毛新港の防波堤工事について（市長） 3 寄付投票条例について（市長）
2	4 番 松浦英夫君	1 市長の政治姿勢について（市長） （1）今後4年間の取り組みについて （2）保育行政について （3）福祉行政について 2 教育行政について（教育長） （1）教育委員会開催日時の周知及び会議録の閲覧について
3	1 番 今城誠司君	1 市長の政治姿勢について（市長） （1）今後の企業立地促進について 2 教育行政について（市長、教育長） （1）学校再編計画について
4	1 4 番 中川 貢君	1 公契約制度の充実について（市長） 2 指定管理者の指定制度について（市長）
5	9 番 寺田公一君	1 市長の政治姿勢について（市長） （1）無医地区診療について （2）特定健診と特定保健指導について 2 小中学校の再編計画について（市長、教育長）
6	1 1 番 濱田陸紀君	1 梓公園の今後の整備について（市長） 2 観光行政について（市長）

7	5 番 浅木 敏君	1 市長の政治姿勢について（市長） （1）保育園の再編計画について （2）市道の改修について （3）後期高齢者医療制度について 2 学校統廃合について（市長、教育長）
---	--------------	---

平成19年第4回宿毛市議会定例会議決結果一覧表

議 案 (平成19年第3回定例会提出)

議案番号	件 名	議決月日	結 果
第 1 号	平成18年度宿毛市一般会計歳入歳出決算認定について	12月 5日	認 定
第 2 号	平成18年度宿毛市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	12月 5日	認 定
第 3 号	平成18年度宿毛市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	12月 5日	認 定
第 4 号	平成18年度宿毛市へき地診療事業特別会計歳入歳出決算認定について	12月 5日	認 定
第 5 号	平成18年度宿毛市定期船事業特別会計歳入歳出決算認定について	12月 5日	認 定
第 6 号	平成18年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算認定について	12月 5日	認 定
第 7 号	平成18年度宿毛市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について	12月 5日	認 定
第 8 号	平成18年度宿毛市学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について	12月 5日	認 定
第 9 号	平成18年度宿毛市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	12月 5日	認 定
第10号	平成18年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計歳入歳出決算認定について	12月 5日	認 定
第11号	平成18年度幡多西部介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について	12月 5日	認 定
第12号	平成18年度宿毛市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	12月 5日	認 定
第13号	平成18年度宿毛市水道事業会計決算認定について	12月 5日	認 定

議 案 (平成19年第4回定例会提出)

議案番号	件 名	議決月日	結 果
第 1 号	平成19年度宿毛市一般会計補正予算について	12月17日	原案可決
第 2 号	平成19年度宿毛市簡易水道事業特別会計補正予算について	12月17日	原案可決
第 3 号	平成19年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について	12月17日	原案可決
第 4 号	平成19年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について	12月17日	原案可決
第 5 号	平成19年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について	12月17日	原案可決
第 6 号	平成19年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算について	12月17日	原案可決
第 7 号	平成19年度宿毛市老人保健特別会計補正予算について	12月17日	原案可決
第 8 号	平成19年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について	12月17日	原案可決
第 9 号	平成19年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について	12月17日	原案可決
第10号	平成19年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について	12月17日	原案可決
第11号	宿毛市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	12月17日	原案可決
第12号	宿毛市立沖の島へき地診療所に勤務する医師の給与並びに旅費支給に関する条例の一部を改正する条例について	12月17日	原案可決
第13号	宿毛市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	12月17日	原案可決
第14号	宿毛市立小学校設置条例及び宿毛市立中学校設置条例の一部を改正する条例について	12月17日	原案可決
第15号	企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について	12月17日	原案可決
第16号	市道路線の認定について	12月17日	原案可決
第17号	市道路線の認定について	12月17日	原案可決
第18号	市道路線の認定について	12月17日	原案可決

第19号	市道路線の変更について	12月17日	原案可決
第20号	市道路線の変更について	12月17日	原案可決
第21号	市道路線の変更について	12月17日	原案可決
第22号	市道路線の変更について	12月17日	原案可決